

厚木市公共施設最適化基本計画

(改定案)

令和 年 月



厚 木 市

目 次

はじめに.....	- 1 -
1 計画策定の背景と目的.....	- 1 -
2 計画期間.....	- 2 -
3 本計画の位置付け.....	- 2 -
4 これまでの公共施設等の維持管理に関する取組.....	- 3 -
第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し.....	- 5 -
1 公共施設等の現状.....	- 5 -
2 人口の見通し及び財政状況等.....	- 12 -
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	- 20 -
1 公共建築物に関する方針.....	- 20 -
2 土木インフラに関する方針.....	- 31 -
第3章 公共建築物等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	- 38 -
1 施設類型の考え方.....	- 38 -
2 医療施設の管理に関する基本的な方針.....	- 42 -
3 小・中学校の管理に関する基本的な方針.....	- 46 -
4 学校給食センターの管理に関する基本的な方針.....	- 55 -
5 市営住宅の管理に関する基本的な方針.....	- 59 -
6 駐車場・自転車等駐車場の管理に関する基本的な方針.....	- 64 -
7 生涯学習施設の管理に関する基本的な方針.....	- 68 -
8 公民館の管理に関する基本的な方針.....	- 71 -
9 スポーツ施設の管理に関する基本的な方針.....	- 78 -
10 文化財施設の管理に関する基本的な方針.....	- 82 -
11 庁舎等の管理に関する基本的な方針.....	- 85 -
12 老人憩の家の管理に関する基本的な方針.....	- 88 -
13 児童館の管理に関する基本的な方針.....	- 97 -
14 福祉施設の管理に関する基本的な方針.....	- 105 -
15 保育所の管理に関する基本的な方針.....	- 107 -
16 消防署所及び器具置場の管理に関する基本的な方針.....	- 112 -
17 集会施設の管理に関する基本的な方針.....	- 121 -
第4章 公共施設最適化実現への短期的取組.....	- 123 -
1 今後の公共建築物整備の具体的な取組及びスケジュール.....	- 123 -
第5章 フォローアップの実施体制等.....	- 124 -
1 計画の推進体制.....	- 124 -
2 計画の推進に当たっての留意事項.....	- 124 -
用語集.....	- 126 -

はじめに

1 計画策定の背景と目的

本市では、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加及び人口減少に伴う税収の減少が懸念される一方で、人口の増加した 1970～1980 年代を中心に集中的に整備してきた本市の行政サービスを支える公共建築物や土木インフラが、今後一斉に施設の更新時期を迎えることから、膨大な維持管理・修繕、建て替え費用が見込まれるなど、本市の公共施設等を取り巻く環境は一層厳しい状況となっていくことが予測されます。

そのため、本市では、平成 17（2005）年度から都市施設等の適正配置の検討を行う「都市施設等配置計画調査」や庁内横断的な特別推進チームによる地域対応施設の在り方の検討、中心市街地における公共施設の適正配置に向けた検討などを進めてきました。

平成 25（2013）年 4 月には、長期的な視点に立った公共建築物の最適化を進めていくための基本的な方向性を示す「公共施設の最適化基本方針」を定め、市民が将来にわたって安心して快適にサービスを楽しむよう取組を進めているところです。

また、公共建築物、市営住宅、公園、下水道、橋梁に関しては、現在保有している公共施設等について、適正な維持管理を実施することで施設の長寿命化を図るための計画や構想を策定し、従来の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に向けた取組についても進めているところです。

国においても、平成 25（2013）年 12 月には「インフラ長寿命化基本計画」が、平成 26（2014）年 4 月には「公共施設等総合管理計画」の策定に関する総務大臣通知が出されるなど、公共建築物及び土木インフラの総量の抑制、施設の長寿命化、維持管理における民間活力の導入などの総合的かつ計画的な取組を求めています。

このような、本市を取り巻く社会・経済情勢への対応や国の要請等や、「公共施設の最適化基本方針」等に基づく、これまでの公共施設等の維持管理に関する取組を踏まえ、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐため、公共施設等を市民共有の財産として捉え、公共施設等のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的として、平成 27（2015）年 3 月に「厚木市公共施設最適化基本計画（公共施設等総合管理計画）」を策定しました。

その後、国は、「公共施設等総合管理計画」に基づく、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」の策定を地方公共団体に要請しています。

この要請を踏まえ、本市におきましても、公共施設最適化基本計画の改定に併せ、実行計画とする公共施設個別施設計画を策定するものです。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年とします。また、将来人口推計や財政状況の見直し等の変化に対応するため、おおむね 10 年ごとに計画の見直しを行います。

なお、本計画に基づく公共施設の適正配置及び長寿命化に係る実施計画については、おおむね 5 年ごとに見直しを行います。

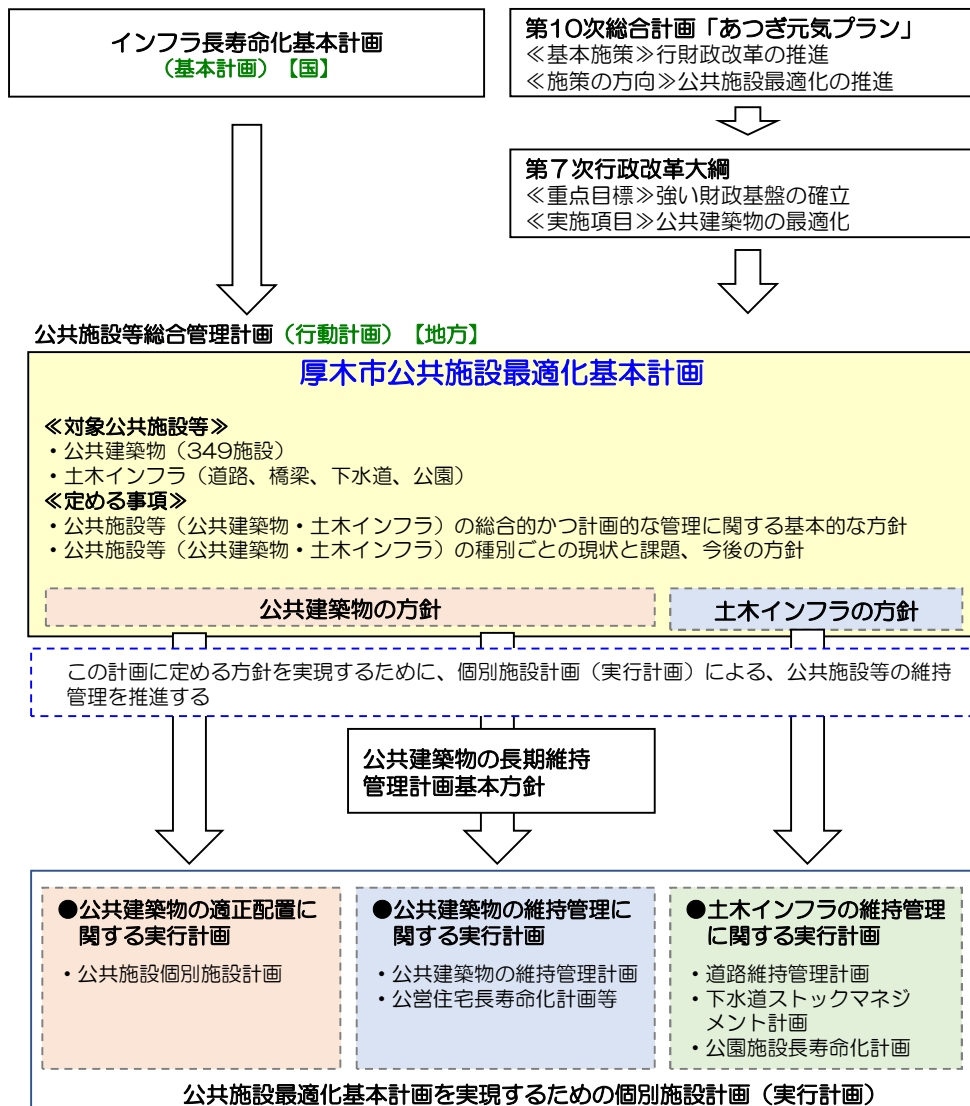
計画期間：平成 27 年（2015）度から令和 36（2054）年度までの 40 年

※本計画はおおむね 10 年ごと、実施計画はおおむね 5 年ごとに見直し

3 本計画の位置付け

本計画は、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について（平成 26（2014）年 4 月 22 日付け総財務第 74 号総務大臣通知）」による公共施設等総合管理計画の策定要請の内容を踏まえたものとし、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進し、建築物やインフラ施設等の種別ごとの今後の方向性を定める計画とします。

なお、本計画に基づく公共施設の適正配置及び長寿命化を推進するための実行計画を策定します。



4 これまでの公共施設等の維持管理に関する取組

(1) 都市施設等配置計画調査

平成 17（2005）年度に、市制施行 50 周年を契機とする都市の再構築を図ることを目的として、保健・福祉施設、教育・文化施設、病院、市庁舎、都市公園、地域コミュニティ施設、スポーツ施設など、297 施設を対象として、都市施設等の適正な配置や在り方について調査研究を行いました。

(2) 特別推進チームによる検討

平成 19（2007）年度に、庁内横断的な組織として特別推進チームを設置し、「地域運営の仕組みと地域施設の在り方」の検討を行い、公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など地域対応施設の今後の方向性について協議しました。

また、平成 21（2009）年度には、引き続き、「公の施設の在り方」、特に施設の維持管理、改修計画についての検討を行うとともに、地域対応施設については、誰もが利用することができるコミュニティ施設として統廃合を行っていくことなどの方向性を示しました。

(3) 中心市街地における公共施設の適正配置に向けた庁内検討チーム

平成 22（2010）年度に、中心市街地の活性化を促す新たな都市基盤整備を進め、総合的な都市機能の向上を図ることを目的に、中心市街地の公共施設の現状把握と適正配置に向けた検討を行いました。

(4) 公有財産有効活用検討委員会

平成 23（2011）年度に、未利用市有財産の売却・貸付け等を積極的に行い、財源確保や維持管理経費の削減を図るとともに、行財政運営の効率化を図ることを目的として「公有財産の有効活用方針」を策定し、28 の市有財産について、有効活用の方針を示しました。

(5) 公共建築物の長期維持管理計画基本方針

平成 23（2011）年度に、市有公共建築物の現状と課題を分析し、長期的な視点から計画的な施設の整備や改修、維持管理、施設の長寿命化を進めるための取組方針を策定しました。

なお、公共施設最適化基本計画の改定及び公共施設個別施設計画の策定に併せ、これまで公共建築物の長期維持管理計画基本方針に位置付けていた建築物の目標耐用年数について、見直しを行うとともに、公共施設最適化基本計画に位置付けました。

(6) 公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン

平成 24（2012）年度に、公共施設管理計画担当を配置し、「公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に基づく公共建築物の長寿命化に向けた総合的な取組及び適切な維持補修を行い、経費の縮減と財政負担の平準化を図ることを目的とした「公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン」を策定しました。

(7) あつぎの道づくり計画

令和 2（2020）年度に、市道の整備、改良、維持管理のほか、道路を活用した様々な活動を対象とする本市の道づくりの基本的な考え方を示す「あつぎの道づくり計画」を策定しました。また、市道の整備、維持管理を計画的に進めるための実施計画として、道路整備プログラム及び道路維持管理計画を策定しました。

(8) 公園施設長寿命化計画

平成 22（2010）年度に、市が管理する公園施設のうち、遊戯施設、修景施設、休憩施設、便益施設、管理施設などを対象として、安全性の確保、ライフサイクルコストの縮減を目的とした「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

(9) 下水道ストックマネジメント計画

令和 2（2020）年度に、市が保有する下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続可能な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的に「下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

(10) 公共施設の最適化基本方針、中心市街地の公共施設再配置計画

平成 23（2011）年度に、施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成 24（2012）年度に設置した、学識経験者や関係団体、公募市民で構成する「厚木市公共施設最適化検討委員会」からの提言を踏まえ、今後 40 年間における公共施設の最適化を進めるための基本的な方向性を示す「公共施設の最適化基本方針」を策定しました。また、中心市街地に設置している公共施設の再配置を進めるための「中心市街地の公共施設再配置計画」を策定しました。

なお、「中心市街地の公共施設再配置計画」の取組については、公共施設個別施設計画に位置付けています。

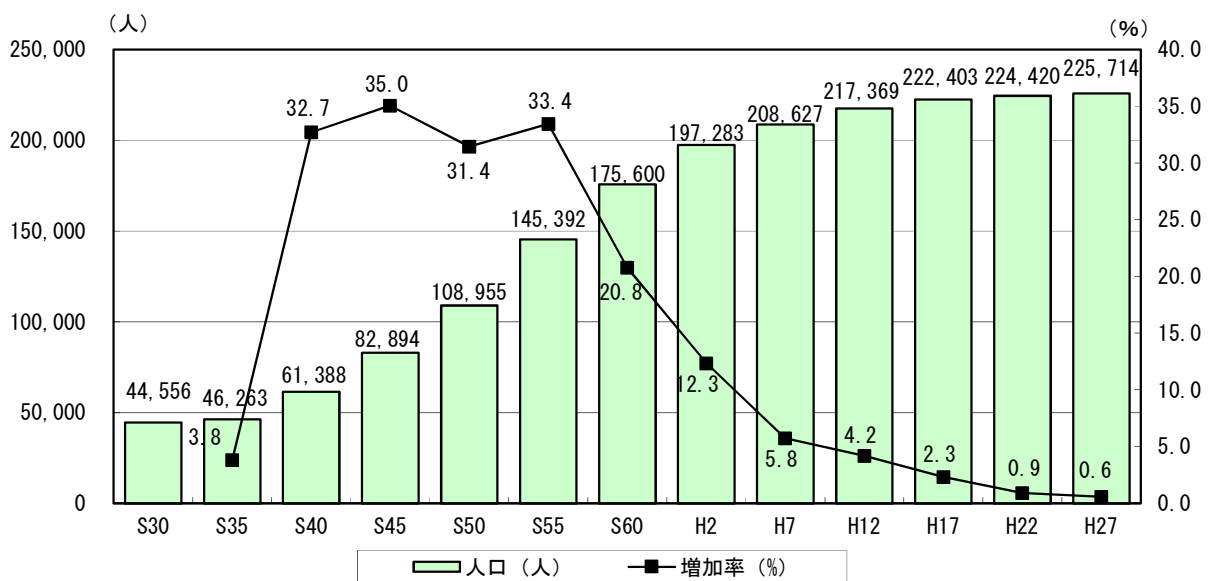
第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共施設等の現状

(1) 急激な人口増加

昭和40(1965)年に61,388人であった人口は、昭和60(1985)年には2.86倍の175,600人まで急増し、この間の5年刻みの人口増加率は平均で30%を超えています。昭和60(1985)年以降も着実に人口は増加していますが、人口増加率は徐々に減少し、平成22(2010)年から平成27(2015)年までの5年間の増加率は0.6%となっています。

このように、本市は、東名高速道路や国道246号線などが完成した昭和40年代から50年代にかけての急激な人口増加とともに都市化が急速に進行しました。



図：人口の推移と増加率

出典：各年国勢調査

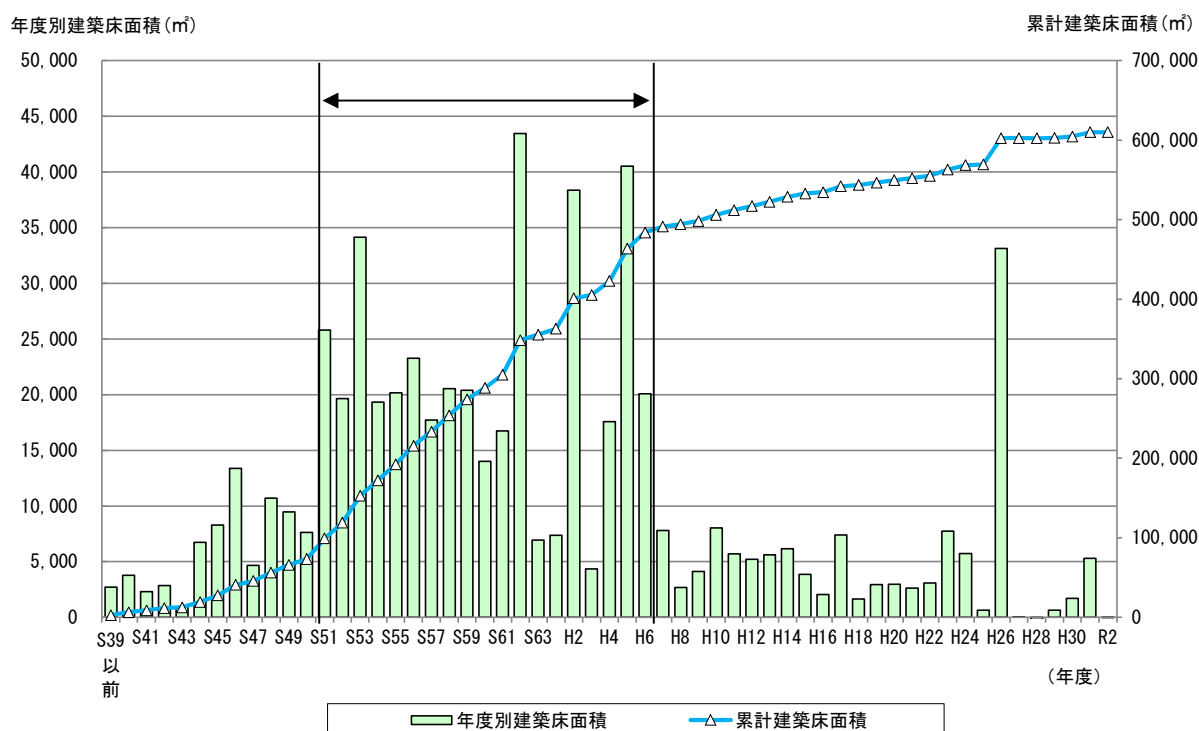
(2) 公共建築物の整備状況と保有量の推移

令和3(2021)年3月31日現在、本市の保有する公共建築物の総保有量は349施設(766棟)、総延べ床面積の合計は約60万3千㎡となっています。

また、前述のとおり、本市は昭和40年代から昭和50年代の急激な人口増加に対応するため、昭和50年代から平成初期を中心に公共施設を集中的に整備しました。

特に、昭和53(1978)年度には小鮎中学校や小鮎小学校を始めとする小・中学校の増設や、文化会館の新設など約3万4千㎡(16施設)を、そしてピークとなる昭和62(1987)年度には睦合東中学校や戸田小学校の新設、七沢自然ふれあいセンターや環境センターなど約4万3千5百㎡(21施設)を、平成2(1990)年には厚木中央公園地下駐車場や総合福祉センター、ふれあいプラザなど約3万8千㎡(19施設)を、平成5(1993)年には荻野運動公園、東町スポーツセンターなど約4万1千㎡(11施設：アミューあつぎ(民間整備)を含む)を整備しました。

公共施設を集中的に整備してきた昭和 50（1975）年度から平成 6（1994）年度までの 20 年間の合計延べ床面積は、約 41 万 8 千㎡であり、現在の公共建築物全体の約 69%を占めています。



図：公共建築物の保有量の推移

（3）公共建築物の経過年数

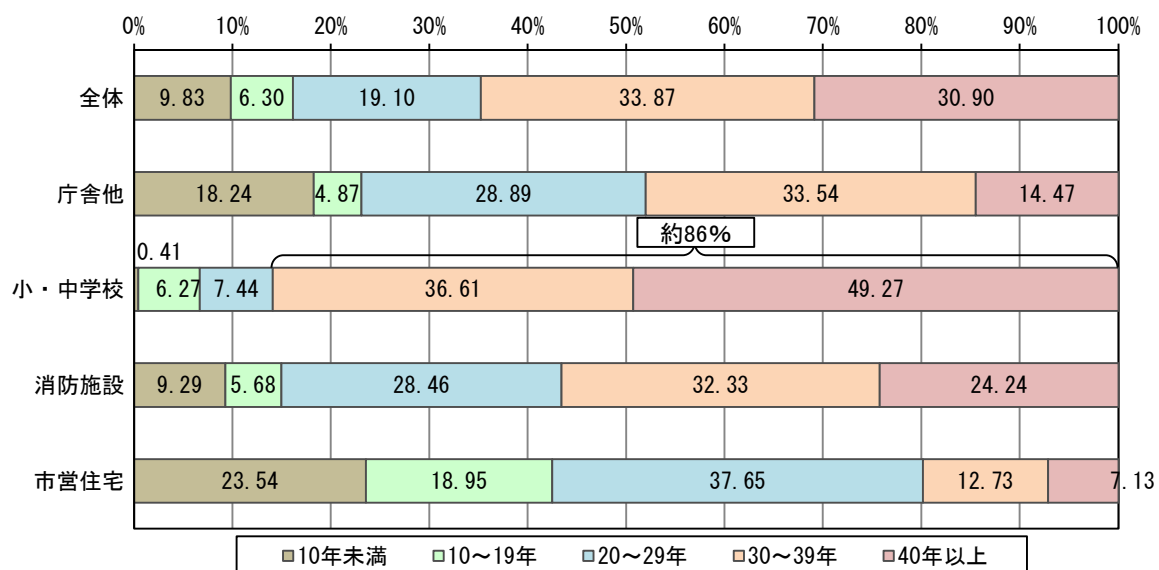
本市では、市民の努力と企業集積地としての優位性による豊かな財政状況を背景として、人口増加が著しい昭和 50 年代を中心に、多くの公共建築物を集中的に整備してきました。こうした状況は、近隣市に比べ公共施設が充実している一方、施設の老朽化が一斉に進み、近い将来、集中的に更新時期を迎えることとなります。

令和 3（2021）年 3 月 31 日現在、本市が保有する公共建築物の経過年数を見ると、老朽化が見え始めるとされる築 20 年を経過した建物の延べ床面積は公共建築物全体の約 84%となっており、各公共建築物の種類別では、学校施設の約 93%、庁舎他の約 77%、消防施設の約 85%、公営住宅の約 58%が築 20 年を経過しています。また、老朽化が顕著に現れてくるとされる築 30 年を経過した建築物の延べ床面積は、公共建築物全体の約 65%となっており、特に学校施設については約 86%の建築物が築 30 年を経過している状況となっています。

表：市有公共建築物ストックの状況（令和3（2021）年3月31日現在）

経過年数	庁舎他		学校施設		消防施設		公営住宅		全体		棟数
	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	
40年以上	39,162.27	14.47%	141,951.62	49.27%	2,914.11	24.24%	2,293.88	7.13%	186,321.88	30.90%	164棟
30～39年	90,783.51	33.54%	105,491.93	36.61%	3,887.35	32.33%	4,095.67	12.73%	204,258.46	33.87%	277棟
20～29年	78,211.75	28.89%	21,432.78	7.44%	3,421.66	28.46%	12,117.88	37.65%	115,184.07	19.10%	180棟
10～19年	13,171.21	4.87%	18,055.67	6.27%	682.73	5.68%	6,098.03	18.95%	38,007.64	6.30%	115棟
10年未満	49,381.67	18.24%	1,186.84	0.41%	1,117.54	9.29%	7,577.28	23.54%	59,263.33	9.83%	30棟
計	270,710.41	100.00%	288,118.84	100.00%	12,023.39	100.00%	32,182.74	100.00%	603,035.38	100.00%	766棟
(用途別)	44.89%		47.78%		1.99%		5.34%		100.00%		

※施設ごとではなく、棟ごとに整理

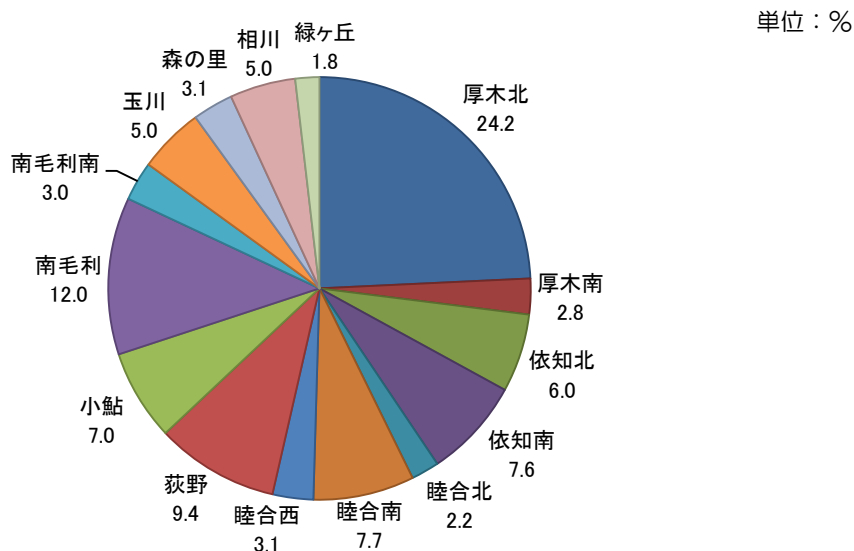


図：各公共建築物における経過年数の割合

(4) 市内の各地区における公共建築物の整備状況

ア 地区別の公共建築物の整備状況

地区別の公共建築物の整備状況は、市役所本庁舎を始め、保健福祉センター、厚木シティプラザ（中央図書館等）、アミューあつぎ（市民交流プラザ等）など、全市的な公共施設（市域対応施設）が整備されている厚木北地区（24.2%）に最も多く整備されており、次いで、人口の多い南毛利地区（12.0%）、荻野地区（9.4%）となっています。



図：公共建築物の整備状況（地区別割合）

表：公共建築物の整備状況（地区別）

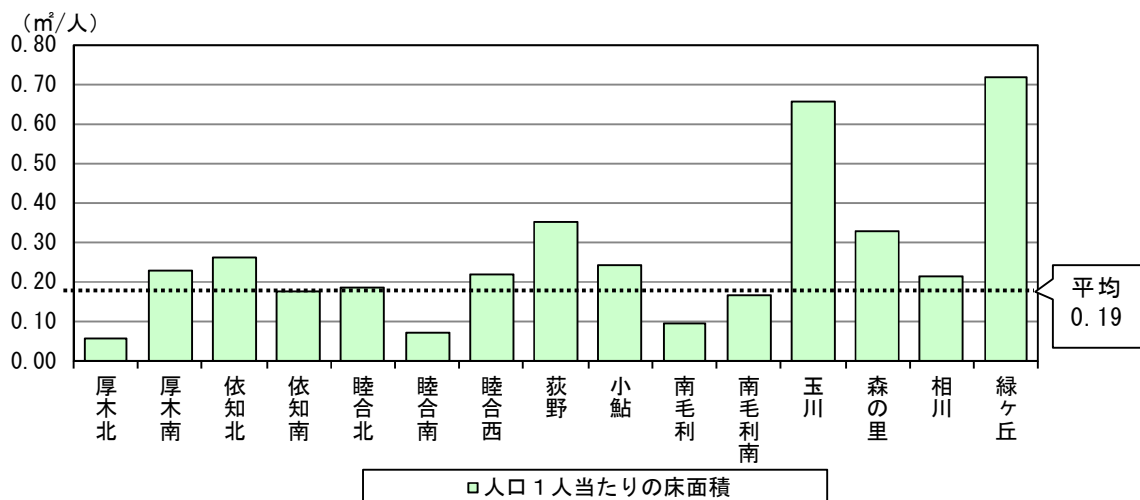
No	地区名	公共施設の建築床面積（㎡）					割合 （%）
		計	学校施設	市営住宅	消防施設	庁舎他	
1	厚木北	146,146.81	17,326.89	2,293.88	2,442.23	124,083.81	24.2
2	厚木南	16,590.00	8,711.35	4,095.67	79.10	3,703.88	2.8
3	依知北	36,117.89	26,248.08	0.00	475.31	9,394.50	6.0
4	依知南	45,866.01	22,357.51	0.00	1,028.58	22,479.92	7.6
5	睦合北	12,997.75	8,108.14	0.00	1,192.06	3,697.55	2.2
6	睦合南	46,613.95	35,963.72	6,494.33	79.92	4,075.98	7.7
7	睦合西	18,824.37	7,583.11	6,094.29	244.58	4,902.39	3.1
8	荻野	56,769.81	28,596.20	0.00	2,066.35	26,107.26	9.4
9	小鮎	41,913.27	22,016.01	5,623.55	918.82	13,354.89	7.0
10	南毛利	72,588.10	35,039.08	7,581.02	774.71	29,193.29	12.0
11	南毛利南	18,010.05	14,022.95	0.00	169.03	3,818.07	3.0
12	玉川	30,387.24	13,041.86	0.00	1,591.83	15,753.55	5.0
13	森の里	18,825.38	16,204.99	0.00	0.00	2,620.39	3.1
14	相川	30,275.64	24,493.73	0.00	960.87	4,821.04	5.0
15	緑ヶ丘	11,109.11	8,405.22	0.00	0.00	2,703.89	1.8
	合計	603,035.38	288,118.84	32,182.74	12,023.39	270,710.41	100.0

※ 四捨五入を行っているため、各地区の割合を合計しても100%にはなりません。

イ 地域対応施設の整備状況

公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など、地域単位で施設を設置している公共施設（地域対応施設）の整備状況は、公民館が 24,028 m²と最も多く、児童館が 8,202 m²、老人憩の家が 7,753 m²となっており、人口1人当たりの延べ床面積は0.19 m²となっています。

また、地区別の整備状況は、人口の少ない玉川地区や緑ヶ丘地区の1人当たりの延べ床面積が、それぞれ0.66 m²、0.72 m²と平均値を大きく上回っており、逆に、市域対応施設の多い厚木北地区（0.06 m²/人）や人口が多い南毛利地区（0.09 m²/人）では、1人当たりの延べ床面積が平均値を下回っています。



図：人口1人当たりの延べ床面積（地域対応施設）

表：地域対応施設（公民館・老人憩の家・児童館）の地区別整備状況

No	地区名	地区別人口 (人)	地域対応施設の床面積 (m ²)							床面積割合 (%)	人口1人当たりの床面積 (m ² /人)
			計	公民館	(施設数)	老人憩の家	(施設数)	児童館	(施設数)		
1	厚木北	22,959	1,326	850	1	0	0	476	2	3.3	0.06
2	厚木南	10,824	2,462	1,718	1	411	1	333	2	6.2	0.23
3	依知北	13,375	3,531	1,735	1	874	5	923	4	8.8	0.26
4	依知南	17,669	3,096	1,759	1	836	5	501	2	7.7	0.18
5	睦合北	10,288	1,925	1,481	1	250	1	195	1	4.8	0.19
6	睦合南	20,122	1,462	686	1	350	2	426	2	3.7	0.07
7	睦合西	10,796	2,361	1,764	1	382	2	215	2	5.9	0.22
8	荻野	13,862	4,853	3,088	2	731	4	1,034	5	12.1	0.35
9	小鮎	14,023	3,421	1,779	1	827	5	814	4	8.6	0.24
10	南毛利	38,845	3,670	1,467	1	1,353	6	849	4	9.2	0.09
11	南毛利南	11,168	1,870	810	1	610	3	450	2	4.7	0.17
12	玉川	3,353	2,203	1,455	1	250	2	498	2	5.5	0.66
13	森の里	6,286	2,054	1,825	1	0	0	229	1	5.1	0.33
14	相川	14,241	3,081	1,518	1	758	5	805	4	7.7	0.22
15	緑ヶ丘	3,715	2,669	2,093	1	120	1	455	1	6.7	0.72
合計		211,526	39,983	24,028	16	7,753	42	8,202	38	100.0	0.19(平均)

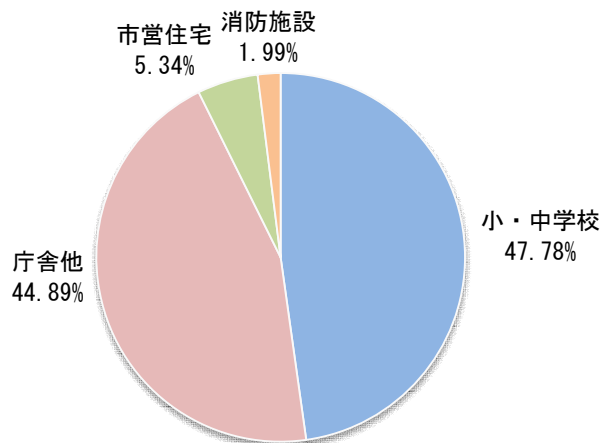
※ 地区別人口は住民基本台帳（令和2（2020）年）

ウ 学校施設の整備状況

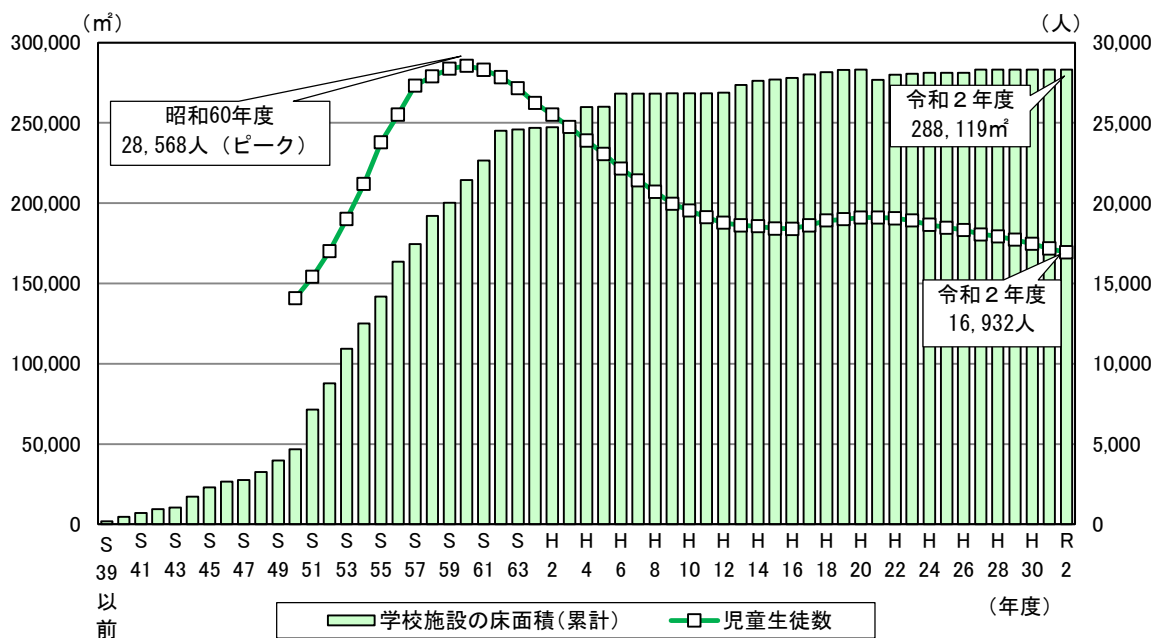
学校施設は、昭和 40 年代後半から児童・生徒数の増加と共に整備が進み、現在、本市には小学校 23 校と中学校 13 校の合計 36 校が整備されています。

学校施設は、本市が保有している公共建築物の約 48%と大きな割合を占めており、また、令和 3（2021）年 3 月 31 日現在、学校施設の約 86%の建物が築 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。

なお、全国的に見ても市区町村が所有する学校施設については大きな割合を占めており、文部科学省施設助成課「公立学校施設における計画策定について（平成 30（2018）年 4 月）」によると、全公共建築物全体の約 4 割となっています。



図：公共建築物の割合

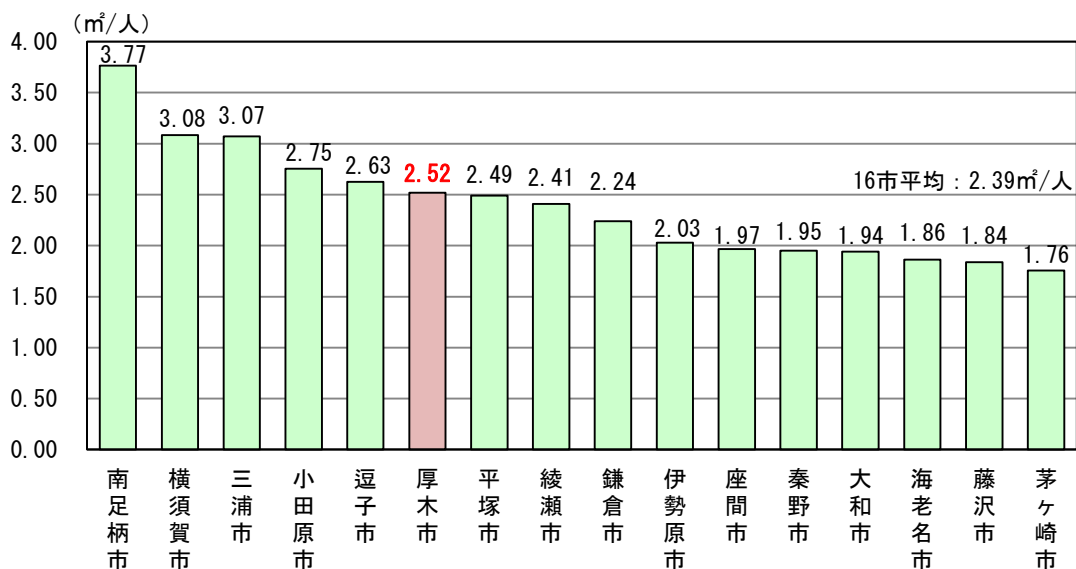


図：学校施設の保有量（延べ床面積）と児童・生徒数の比較

エ 県内他自治体との公共建築物の比較

神奈川県内の政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市における 1 人当たりの公共建築物の延べ床面積の比較をしたところ、本市は 2.52 m²/人であり、16 市の平均に比べ 0.13 m²/人多い状況となっています。

なお、本市の 1 人当たりの公共建築物の延べ床面積を 16 市の平均である 2.39 m²/人にするには、約 2 万 9 千 m²の公共建築物の延べ床面積の削減が必要となります。



※ 人口は神奈川県年齢別人口統計調査結果（令和 2（2020）年 1 月）

※ 公共建築物の管理面積は「公共施設状況調（平成 30（2018）年 総務省）」

図：1 人当たりの公共建築物の延べ床面積

2 人口の見通し及び財政状況等

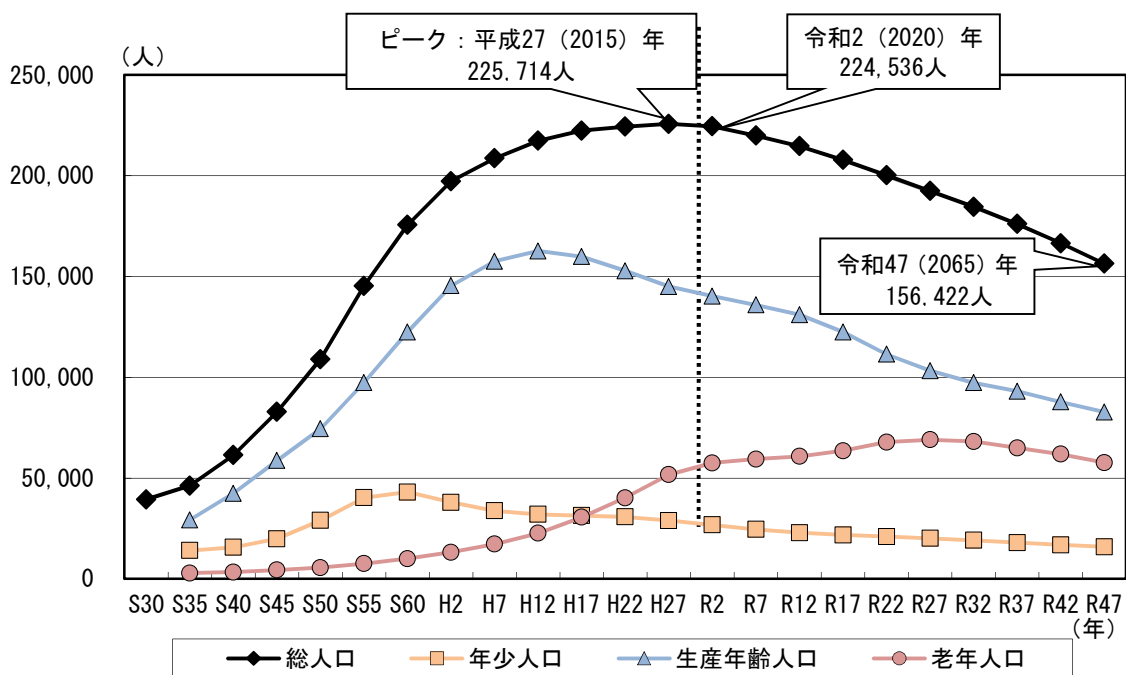
本市では、少子高齢化の一層の進展や人口減少社会の到来による生産年齢人口の減少、これらに伴う税収への影響などにより、今後は、さらに厳しい財政状況が見込まれています。

また、高齢化などによる扶助費の増大により、公共建築物の保全や更新に充ててきた普通建設事業費の割合は、平成のピークである平成6（1994）年度の36.8%から、令和元（2019）年度には、12.2%へと大幅に減少しています。

（1）本市の人口の推移

市制施行時（昭和30（1955）年2月1日）、31,295人であった本市の総人口は、昭和48（1973）年には10万人、平成3（1991）年には20万人に達し、市制施行以来、一貫して増加が続いていますが、近年では横ばいで推移しており、令和2（2020）年1月1日現在では、224,536人となっています。

今後の人口推移については、「第2期厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」における推計値では、平成27（2015）年の225,714人をピークに人口減少に転じ、令和47（2065）年には156,422人まで減少することが推測されており、本市においても今後は、人口減少社会が到来することが予測されています。



※ 平成27（2015）年までは国勢調査の実績値

※ 令和2（2020）年は「神奈川県 年齢別人口統計調査 令和2（2020）年」

※ 令和7（2025）年以降は「第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」推計値

図：人口の推移

(2) 本市の年齢3区分別比率の推移

ア 老年人口（65歳以上人口）

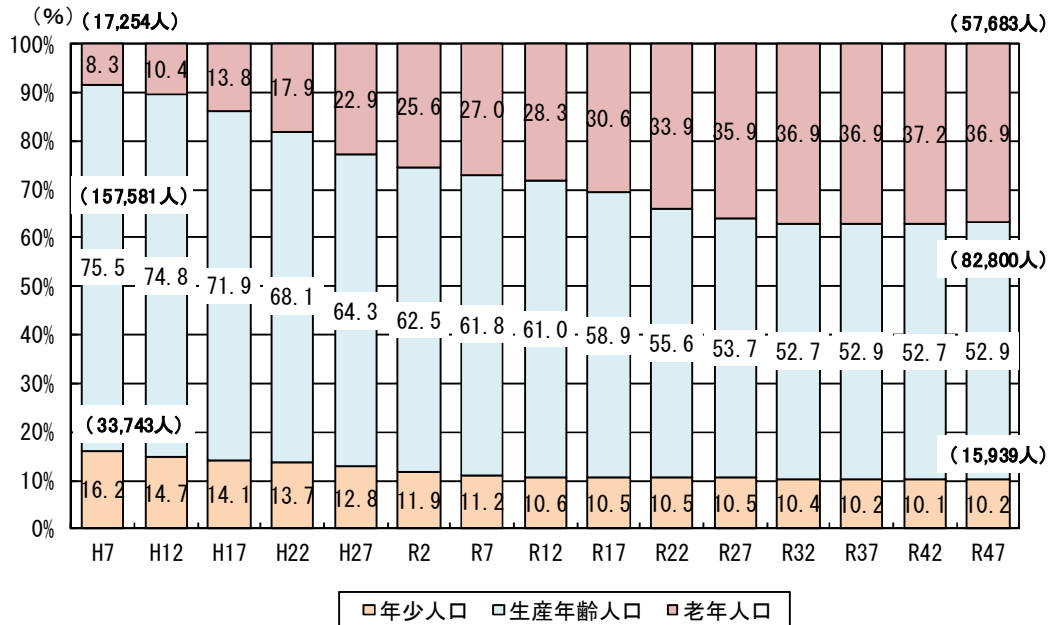
平成7（1995）年には8.3%であった老年人口は年々増加し、総人口に占める割合（高齢化率）は、令和2（2020）年には25.6%（4人に1人が高齢者）となっています。また、令和47（2065）年には36.9%（約3人に1人が高齢者）となることが見込まれます。

イ 生産年齢人口（15～64歳人口）

平成7（1995）年には75.5%と総人口の4分の3を占めていた生産年齢人口は年々減少し、平成27（2015）年には64.3%と3分の2を下回り、令和47（2065）年には52.9%まで減少することが見込まれます。

ウ 年少人口（0～14歳人口）

平成7（1995）年には16.2%と総人口の約6人に1人を占めていた年少人口は徐々に減少し、令和47（2065）年には10.2%と全体の1割程度となることが見込まれます。



- ※ 平成27（2015）年までは国勢調査の実績値
- ※ 令和2（2020）年は「神奈川県 年齢別人口統計調査 令和2（2020）年」
- ※ 令和2（2025）年以降は「第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」推計値

図：年齢3区分別人口比率の推移

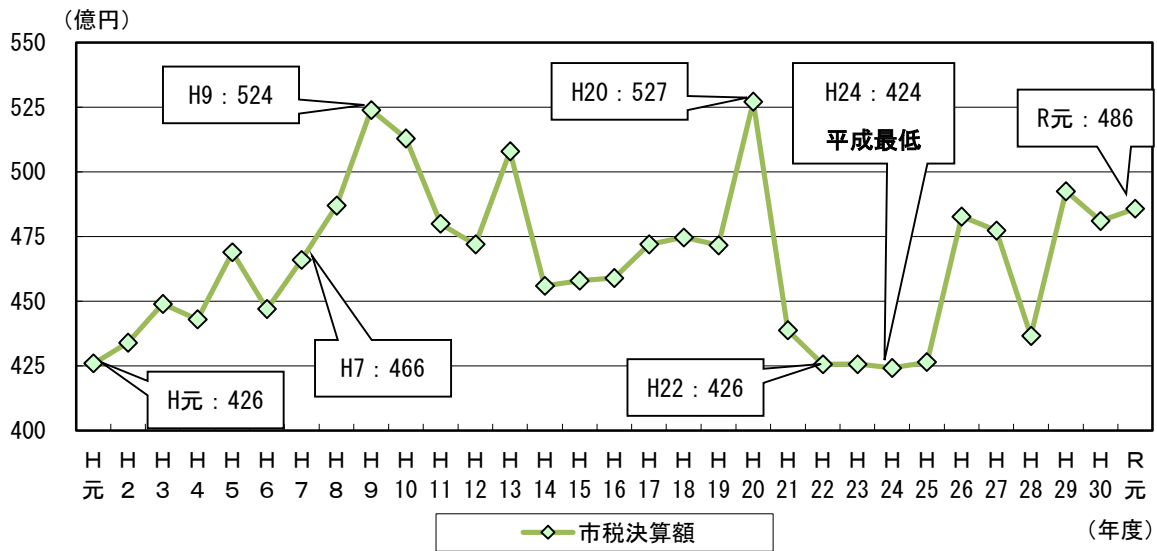
(3) 本市の財政状況の推移

ア 市税決算額の推移

歳入の根幹となる市税収入は、平成元（1989）年度の約 426 億円から平成 9 年（1997）年度の約 524 億円まで増加傾向にありました。その後、増減はあるものの、平成 7（1995）年度以降 450 億円以上あった市税収入は、リーマンショックなどの影響を受け、100 年に一度といわれる景気状況の中、平成 22（2010）年度には平成元（1989）年度の約 426 億円まで減少しました。

平成 23（2011）年度は微増しましたが、平成 24（2012）年度は約 424 億円となり、平成に入って最低の決算額となっています。

本市の市税収入は、法人市民税の比率が高く、景気に左右されやすい構造となっています。平成 20（2008）年度の一時的な増、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの増減については、市内企業の業績に大きく影響を受けた結果となっています。

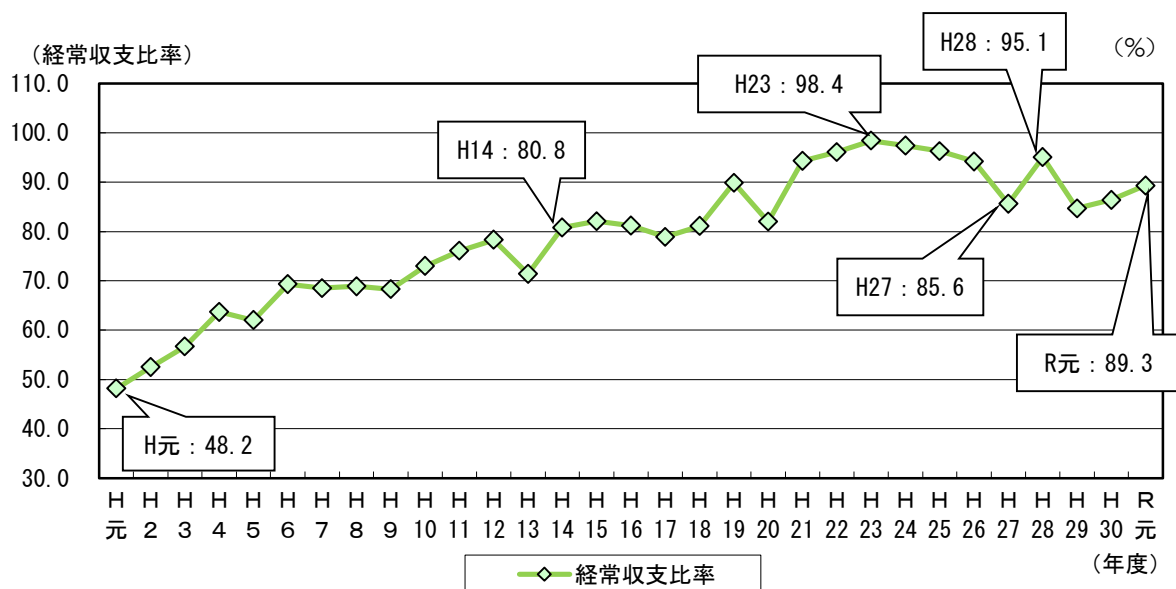


図：市税決算額の推移

イ 経常収支比率の推移

財政の弾力性を判断する基準である経常収支比率は、平成元（1989）年度の48.2%から年々上昇傾向にあり、平成14（2002）年度には80%を超え、平成21（2009）年度に90%を超えた以降、平成23（2011）年度は98.4%まで上昇しました。その後、一旦は減少傾向となり、平成27（2015）年度には85.6%にまで下がりましたが、翌年度には95.1%にまで上昇しました。

なお、総務省のデータによると、令和元（2019）年度の全国自治体の経常収支比率の平均は93.6%であり、本市は89.3%であるため、全国平均に比べて経常収支比率が4.3ポイント低くなっています。

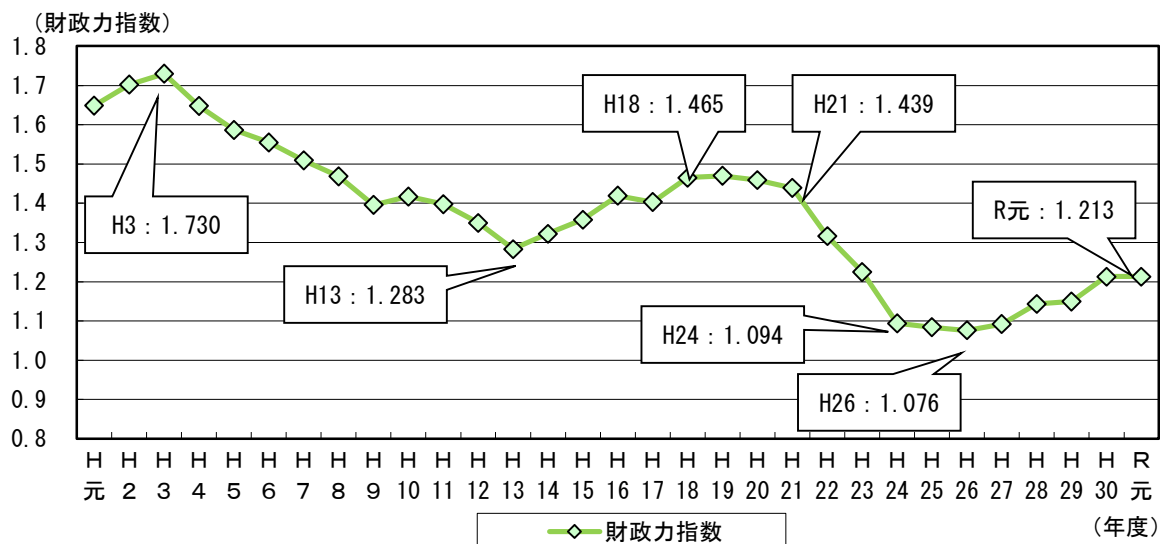


※ 経常収支比率：財政の弾力性を判断する比率で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

図：経常収支比率の推移

ウ 財政力指数の推移

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、企業集積地である本市は全国的にも高い数値を示していましたが、地方交付税の不交付団体を維持しているものの、平成24（2012）年度には1.1を下回り、平成26（2014）年度は1.076まで低下しました。その後、やや回復基調に転じ、令和元（2019）年度には1.213まで上昇しています。



※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値。1.0以上の団体には地方交付税が交付されません。令和元（2019）年度の不交付団体は、本市を含めて85市町村となっています。

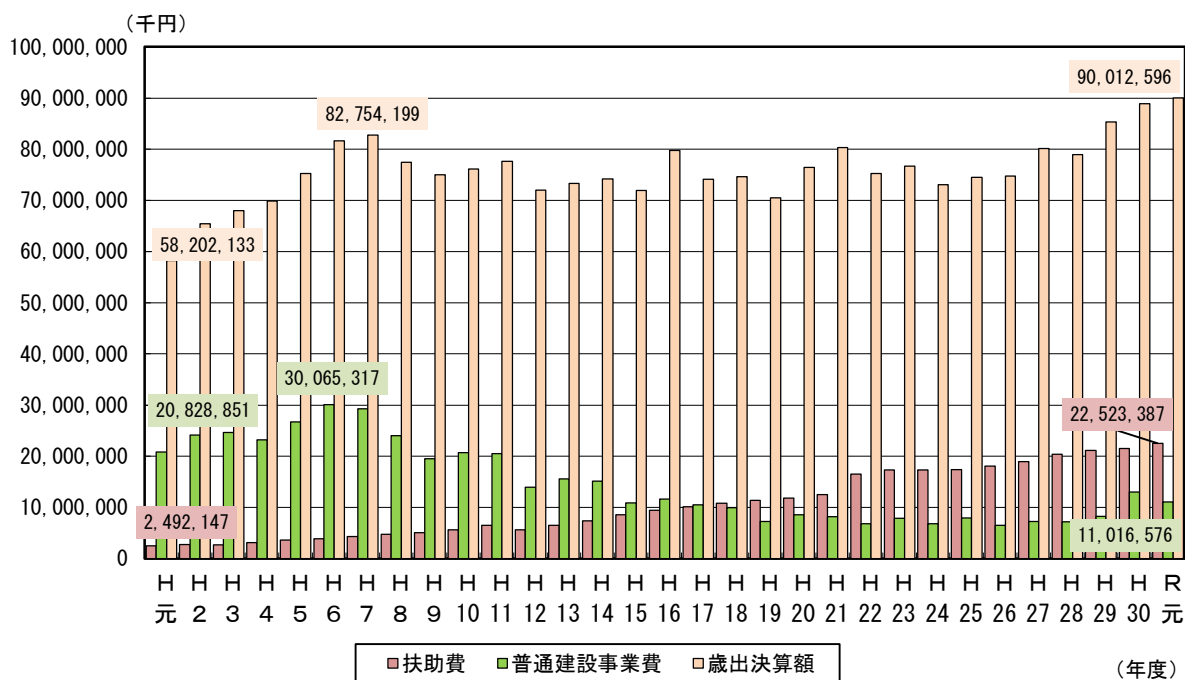
図：財政力指数の推移

エ 歳出決算における普通建設事業費と扶助費の状況の推移

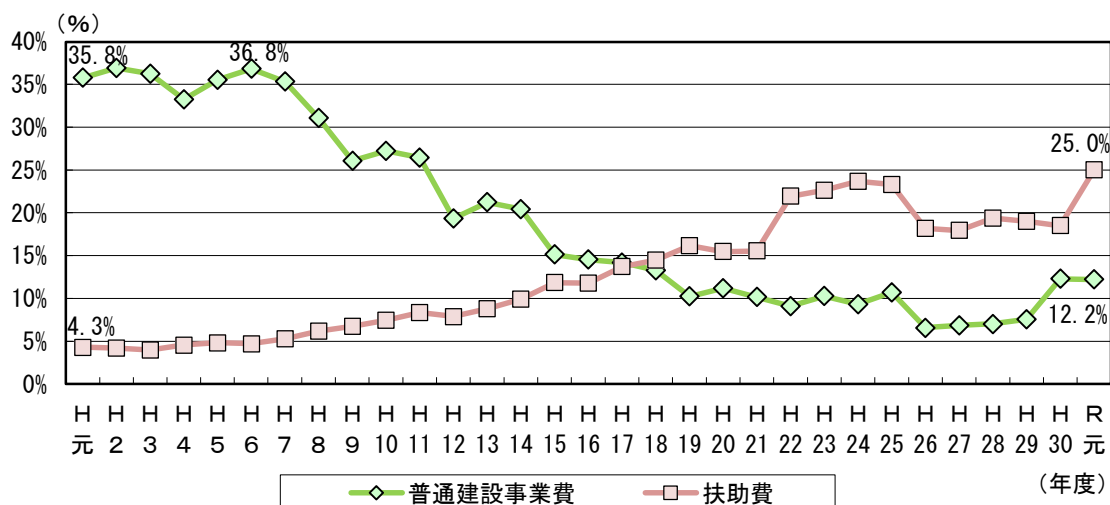
公共施設等の建設等に充てる普通建設事業費は、平成6（1994）年度の約300億円をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年度には約110億円と、平成6（1994）年度の約37%減少しています。

一方、生活保護費を始めとする扶助費は年々増加傾向にあり、平成元（1989）年度の約25億円が令和元（2019）年度には、約9倍の約225億円となっています。

また、歳出決算額に占める普通建設事業費の割合の推移を見ると、平成元（1989）年度には35.8%と、扶助費（4.3%）の約8倍であったものが、平成17（2005）年度を境に逆転し、令和元（2019）年度には12.2%と、扶助費（25.0%）の約49%まで減少しています。



図：歳出決算額の推移（性質別）



図：歳出決算額に占める割合

オ 公共建築物の年度別更新費用

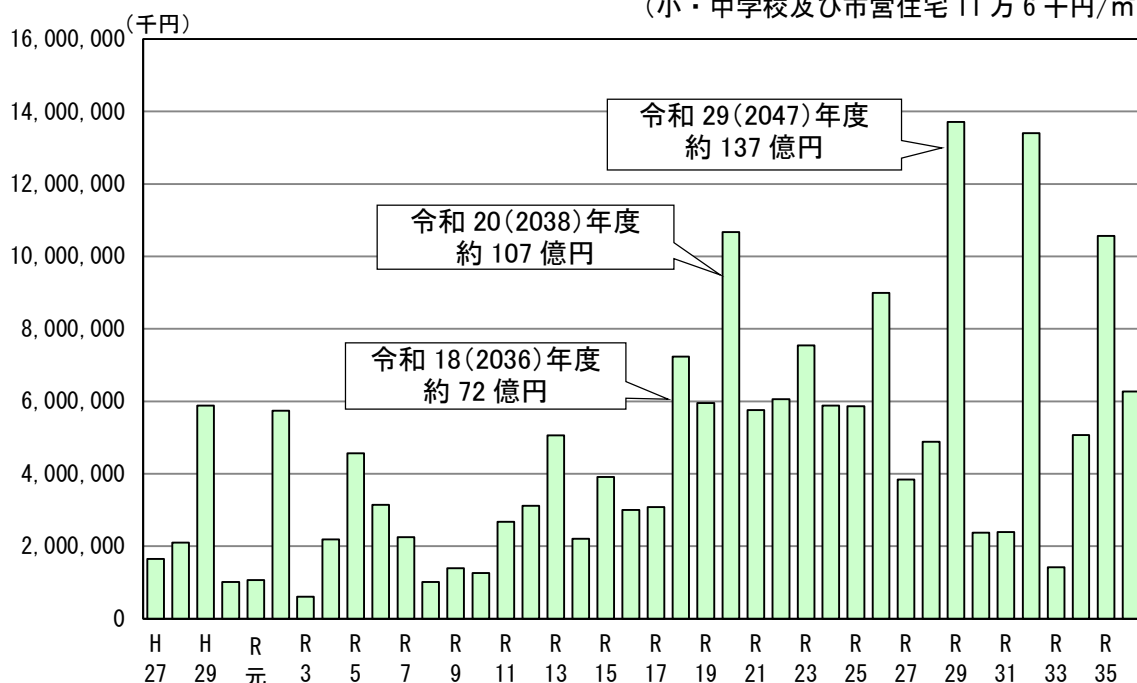
公共建築物の目標耐用年数を一律 60 年とし、順次更新を行っていくと仮定し、今後の更新にかかる費用を試算すると、平成 27（2015）年度からの 40 年間で約 1,430 億円の費用が、公共建築物の維持管理・修繕などの維持管理等費用については、40 年間で約 419 億円の費用が見込まれます。

昭和 50 年代を中心として集中的に整備した公共建築物が耐用年数を迎える令和 18（2036）年度頃から一斉に更新が始まり、令和 18（2036）年度には約 72 億円、令和 20（2038）年度には約 107 億円、ピークとなる令和 29（2047）年度には約 137 億円の費用が必要となります。特に、令和 18（2036）年度から令和 36（2054）年度までの 19 年間では 1,214 億円の費用が見込まれ、財政を大きく圧迫することが予測されます。

なお、試算に当たっては、直前に建設を行った荻野公民館の建設費と南毛利中学校北棟の除却費単価をもとに、更新費を 1 平方メートル当たり 35 万円として、また、維持管理・修繕費については、公共建築物長期修繕計画における荻野公民館の修繕費想定額をもとに、建設（更新含む。）後 30 年間で、1 平方メートル当たり 15 万円として算出しました。

また、小・中学校及び市営住宅については、近年の整備実績から更新費用を 1 平方メートル当たり 27 万円、維持管理・修繕費を 1 平方メートル当たり 11.6 万円としました。

- ※ 更新費（除却費含む） : 35 万円/㎡として試算
(小・中学校及び市営住宅 27 万円/㎡)
- ※ 維持管理・修繕費（30 年間） : 15 万円/㎡として試算
(小・中学校及び市営住宅 11 万 6 千円/㎡)



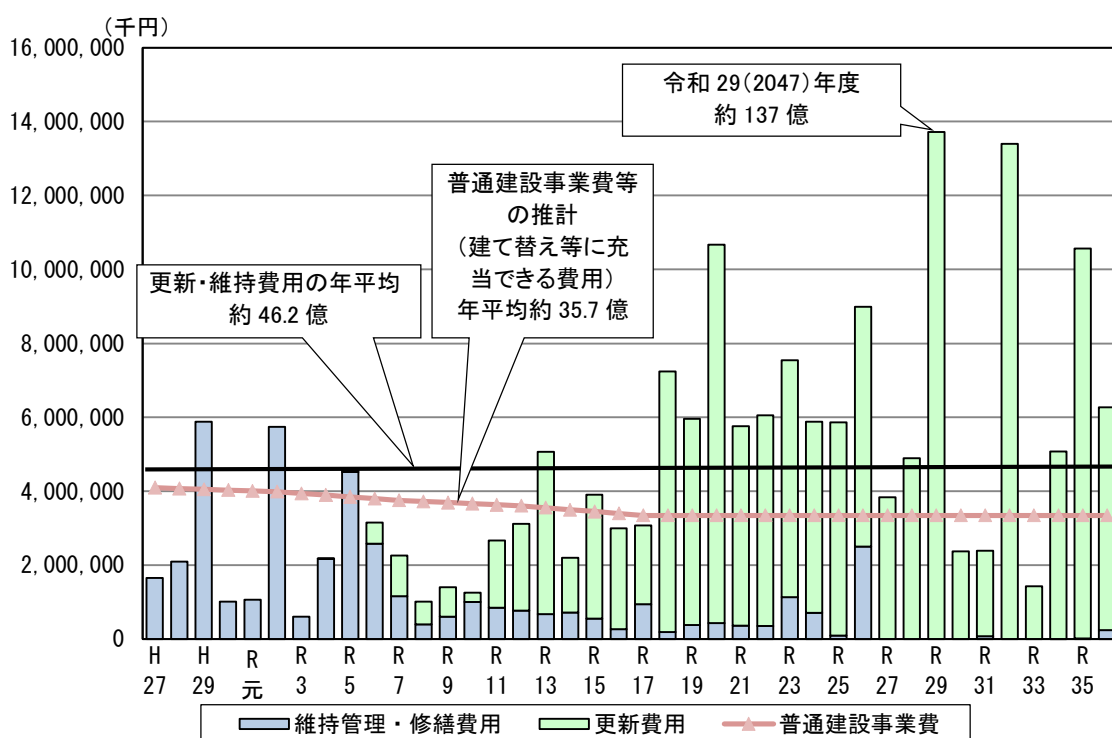
図：年度別維持管理等費用

維持管理：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。
 修繕：公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかは問わない。
 更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り換え、同程度の機能に再整備すること。

カ 公共建築物の更新の可能性と公共建築物の最適化

全ての公共建築物を更新するには、平成 27（2015）年度からの 40 年間での更新費用約 1,430 億円、維持管理・修繕などによる保全費用約 419 億円の合計 1,849 億円が必要と試算されます。これを 40 年間で平準化しても年間約 46.2 億円の費用が必要となります。

一方、平成 19（2007）年度から 25（2013）年度までの過去 7 年間の財政状況から、公共建築物の更新・保全のために充当できる財源を推計すると、平成 27（2015）年度からの 40 年間で約 1,427 億円（年間約 35.7 億円）しか確保ができず、40 年間で約 422 億円（年間約 10.5 億円、現在の公共建築物の床面積の約 23%に相当）不足することが見込まれ、現状の公共建築物の規模を今後も維持していくことは困難な状況です。



図：維持管理等費用の推移

■公共建築物の更新費用の試算方法

公共建築物の更新費用の試算に当たっては、直近に建設を行った荻野公民館の建設費と、南毛利中学校北棟の除却費単価をもとに、更新費用を1平方メートル当たり35万円として、また、維持補修費用については、公共建築物長期修繕計画における荻野公民館の修繕費用想定額をもとに、建設（建て替えを含む。）後、30年間で1平方メートル当たり15万円として算定しました。

なお、小・中学校及び市営住宅を除く公共建築物における更新費用の算定において、この試算方法により更新費用を算定します。

※更新費用（除却費含む）：35万円/㎡として試算

※維持管理・修繕費：30年で15万円/㎡として試算

小・中学校及び市営住宅は、近年の整備実績から更新費用を以下とします。

※更新費用（除却費含む）：27万円/㎡として試算

※維持管理・修繕費：30年で11.6万円/㎡として試算

なお、これらの試算結果は、「第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の目標実現のための取組を行わない場合の更新費用、維持管理・修繕費となります。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 公共建築物に関する方針

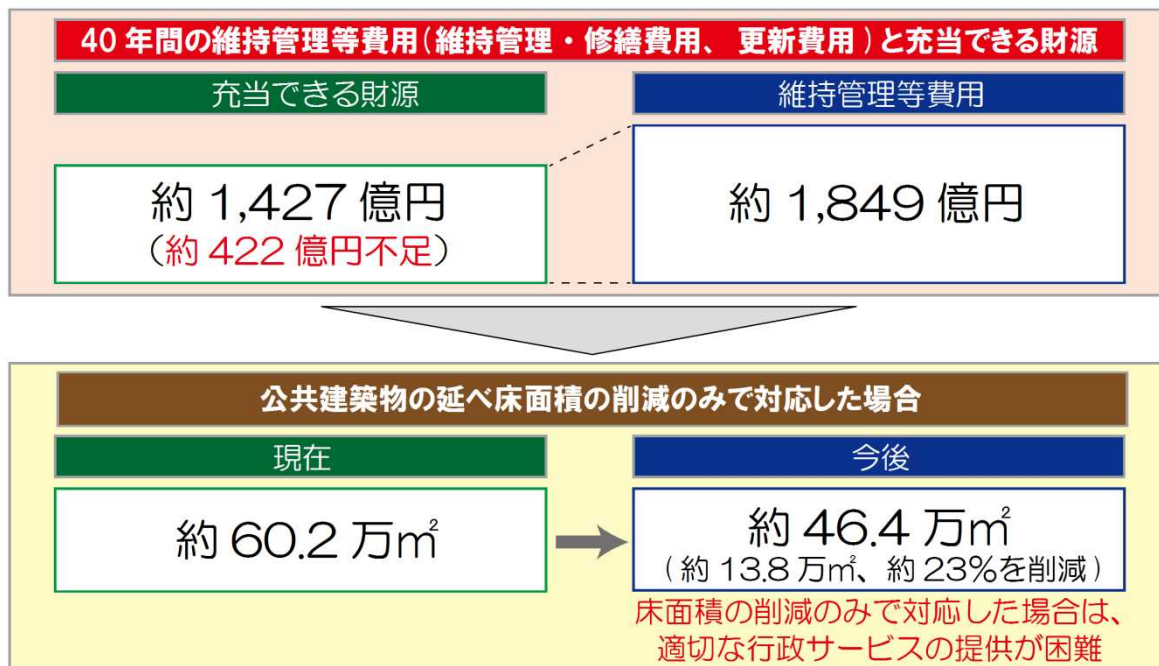
(1) 公共建築物の現状や課題に関する基本認識

本計画の策定時（平成 26 年 8 月 1 日現在）、本市が保有する公共建築物 341 施設（792 棟）、延べ床面積約 60 万 2 千㎡について、更新周期 60 年、建築後 30 年目に大規模修繕を実施する条件で、現在と同じ延べ床面積に更新したと仮定した場合、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における維持管理、修繕、更新の費用は、総額約 1,849 億円、平均すると 1 年間に約 46.2 億円が必要となります。

一方、平成 19（2007）年度から平成 25（2013）年度の財政状況や今後の人口推計から、平成 27（2015）年度からの 40 年間に公共建築物の維持管理等費用に充当できる財源を試算すると 1,427 億円（年平均約 35.7 億円）となり、必要となる事業費用の約 77.2%しか確保できず、総額約 422 億円（年平均約 10.5 億円）の財源が不足すると予測されます。

なお、不足する約 422 億円の財源を確保するためには、公共建築物の延べ床面積約 60.2 万㎡を約 46.4 万㎡まで削減（約 13.8 万㎡、約 23%を削減）する必要があります。

しかしながら、公共建築物の延べ床面積の削減のみで財源不足を補うとすると、現在実施している行政サービスに著しい支障をきたすことは避けられないため、将来にわたり持続可能な市民サービスの提供を行うことを目的とした公共建築物の最適化に対する取組が必要となります。



持続可能な市民サービスの実現のために
公共建築物の最適化への取組が必要

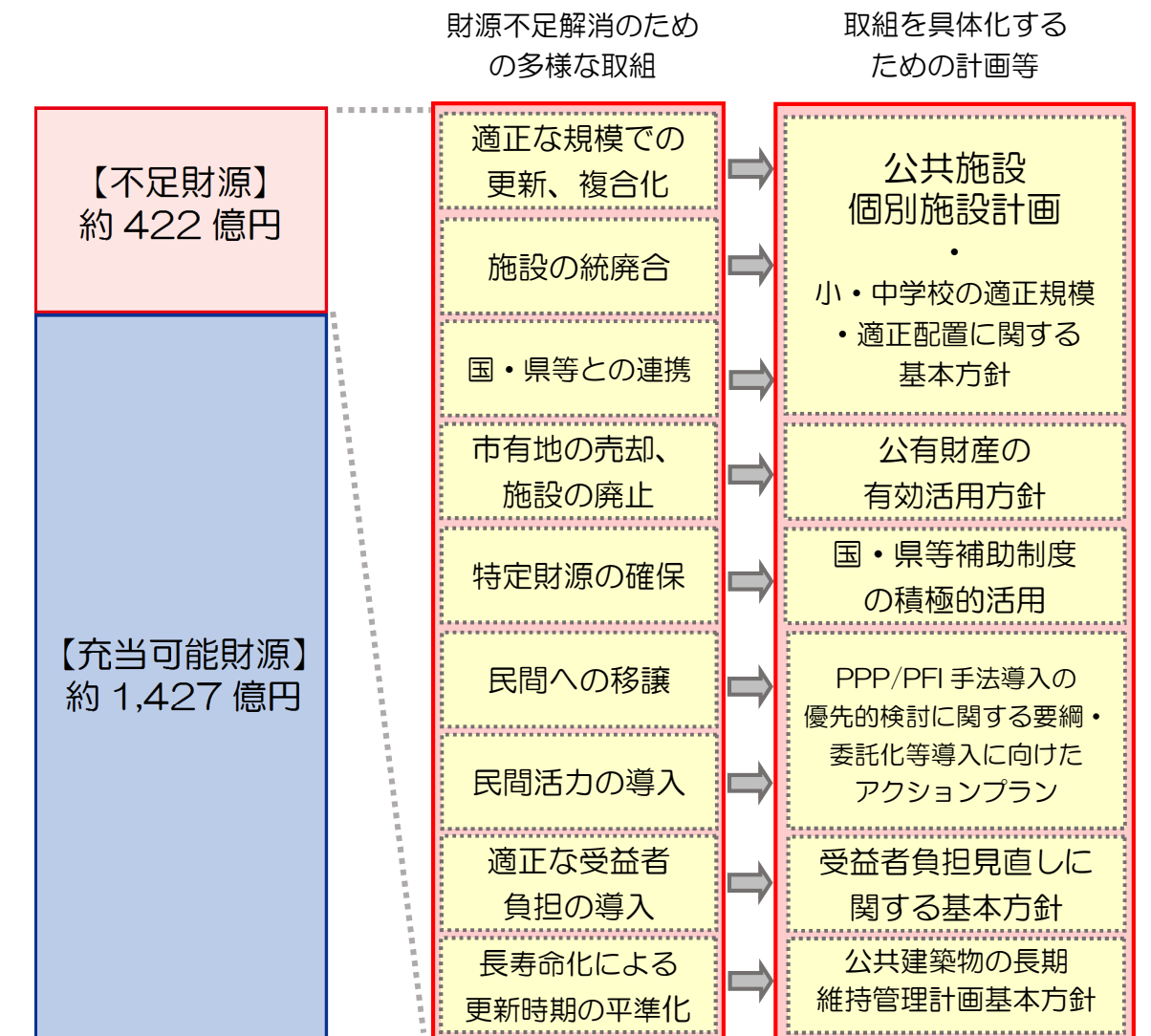
(2) 公共建築物の最適化に関する目標

本市の公共建築物の最適化に関する取組は、平成 27（2015）年度からの 40 年間の公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源約 422 億円を解消することを目標とします。

【公共建築物の最適化に関する目標】

約 **422 億円**（年間約 10.5 億円）の財源不足の解消

また、財源不足の解消のために、建て替え段階における利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用の見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、民間事業者への移譲、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携、長寿命化による更新時期の平準化等のあらゆる手法を組み合わせることで目標の実現に向けた取組を行います。



図：多様な財源不足解消のための取組

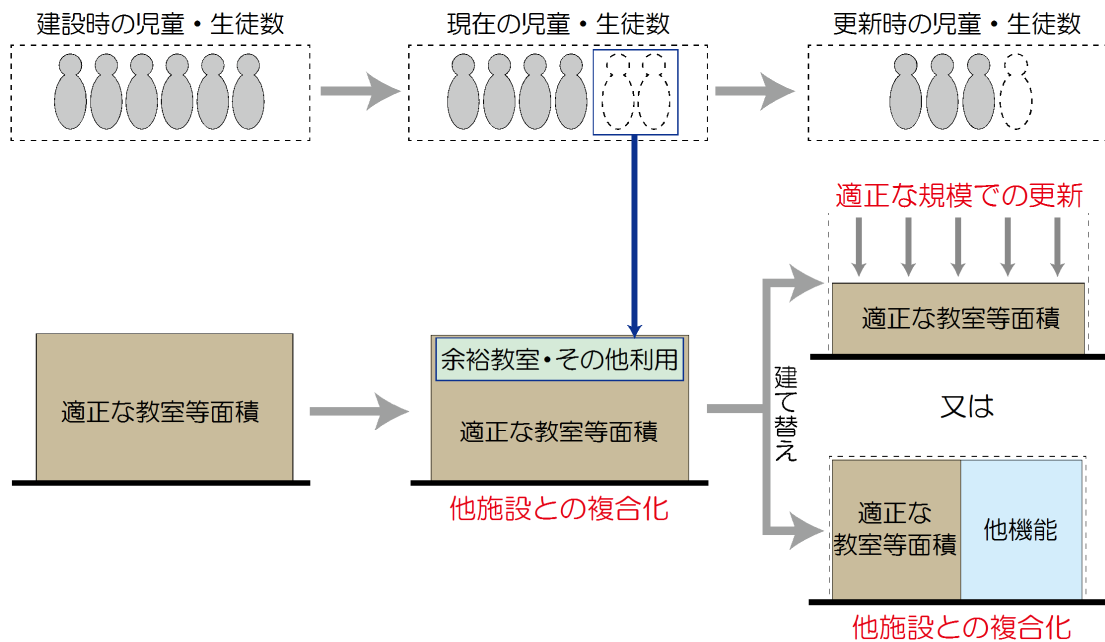
(3) 目標実現のための取組

40年間で不足する約422億円の財源不足を解消するための取組の概要は、次のとおりとします。

ア 適正な規模での更新、複合化

小・中学校については、今後の児童・生徒数の推計を踏まえた適正な規模での更新を進めます。また、小・中学校及び公民館・地区市民センターについては、地域コミュニティの核となる施設であることから、老人憩の家や児童館など、地域単位で施設を設置している公共施設（地域対応施設）及び保育所との複合化を進めるほか、小・中学校以外の公共建築物についても、利用者のニーズや地区の人口の変化に対応した施設の適正な規模での更新・複合化を進めることで、市が保有する公共建築物の総量を抑制します。また、建て替え前でも利用者の減少により施設内に余裕が生じている場合には、他施設との複合化を進めます。

なお、適正な規模での更新については、市全体の延べ床面積の総量を抑制することを前提としつつも、社会的ニーズに対応するため、更新後の延べ床面積が増加する施設もあります。



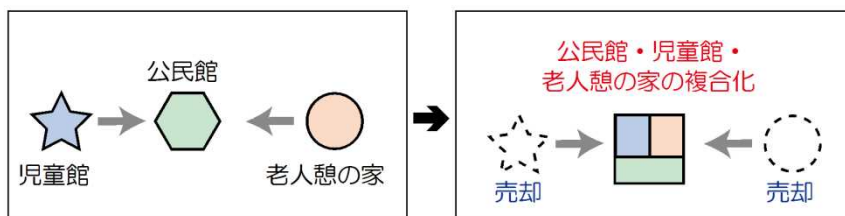
図：学校施設における更新・複合化のイメージ

イ 施設の統廃合、市有地の売却、廃止

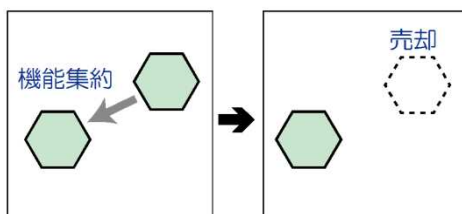
公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など、地域単位で施設を設置している公共施設（地域対応施設）については、更新の段階で一つの施設に機能を集めることで行政サービスの拡充や効率化につながる場合には複合化や集約化、多機能化による統廃合を行い、公共建築物に求められる機能を維持・向上させながら延べ床面積の削減を進めます。

また、複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用します。

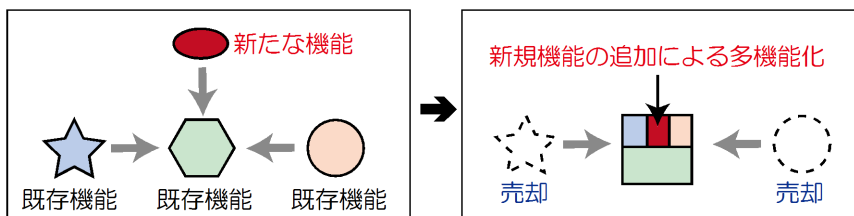
- ※ 複合化 : 異なる機能を有する施設を一つの施設に集めること。
- ※ 集約化 : 同一の機能を有する施設を一つの施設に集めること。
- ※ 多機能化 : 複合化及び集約化を行う際に、新たな機能を加えること。



図：施設の複合化のイメージ



図：施設の集約化のイメージ



図：施設が多機能化のイメージ

ウ 国・県との連携

市内には、国・県の出先機関を始め、多くの公共建築物が所在していますが、地方分権に伴う権限移譲を含め、これらの施設の在り方についても議論が進められ、「経済財政運営の改革の基本方針 2014（平成 26（2014）年 6 月 24 日 閣議決定）」においては、財政健全化の好循環を実現するために、地域における公共建築物について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図るという方針が示されています。

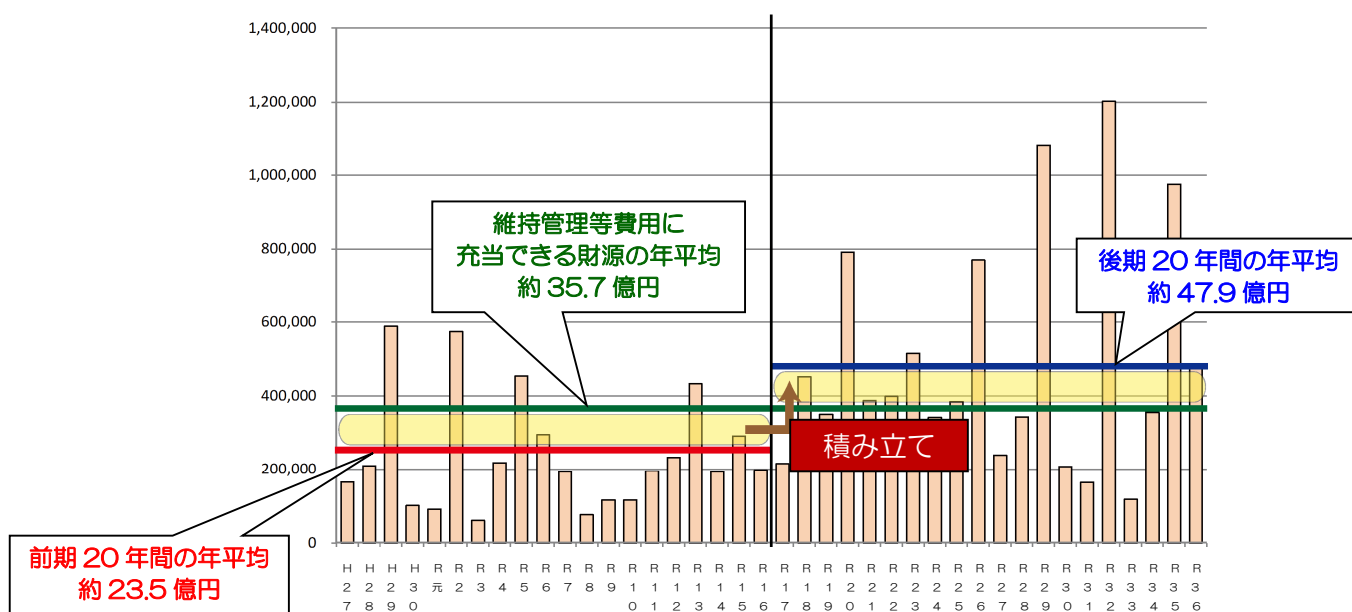
そのため、本市の公共建築物の更新の検討を行う際には、国・県等との施設の複合化についても積極的に検討を行います。

なお、中町第 2-2 地区に整備する図書館、（仮称）未来館、市庁舎等で構成する複合施設について、国・県の行政機能を備えた施設として検討を進めています。

エ 特定財源の確保

公共建築物の維持管理や修繕、更新においては、国・県等の補助制度を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減に努めます。

また、公会計制度の導入に併せて整備した固定資産台帳を活用し、各施設のコストの明確化や、各施設の有効性や管理の在り方について検討するとともに、減価償却費を把握することで施設更新に対する積立の検討を行い施設更新の財源確保に努めます。



図：積み立てによる後期 20 年間の不足財源の確保のイメージ

オ 民間への移譲

本市では、これまで市立保育所を民営化し、民間活力を活用した市民サービスの向上を図るとともに、維持管理経費の削減及び市が保有する公共建築物の総量の抑制に取り組んできました。今後も、公共施設の効果的・効率的な維持管理・運営手法を検討する中で、民営化についても検討を進めます。

なお、民営化に当たっては、従来の市が設置運営する「公設公営」方式から、市が設置し民間が運営を行う「公設民営」方式、民間が設置運営を行う「民設民営」方式への移行についても検討するものとします。

表：公共施設の運営手法の比較

	「公設公営」方式	「公設民営」方式	「民設民営」方式
土地	市が保有	市が保有	市が保有 (無償貸与)
建物	市が保有	市が保有	民間が保有
維持管理費用	市が負担	民間が負担	民間が負担
運営	市が運営	民間が運営	民間が運営

カ 民間活力の導入

公共施設の民営化以外にも、新たな公共建築物の整備や運営等において、民間活力を積極的に活用する手法であるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の導入に向け、平成29年に制定した「厚木市PPP/PFI手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づき検討を進めます。

この手法では、民間の資金やノウハウを活用することで、公共が負担していた建設費用や維持管理等費用を民間に委ね、効率的な運営を行いつつ、これまで以上に充実した公共サービスを提供することが可能となります。

※PPP（PFI）：官民のパートナーシップ。国や地方自治体が提供してきた公共サービスに民間の資金や技術、ノウハウを取り入れること。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。

キ 適正な受益者負担の導入

公共施設で提供しているサービスの利用者に対し、適正な受益者負担を求め、使用料等を公共建築物の維持管理費用に充当し、財源の確保に取り組みます。

ク 長寿命化による更新時期の平準化

公共建築物を目標耐用年数まで有効活用するための長寿命改修を適切に行うことで、今後、集中する更新時期の平準化と更新費用の削減を図ります。

(4) 取組ごとの目標額

公共建築物に関する不足財源を確保するため、取組ごとの目標とする効果額を次に示します。

今後、急速に進行する人口減少や少子高齢化の中にあっても、持続可能な市民サービスを提供するために、これらの目標の達成に向けて、これまで以上に全庁を挙げて取組を推進します。



(5) これまでの取組による効果

公共建築物に関する不足財源を解消するための取組のうち、これまで行ってきた施設の複合化・集約化や民間活力の導入などの取組の効果を次に示します。

保健センターと総合福祉センターの複合化や、もみじ保育所・厚木保育所の民営化、郷土資料館・郷土資料収蔵庫・荻野埋蔵文化財展示・収蔵室の集約化などを実施した結果、これらの施設の床面積の合計 6,242.14 ㎡を削減し、また、これらの施設を耐用年数まで利用した場合の更新費用、約 22 億円を削減することができました。

表：これまでの取組による効果

No.	施設名	実施年度	床面積	効果額（更新費用 （除却含む。））
1	保健センター （総合福祉センターとの複合化）	平成 29 (2017) 年度	3111.71 ㎡	10 億 8,909 万円
2	老人福祉センター寿荘 （厚木シティプラザ内へ移転）	平成 27 (2015) 年度	872.55 ㎡	3 億 539 万円
3	もみじ保育所 （民営化）	平成 27 (2015) 年度	739.43 ㎡	2 億 5,880 万円
4	厚木保育所 （民営化）	平成 30 (2018) 年度	940.87 ㎡	3 億 2,930 万円
5	荻野埋蔵文化財展示・収蔵室 （あつぎ郷土博物館として集約 化・移転整備）	令和元 (2019)年度	577.58 ㎡	2 億 215 万円
合計			6,242.14 ㎡	21 億 8,473 万円

(6) その他公共建築物の管理に関する基本的な考え方

ア 目標耐用年数の設定

日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲は、50年から80年とされています。また、「建築工事標準仕様書（JASS5・鉄筋コンクリート工事）」において、標準品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC造）の建築物は、構造体の総合耐久性として、大規模補修不要予定期間は65年、供用限界期間は100年とされています。

こうしたことを踏まえ、本市の公共建築物の目標耐用年数については、構造を問わず原則として60年としていました。

しかし、本市の公共建築物は、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備していることから、築60年で更新を行った場合、令和18（2036）年度から更新時期が集中します。

そこで、昭和47（1972）年以降に建築された鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建築物については、普通（標準）品質以上で設計していることから、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である80年にすることで、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとします。

また、耐火構造の市営住宅については、公営住宅法施行令において耐用年限が70年と規定されています。

このことから、構造種別に応じた目標耐用年数を次のとおり設定します。

表：構造種別に応じた目標耐用年数の設定

構造種別	基準	目標耐用年数設定の理由	目標耐用年数
鉄筋 コンクリート造 (RC造)	昭和46（1971）年以前に建築された建築物	昭和46（1971）年の建築基準法改正前のRC造は、経済性等の観点から総合的に判断し、長寿命化に適さないため。	60年
	昭和47（1972）年以降に建築された建築物 ※躯体の詳細調査及びその結果を踏まえた長寿命化改修の実施を条件とする。	国県が目標耐用年数の根拠としている日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質の鉄筋コンクリート造は適切な改修により、目標とする使用年数の範囲を最大80年までとしているため。	80年
	昭和47（1972）年以降に建築された建築物で、 長寿命化の判断基準であるコンクリートの圧縮強度※が13.5N/mm ² 未満の建築物	文部科学省策定「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」で、おおむね13.5N/mm ² 未満のいわゆる低強度コンクリート建築物については、長寿命化に適さないとされているため。	60年
鉄骨造 (S造)	重量鉄骨の建築物 ※計画的な12条点検及びその結果を踏まえた長寿命化改修の実施を条件とする。	国県が目標耐用年数の根拠としている日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質の重量鉄骨は適切な改修により、目標とする使用年数の範囲を最大80年までとしているため。	80年
	軽量鉄骨の建築物	—	60年
木造 (W造)	—	—	60年

表：関連法令に応じた目標耐用年数の設定

関連法令	基準	目標耐用年数設定の理由	目標耐用年数
公営住宅法 施行令	市営住宅（耐火構造の建築物）	公営住宅法施行令第13条で定める公営住宅の耐用年限は、耐火構造の住宅で70年とされているため。	70年

※「コンクリートの圧縮強度」は、RC造の建築物の躯体の劣化状況を確認する際に用いる指標であり、地震の揺れからの安全性を示す耐震基準とは異なる指標です。このため、長寿命化の判断基準となる $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ を下回っても、建築物の構造上の危険性があるものではありません。（市の公共施設は全て耐震改修を実施しています。）

イ 更新時期の設定

公共建築物の更新時期については、原則、目標耐用年数を更新時期とします。

ただし、施設ごとに実施する老朽化状況の評価結果を始め、施設の立地環境（借地、交通環境等）や施設の機能面での課題点などを踏まえ、施設の実情に即した更新時期を設定します。また、施設の適正配置を進める中では、目標耐用年数よりも早い段階で施設の更新時期を設定する場合があります。

ウ 点検・診断等の実施方針

延べ床面積及び構造の観点から予防保全型の維持管理を行う建築物を抽出し、適切な点検及び診断等を実施します。また、点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の長寿命化改修や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕及び更新等を進めます。

なお、用途廃止や統廃合が予定されている建築物については、原則として、事後保全型の維持管理の対象とし、長寿命化改修の実施を見合わせます。

オ 安全確保の実施方針

日常及び定期点検・診断において施設の高度な危険性が認められた場合には、原則として公共建築物は居室空間としての使用を避ける等の迅速かつ適切な対応を講じます。その後、安全性確保のための工事の実施、取り壊し及び撤去、施設の統廃合等の利活用についての方針を定め、方針に従った事業の実施を進めます。

カ 防災・減災機能の強化に向けた実施方針

本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震や河川の氾濫などにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する公共施設が被災するリスクは高まっています。このことから、施設の特性に応じた必要な対策に取り組むほか、防災・減災機能の強化に向けて、「厚木市地域防災計画」及び「厚木市国土強靱化地域計画」に従った事業の実施を進めます。

キ カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針

本市では、令和3年2月22日にゼロカーボンシティを表明し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。そのため、公共建築物の省エネ化は急務であり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、空調や照明を更新する際に、機器の更新等をまとめて行うことで、スケールメリットを生かしながら省エネ化のスピードアップを図るなど、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等に従った事業の実施を進めます。

ク ユニバーサルデザインの実施方針

公共施設の適正配置や長寿命化改修の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。また、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進するに当たっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29（2017）年 2 月決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりを進めます。

ケ 耐震化の実施方針

昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された公共建築物は、市全体の 4 割弱となっていますが、これらについては耐震診断を行って耐震性を確認しており、耐震診断結果において補強が必要となったものについては当初の耐震改修促進計画に基づき耐震補強を行っており、耐震化は完了しています。

今後は、点検において耐震性に影響を及ぼす劣化を把握した場合には、適切な改修工事を実施するとともに、今後も法令等を遵守した施設整備を行います。

コ 長寿命化の実施方針

公共建築物を前述の目標耐用年数まで使用し続けることができるよう、「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」及び施設所管が策定している長期維持管理計画等に基づき、計画的な長寿命改修に取り組みます。

サ 統合や廃止の推進方針

将来にわたり持続可能な市民サービスを提供するため、本計画で定めた公共建築物の最適化に関する目標である 40 年間で財源不足の解消に向け、「適正な規模での更新、複合化」「施設の統廃合」「市有地の売却、施設の廃止」等の取組を進めます。また、統合や廃止という施設総量の抑制への取組に留まらず、「特定財源の確保」「民間への移譲」「民間活力の導入」「適正な受益者負担の導入」「国・県等との連携」「長寿命化による更新時期の平準化」などの多様な不足財源の解消手法を検討し、実施します。

シ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、情報共有を図るとともに、庁内横断的な検討・取組を進めます。

また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い長寿命化改修を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人材、人員の配置を行います。

公共建築物の維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国及び県等が開催する説明会等への積極的な参加を促進します。また、必要に応じて、公共建築物の維持管理に関わってきた職員の再雇用による庁内の技術継承の必要性についても検討を進めます。

土木インフラに関する方針

(1) 類型別の施設の管理状況

ア 道路及び橋梁に関する管理の状況

令和3(2021)年3月末における本市が管理している道路は6,074路線、約1,334km、橋梁は375か所、約5,816mとなっています。

なお、本市が管理している道路で都市計画道路として位置付けられている約149kmのうち、供用開始している延長は約89km、整備率は60.2%となっており、計画的な事業を推進する必要があります。

表：道路の管理の状況（令和3（2021）年3月31日現在）

令和2（2020）年度	
路線数（路線）	6,087
総延長（m）	1,335,909.57

表：橋梁の管理の状況（令和3（2021）年3月31日現在）

令和2（2020）年度	
箇所数	375
延長（m）	5,816.80
面積（㎡）	41,066.70

表：都市計画道路の決定及び整備の状況（令和2（2020）年3月31日現在）

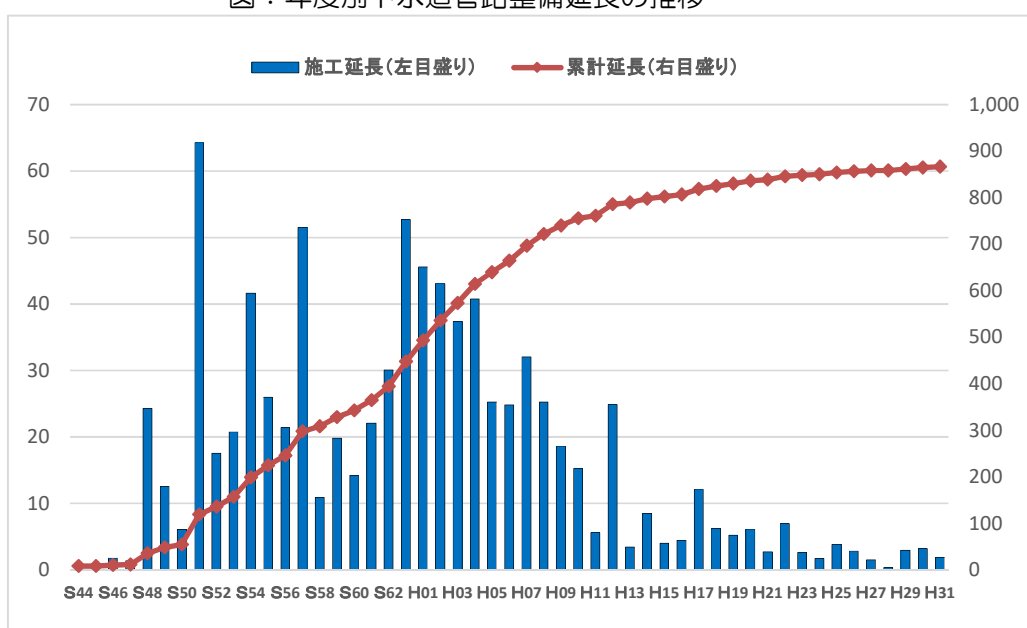
番号	区分・規模・ 一連番号	名称	代表 幅員	起点	終点	延長 (m)	整備延長 (m)
1	1・2・1	第二東名自動車道	34.5	酒井	上落合	1,940	1,940
2	1・3・1	さがみ縦貫道路	24	金田	上依知	8,610	8,610
3	1・4・1	厚木秦野道路	20.5	中依知	七沢	9,810	—
4	3・3・1	平塚相模原線	22	戸田	上依知	14,870	12,185
5	3・3・2	本厚木上荻野線	22	中町	上荻野	7,520	6,980
6	3・3・3	伊勢原横浜線	22	戸田	長沼	1,540	1,430
7	3・3・4	上今泉岡津古久線	22	金田	岡津古久	9,030	2,930
8	3・3・5	厚木環状3号線	22	長谷	棚沢	7,850	1,860
9	3・3・6	座間荻野線	22	関口	下荻野	4,160	2,100
10	3・3・7	厚木環状4号線	22	山際	中荻野	3,580	—
11	3・4・1	工業団地中央幹線	20	関口	上依知	3,680	1,090
12	3・4・2	藤塚桜台線	20	上依知	上依知	980	980
13	3・4・3	東京沼津線	18	厚木	愛甲	4,750	2,500
14	3・4・4	厚木環状1号線	18	旭町	妻田	4,620	1,940
15	3・4・5	246号船子線	20	船子	温水	630	630
16	3・4・6	旭町松枝町線	16	厚木	水引	1,910	900
17	3・4・7	厚木バイパス線	16	酒井	三田	9,580	8,180
18	3・4・8	本厚木下津古久線	16	旭町	下津古久	4,160	1,450
19	3・4・9	本厚木川本線	16	厚木	恩名	760	760
20	3・4・10	尼寺原幹線	16	水引	飯山	4,980	2,400
21	3・4・11	厚木環状2号線	16	愛甲	三田	6,830	1,670
22	3・4・12	酒井長谷線	16	酒井	長谷	4,000	2,870
23	3・4・13	榎戸北矢線	16	岡田	岡田	570	—
24	3・4・14	昭和橋線	16	上依知	上依知	1,480	—
25	3・4・15	溝野日影坂上線	16	上依知	上依知	1,070	1,070
26	3・4・16	工業団地東幹線	16	上依知	上依知	1,020	1,020
27	3・4・17	船子飯山線	18	船子	飯山	8,430	6,090
28	3・4・18	森の里西若宮線	16	上古沢	小野	1,980	1,980
29	3・4・19	森の里東若宮線	16	小野	上古沢	1,440	1,440
30	3・4・20	酒井下津古久線	16	酒井	下津古久	560	—
31	3・5・1	中溝永町線	12	中町	元町	760	760
32	3・5・2	厚木停車場旭町線	12	泉町	幸町	460	460
33	3・5・3	下之谷恩名線	12	中町	恩名	880	880
34	3・5・4	愛甲原小稲葉線	12	愛甲	愛甲	140	140
35	3・5・5	船子酒井線	12	船子	酒井	1,400	1,400
36	3・5・6	上ノ原西ノ久保線	12	金田	下依知	1,500	1,500
37	3・5・7	上荻野東線	12	上荻野	上荻野	2,230	2,230
38	3・5・8	上荻野関谷線	12	上荻野	上荻野	210	210
39	3・5・9	下古沢森の里青山線	12	下古沢	森の里青山	960	30
40	3・5・10	森の里下古沢線	12	森の里青山	下古沢	580	260
41	3・6・1	中町北停車場線	8	中町二丁目	厚木町	480	200
42	3・6・2	立月永町線	8	寿町二丁目	寿町三丁目	480	480
43	3・6・3	社家岡田線	11.5	岡田	岡田	570	—
44	7・7・1	区画街路1号線	5	厚木	温水	520	520
45	7・7・2	区画街路2号線	5	厚木	温水	570	570
46	7・7・3	区画街路3号線	5	厚木	幸町	300	300
47	8・5・1	森の里四季の路	16	小野	上古沢	1,430	1,430
48	8・6・1	本厚木駅前東口地下道	8	中町二丁目	中町一丁目	160	160
49	8・6・2	森の里春の路	8	小野	小野	1,130	1,130
50	8・7・1	鷹尾歩行者専用道1号線	6~10	鷹尾一丁目	鷹尾五丁目	1,430	1,430
51	8・7・2	上荻野東部1号線	7	上荻野	上荻野	380	368
52	8・7・3	上荻野東部2号線	7	上荻野	上荻野	270	270
53	8・7・4	上荻野東部3号線	7	上荻野	上荻野	190	190
					合計	149,370	89,923
					整備率		60.20%

イ 下水道の管理の状況

令和2（2020）年3月末における本市の下水管の整備延長は、約870kmとなっています。このうち整備後30年を経過した汚水管が全下水管の約48%（約415km）となっており、これらの老朽化した下水管については計画的な更新を進めていく必要があります。

そのため、リスク評価や過去の維持管理実績に基づき点検・調査計画を策定し、点検・調査結果に基づいて、改築又は修繕対策を順次実施していく予定です。

図：年度別下水道管路整備延長の推移



ウ 公園に関する管理の状況

令和2（2020）年3月末における本市が管理している都市公園及び緑地は238か所、約118haとなっています。

なお、近年は整備年数が経過した公園について、年に1～2か所程度の公園の改修を進め、利用者の満足度の向上に向けた取組を進めています。

表：公園の管理の状況（令和2（2020）年3月31日現在）

	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	備考
街区公園	226	29.7	a: 厚木公園 外 225 公園
近隣公園	5	7.7	b: 厚木中央公園 鷲尾中央公園 ふじだな公園 上ノ原公園 さぎさか公園
地区公園	1	8.9	c: 若宮公園
運動公園	1	23.7	d: 荻野運動公園
都市緑地	4	38.8	e: 愛名緑地 上古沢緑地 小町緑地 恩曾恩名特別緑地
総合公園	1	9.4	f: ぼうさいの丘公園
広域公園	1	64.6	g: 県立七沢森林公園
市管理	238	118.2	a~f
県管理	1	64.6	g
合計	239	182.8	

(2) 土木インフラの維持管理に関する取組の状況

ア 道路及び橋梁に関する取組の状況

【道路】

道路については、職員が実施する日常的な道路パトロールにおける点検を基本としつつ、全庁的な道路破損等の劣化情報の収集や職員による全市道の徒歩点検、新聞販売店などの民間事業者からの道路破損等の報告に関する協定の締結など、道路破損の早期把握についての取組を行っています。

また、補修については、定期的な道路パトロール及び破損報告を受けた場合の即時破損箇所の補修を実施しつつ、各種点検・診断結果を踏まえて、修繕に関する維持管理計画を策定し、計画的な維持管理の取組を行っています。

【橋梁】

橋梁については、学識経験者の意見を踏まえた「厚木市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の維持管理による橋梁の長寿命化への取組を進めています。

また、平成 26（2014）年 7 月から道路法第 2 条第 1 項に規定する道路における橋長 2.0m 以上の橋及び高架の道路等の点検に関する法定点検が義務づけられたことから、5 年毎の法定点検を実施し、各橋梁に対して健全性を把握し、施設の安全性確保に努めています。

イ 下水道に関する取組の状況

下水道については、令和 2 年 4 月から地方公営企業法の財務規定を適用し、安定した下水道事業の経営を図るため、下水道の維持管理に関する方針を定めた「厚木市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画的かつ効率的な調査・点検及び修繕・改築により適正な維持管理を行っています。また、平成 26（2014）年 7 月から、管路の基本情報、点検データ及び工事データを一元管理する台帳システムを導入し、維持管理においてデータベースの活用を行っています。

ウ 公園に関する取組の状況

公園については、公園施設の予防保全型維持管理に関する「厚木市公園施設長寿命化計画」を策定し、利用者が安全に公園の遊具等を利用できるよう、計画に基づいた遊具等の点検及び補修を実施しています。

点検については、年に 1 回の有資格者による遊具点検を行っているほか、職員等による点検を随時実施し、点検結果を踏まえた早期補修等の対応を行っています。

(3) 土木インフラの課題に関する基本認識

本市の土木インフラの維持管理等費用に充当できる財源は、平成 19（2007）年度から平成 25（2013）年度までの財政状況から推計すると、平成 27（2015）年度からの 40 年間で約 1,456 億円となります。一方、40 年間に必要となる維持管理・修繕等の費用は約 1,778 億円と試算され、約 322 億円が不足することが見込まれます。

	平成 27（2015）～ 令和 36（2054）年度	年度平均
土木インフラの維持管理等費用に充当できる財源 （充当できる財源は、平成 19（2007）～ 25（2013）年度の財政状況から推計）	約 1,456 億円	約 36.4 億円
土木インフラにかかる維持管理等費用 （維持管理・修繕の合算費用）	約 1,778 億円	約 44.4 億円
・道路にかかる維持管理等費用	約 785 億円 ^{※1}	約 19.6 億円 ^{※1}
・橋梁にかかる維持管理等費用	約 76 億円 ^{※2}	約 1.9 億円 ^{※2}
・下水道にかかる維持管理等費用	約 845 億円 ^{※1}	約 21.1 億円 ^{※1}
・都市公園にかかる維持管理等費用	約 72 億円 ^{※3}	約 1.8 億円 ^{※3}

※1：更新費用試算ソフト（財団法人地域総合整備財団）により算出

※2：厚木市橋梁長寿命化修繕計画（平成 24（2012）.3）より

※3：庁内資料より

(4) 土木インフラの最適化に関する取組の方向性

土木インフラについては、市民生活を支える必要不可欠な施設であるため、削減目標は設定せずに、個別施設計画として作成する長寿命化構想・計画を踏まえた予防保全型の維持管理の実施、新たな技術導入等を積極的に進める中で、ライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、使用料や国庫補助金など特定財源の活用をすることで財源確保に取り組みます。また、維持管理等費用の縮減などを進めることで新規建設分の費用を確保し、市民生活に必要となる新たな土木インフラの整備についても計画的に進めます。

(5) 土木インフラの管理に関する基本的な考え方

ア 点検・診断等の実施方針

予防保全型の維持管理を行う対象となる施設を明確にし、点検周期や点検方法に関するマニュアルに準じた点検及び診断を実施します。

点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

点検・診断で把握した劣化や財政状況・社会情勢の変化に対応するために、P D C Aサイクルによる予防保全型の維持管理を進めます。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

類型別の長寿命化計画等に基づく事業について、予算とのバランスを見ながら優先性の高い事業について、計画的な維持管理、修繕、更新等を進めます。また、道路の維持管理で導入されている道路舗装の上層部分のみの部分補修、公園で導入されている省エネ電灯への入れ替え等の維持管理費用の削減につながる工法や取組について、最新技術・情報を収集しながら、積極的な導入を進めます。

ウ 安全確保の実施方針

安心・安全な市民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、高度な危険性が認められた場合には、早急なる補修・更新の事業を実施し、安全性を確保します。

また、道路破損についての情報収集の全庁的な取組体制の更なる強化や道路破損状況の報告に協力する民間企業数を増やすことで、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、更なる維持管理費用の低減を図ります。また、道路だけでなく、橋梁、トンネル、歩道橋等の道路施設全般についても、同様の取組を進めます。

点検・診断については、全ての土木インフラについて維持管理を専門とする業者を活用するのではなく、小規模な土木インフラについては職員自らによる点検・診断の対象を増やし、日常的な施設点検・パトロールにおいて発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修を実施します。

エ 耐震化の実施方針

定期的な点検及び検査等による施設の健全性に問題があると判断された場合には、安全性の確保のための検討及び改修を実施しつつ、更新の際の地震対策・耐震設計による、耐震化を推進します。また、地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けた道路及び橋梁等については計画的な耐震化への取組を進めていきます。

オ 長寿命化の実施方針

土木インフラの類型ごとに、適切な点検及び診断等の実施内容や予防保全型の維持管理のための事業の実実施計画等を定める類型別の長寿命化計画等を策定し、土木インフラに関する予防保全型の維持管理を実現します。

カ 統合や廃止の推進方針

原則として施設の統合や廃止については行わず、施設の長寿命化や民間のノウハウの活用等を通じた維持管理費用の削減に向けた取組を進めます。

キ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

現在道路の点検において取組が行われている市職員の徒歩による全路線点検や、日常生活や業務において劣化を把握した場合の所管課への報告、新聞販売店等の民間事業者からの劣化報告等についても、継続的に取り組んでいきます。

土木インフラの維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国、県及び維持管理に関する財団・協会等の講習会への積極的な参加を促進し、新たな維持管理に関する技術習得に努めます。また、技術継承や技術者不足の両面に対応するために、これまでも実施している技術職員の再雇用の取組の拡大についても検討するなど、維持管理に関する技術職員の強化を更に進めます。

第3章 公共建築物等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 施設類型の考え方

令和3（2021）年3月31日現在、本市が保有している349施設を、施設の所管部署や施設の性格から、11施設用途（23類型）に分類し、類型別に施設の統廃合の必要性・維持管理の方向性についての方針を定めます。

なお、次の施設については、対象外とします

- ①小規模な施設が多く、施設の維持管理に関する計画がある公園内施設（休憩所・便所等）
- ②市民利用が行われていない施設（環境施設・防災倉庫等）
- ③建築物の延べ床面積が小さく、維持管理費用が軽微な公衆便所等

表：施設類型

	施設類型		
	施設用途	類型	主な施設
公共建築物	1.医療施設	①医療施設	メジカルセンター、市立病院 2施設
	2.学校教育施設	①小学校 ②中学校 ③学校給食センター	23校 13校 2施設
	3.市営住宅	①市営住宅	16施設
	4.市民施設	①駐車場・自転車等駐車場 ②生涯学習施設 ③公園内施設 ④公衆便所	駐車場1か所、自転車等駐車場8か所 厚木シティプラザ等 7施設 65公園（対象外） 5施設（対象外）
	5.社会教育施設	①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設	16施設 11施設 あつぎ郷土博物館等 2施設
	6.庁舎等施設	①庁舎等施設	市庁舎等 15施設
	7.福祉施設	①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設	42施設 38施設 生きがいセンター等 3施設
	8.保育施設	①保育所 ②子育て支援施設	4施設 子育て支援センターもみじの手（1施設）
	9.防災施設	①消防署所 ②器具置場 ③防災倉庫	厚木消防署本署等 8施設 52施設 8施設（対象外）
	10.環境施設	①環境施設	資源化センター等 4施設（対象外）
	11.その他	①集会施設	旭町2丁目集会所等 4施設

表：公共建築物の施設類型及び該当施設（その1）（令和3（2021）年3月31日現在）

施設用途	類型	施設名称				
01 医療施設 2施設	①医療施設 2施設	メジカルセンター	厚木市立病院			
02 学校教育施設 38施設	①小学校 23施設	厚木小学校	依知南小学校	北小学校	荻野小学校	三田小学校
		清水小学校	小鮎小学校	玉川小学校	南毛利小学校	相川小学校
	②中学校 13施設	厚木第二小学校	緑ヶ丘小学校	戸室小学校	愛甲小学校	妻田小学校
		篠尾小学校	毛利台小学校	森の里小学校	上荻野小学校	飯山小学校
		依知小学校	戸田小学校	上依知小学校		
	③学校給食センター 2施設	厚木中学校	依知中学校	荻野中学校	睦合中学校	小鮎中学校
		厚木中学校	南毛利中学校	東名中学校	林中学校	藤塚中学校
		森の里中学校	睦合東中学校	相川中学校		
		北部学校給食センター	南部学校給食センター			
03 市営住宅 16施設	①市営住宅 16施設	吾妻団地	吾妻（2）団地	富士見町団地	旭町ハイツ	妻田東ハイツ（1）
		妻田東ハイツ（2）	妻田東ハイツ（3）	妻田東ハイツ集会所	妻田ひびき公園	宮の里ハイツ
		上向原ハイツA	上向原ハイツB	上向原ハイツ集会所	戸室ハイツA	戸室ハイツB
		戸室ハイツ集会所				
04 市民施設 86施設	①駐車場・ 自転車等駐車場 9施設	中町2丁目自転車駐車場		厚木中央公園地下駐車場		
		本厚木駅高架下旭町自転車駐車場		本厚木駅高架下泉町自転車駐車場		
	②生涯学習施設 7施設	愛甲石田駅北口自転車等駐車場		愛甲石田駅南口自転車等駐車場		
	中町1丁目第1自転車等駐車場		本厚木駅北口自転車等駐車場			
		旭町2丁目自転車等駐車場				
		アミューあつぎ（あつぎ市民交流プラザ）		文化会館	七沢自然ふれあいセンター	
		厚木シティプラザ（中央図書館）※		厚木シティプラザ（子ども科学館）※		
		南毛利学習支援センター		情報プラザ		
	③公園内施設 65施設	七沢薬師林道展望台	白山展望台	篠尾中央公園	飯山白山森林公園	中村橋公園
		若宮公園	小町緑地	さぎさか公園	中村公園	船子長ヶ町公園
		岩田山公園	荻野運動公園	まつかげ台山の手公園	あさひ公園	上古沢緑地
		愛名緑地	藤塚みどり公園	里見台まる山公園	上ノ原公園	厚木中央公園
		篠尾山観光展望台	明神池公園	ハイウェイパークあつぎ	厚木さつき公園	松羅公園
		長沼公園	ぼうさいの丘公園	ねのかみ公園	依胡田公園	厚木公園
		八幡上公園	旭町どんぐり公園	大手公園	戸室しみず公園	関谷公園
		長坂北公園	井田公園	林中央公園	広町公園	林中公園
		白根公園	弥生公園	なかよし公園	森山公園	長谷はら公園
		東河原第二公園	くすのき公園	あじさい公園	沖原桜丘公園	反町公園
		坊西公園	白髭公園	緑ヶ丘南公園	東谷公園	太谷公園
		宮地公園	旭南（ふしみ）公園	緑ヶ丘西公園	岡津古久公園	勝見公園
		金田星くだけり公園	しもこが公園	仲道公園	ひばり公園	緑ヶ丘やなぎ公園
	④公衆便所 5施設	厚木バスセンター公衆便所		長谷地区公衆便所	小野公衆便所	
		愛甲石田駅北口広場公衆便所		妻田薬師公衆便所		
05 社会教育施設 29施設	①公民館 16施設	愛甲公民館※	厚木北公民館※	緑ヶ丘公民館※	森の里公民館※	厚木南公民館※
		依知北公民館	依知南公民館	睦合公民館	睦合南公民館	睦合西公民館
	②スポーツ施設 11施設	荻野公民館	小鮎公民館	玉川公民館	南毛利公民館	相川公民館
		荻野公民館上荻野分館				
		猿ヶ島スポーツセンター	南毛利スポーツセンター	厚木野球場・テニスコート管理事務所		
		及川球技場	玉川野球場	ふれあいプラザ	水泳プール	飯山グラウンド
		東町スポーツセンター	酒井スポーツ広場	金田ゲートボール場	（荻野運動公園）	
	③文化財施設 2施設	あつぎ郷土博物館	古民家岸邸			
06 庁舎等施設 15施設	①庁舎等施設 15施設	市庁舎	道路補修事務所	戦没者慰霊堂	厚木市斎場	中町1丁目建物
		水質管理センター	妻田ポンプ場	中荻野下水道倉庫	リバーツイン厚木	第一医療職員公舎
		医療従事者公舎	厚木が「デ」ンテレビル	観光振興課物品保管倉庫	旧依知公民館	旧荻野公民館

表：公共建築物の施設類型及び該当施設（その2）（令和3（2021）年3月31日現在）

施設用途	累計	施設名称			
07福祉施設 83施設	①老人憩の家 42施設	愛甲老人憩の家※ 岡田老人憩の家※ 鷹尾老人憩の家※ 上落合老人憩の家 三田老人憩の家 下沖老人憩の家 関口老人憩の家 宮本老人憩の家 七沢老人憩の家 中戸田老人憩の家 酒井老人憩の家 藤塚老人憩の家 戸室老人憩の家 荻野久保老人憩の家	荻野新宿老人憩の家※ 及川老人憩の家※ 毛利台老人憩の家※ 愛名老人憩の家 長坂老人憩の家 岡津古久老人憩の家 下川入老人憩の家 尼寺老人憩の家 千頭老人憩の家 上依知老人憩の家 山際老人憩の家 温水老人憩の家 旧枝老人憩の家 下古沢老人憩の家	温水・恩名老人憩の家※ 妻田東老人憩の家※ 山際南部老人憩の家※ 厚木南老人憩の家 上古沢老人憩の家 林老人憩の家 金田老人憩の家 緑ヶ丘老人憩の家 片平老人憩の家 船子老人憩の家 下依知老人憩の家 長谷老人憩の家 妻田西老人憩の家 金田東老人憩の家※	
	②児童館 38施設	厚木北児童館※ 温水・恩名児童館※ 毛利台児童館※ 三田児童館 戸室児童館 藤塚児童館 上落合児童館 荻野児童館	緑ヶ丘児童館※ 岡田児童館※ 山際児童館※ 上戸田児童館 厚木南児童館 王子児童館 妻田児童館 下古沢児童館	愛甲児童館※ 及川児童館※ 宮の里児童館 愛甲原児童館 浅間山児童館 まつかげ児童館 古松台児童館 金田児童館※	荻野新宿児童館※ 妻田東児童館※ 上依知児童館 小野児童館 飯山中野児童館 中戸田児童館 下川入児童館 森の里児童館※ 鷹尾児童館※ 中依知児童館 上荻野児童館 ひまわり児童館 吾妻町児童館 七沢児童館
	③福祉施設 3施設	厚木シティプラザ（老人福祉センター寿荘）※	生きがいセンター	保健福祉センター	
08保育施設 4施設	①保育所 4施設	相川保育所 南毛利保育所	小點保育所	玉川保育所	
	②子育て支援施設 (1施設)	アミュあつぎ（子育て支援センターもみじの手）			
09防災施設 68施設	①消防署 8施設	厚木消防署本署 厚木消防署玉川分署 北消防署睦合分署	厚木消防署南毛分署 北消防署本署 北消防署依知分署	厚木消防署相川分署 北消防署小點分署	
	②器具置場 52施設	消防団器具置場			
	③防災倉庫 8施設	相川水防倉庫防災備蓄倉庫複合施設 三田防災備蓄倉庫 毛利台消防資材倉庫	林水防倉庫 荻野消防資材置場 自治会自主防災倉庫	防災倉庫※ 小點水防倉庫	
10環境施設 4施設	①環境施設 4施設	資源化センター 衛生プラント	環境センター	自動車排出ガス測定局	
11その他 4施設	①集会施設 4施設	旭町二丁目集会所 白山集会所	旭町4丁目ミニニデイ等実施会場	岡田集会所	
総対象施設	267施設				
総対象外施設	82施設				

※：複合施設

斜体：「公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン」の対象外の施設

()：荻野運動公園は、単一施設であるが複数の用途を持つため、用途ごとの分類に名称を含めるが施設数には含まない
子育て支援センターもみじの手については、市民交流プラザの一部機能であるため、用途ごとの分類に名称を含めるが施設数には含まない

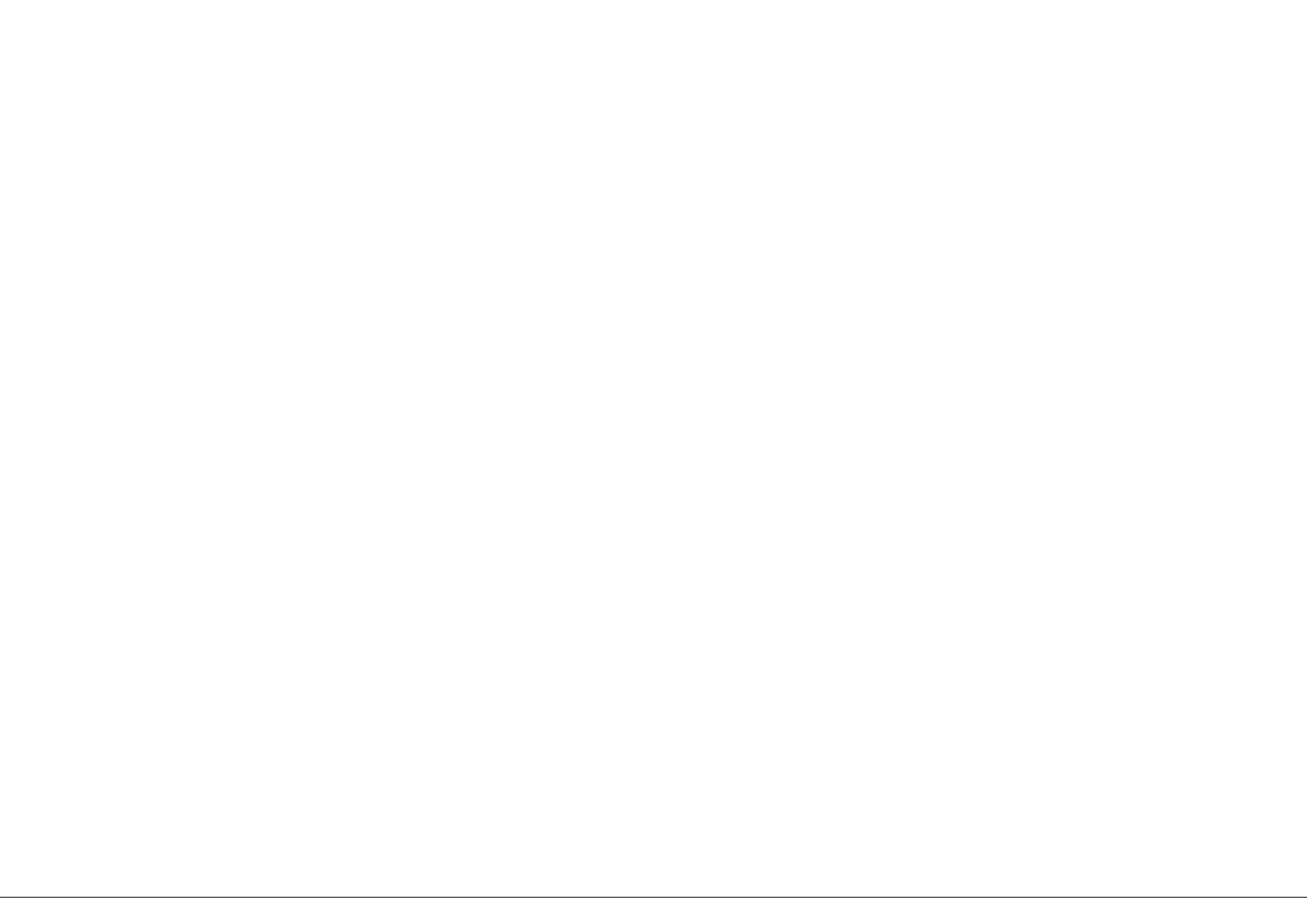
その他：本市が保有する公共建築物に関する用途のみを整理。消費生活センターなどの賃貸施設は含まない。

■：類型別方針を定めのない施設

表：地域別類型別の公共建築物の立地状況

		厚木北		厚木南		依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎	南毛利	南毛利南	玉川	森の里	相川	緑ヶ丘
市域対応施設	庁舎等施設	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●				
	医療施設	■	■	■														
	駐車場・自転車等駐車場	■	■	■	■	■	■	■	■					■	■			
	福祉施設	●	●	●														
	生涯学習施設(市民)	■	■	■	●								■	■				■
	文化財施設						■					■						
	スポーツ施設	■	■	■		■	■	■		■		■	■			■		■
	市営住宅	●	●	●	●	●			●	●	●		●	●				
	給食センター								●					●				
	保育所											■	■			■		■
消防署所		■				■	■			■	■	■			■		■	
その他	●											■					■	
		厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎	南毛利	南毛利南	玉川	森の里	相川	緑ヶ丘		
地域対応施設	公民館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	老人憩の家		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	児童館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	小学校	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	中学校	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		

市保有施設のみ



2 医療施設の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、厚木医療圏（厚木市、愛川町、清川村）の休日・夜間における内科・小児科の一時救急医療を確保するために、メジカルセンターを設置しています。

また、平成 15（2003）年4月に神奈川県から移譲を受け、市民の健康保持に必要な医療を提供するため厚木市立病院を設置しています。

なお、施設については、平成 29（2017）年度に建て替えを行いました。

表：医療施設一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積（㎡）
1	メジカルセンター	15年	平成17（2005）	11	779.04
2	厚木市立病院	3年	平成29（2017）	220	32,430.28
合計					33,209.32

(2) 地域防災計画上の位置付け

メジカルセンター（厚木市休日夜間急患診療所）は、発災直後から市立病院と連携し、軽症者の応急処置等を実施する場所に位置付けられています。

厚木市立病院は、災害医療拠点病院に位置付けられています。また、被災地等で感染症患者（第一類、第二類感染症当該患者）が発生した場合の感染症指定医療機関にも位置付けられています。

(3) 耐震診断

メジカルセンターは、新耐震基準以降の平成 17（2005）年度に建設しているため耐震性が確保されています。

厚木市立病院は、災害医療拠点病院の位置付けがあることから、大規模な地震災害等でも救急医療等への対応が可能な施設として、免震構造での建て替えを行いました。

(4) 施設の利用状況

メジカルセンターの患者数は、平成 30（2018）年度 13,751 人、令和元（2019）年度 12,824 人となっています。

厚木市立病院の利用者数は、平成 30（2018）年度 275,527 人、令和元（2019）年度 265,981 人となっており、市民を始め、多くの方に利用されています。

表：医療施設の利用者数

単位：人

年度	メジカルセンター （患者数）	厚木市立病院 （利用者数）
平成 30（2018）年度	13,751	275,527
令和元（2019）年度	12,824	265,981

(5) 施設の維持管理等費用

メジカルセンターと厚木市立病院の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 5 億 5,826 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは約 2,494 円となっています。

また、利用者 1 人当たりのコストは約 2,644 円となっています。

表：医療施設の維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	利用者 1 人当たり コスト (円)
1	メジカルセンター	7,343	33	573
2	厚木市立病院	550,923	2,461	2,071
合計		558,266	2,494	2,644

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(6) 更新費用の試算

平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は無く、維持管理・修繕に係る費用は約 26 億円となります。

(7) 県内各市の状況

神奈川県内には50の公立・公的病院が設置されています。

このうち、県立病院や政令市立の病院以外では、横須賀市、三浦市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大和市、小田原市、本市を含む計8市が公立病院を設置しています。

表：県内各市の市立病院の状況（政令指定市を除く）

No	市	病院名	使用許可病床数 (平成29(2017).4.1現在)					計
			一般	療養	精神	結核	感染症	
1	厚木市	厚木市立病院	341				6	347
2	横須賀市	横須賀市立うわまち病院	367	50				417
		横須賀市立市民病院	476				6	482
3	平塚市	平塚市民病院	410				6	416
4	鎌倉市	—						—
5	藤沢市	藤沢市民病院	530				6	536
6	小田原市	小田原市立病院	417					417
7	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市立病院	401					401
8	逗子市	—						—
9	三浦市	三浦市立病院	136					136
10	秦野市	—						—
11	大和市	大和市立病院	403					403
12	伊勢原市	—						—
13	海老名市	—						—
14	座間市	—						—
15	南足柄市	—						—
16	綾瀬市	—						—

出典：第7次神奈川県保健医療計画（令和3（2021）.3改定）

(8) 課題

厚木市、愛川町、清川村のエリアには3次医療を担う医療機関や、救急救命センター、周産期母子医療センターなどの地域の拠点病院はありません。

また、エリア内には14病院があり、厚木市立病院を含めた7つの救急告示病院（救急指定病院）で地域の救急医療を担っていることから、機能を確保する必要があります。

メジカルセンター及び厚木市立病院は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。

(9) 今後の方向性

医療施設であるメジカルセンター及び厚木市立病院は、市民生活に不可欠な医療を担う中核的な施設です。そのため、メジカルセンターは、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

厚木市立病院は、平成 29（2017）年度に病院の建て替えが完了しました。今後は災害拠点病院としての機能を確保するために、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、近年の台風や集中豪雨などの被害を踏まえ、厚木市立病院の浸水対策を講じます。

3 小・中学校の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、学校教育法に基づき、初等普通教育及び中等普通教育を実施するために、現在小・中学校 36 校（小学校 23 校・中学校 13 校）を設置しています。小・中学校 36 校に体育館及びプールが整備され、また、小学校 23 校のうち 17 校に単独調理場を整備しています。

小・中学校の延べ床面積は、本市が所有する全公共建築物の約 48%と大きな割合を占めています。

また、36 校のうち、築 30 年を経過する小学校が 21 校、中学校が 13 校、そのうち築 40 年を経過する小学校が 18 校、中学校が 9 校あり、9 割以上に当たる 34 校が築 30 年を超えています。

表：小学校施設一覧（令和 3（2021）年 3 月 31 日現在）

小学校								
No	名称	地区名	築年数	建設年度	体育館	プール	単独調理場	延べ床面積(m ²)
1	依知南小学校	依知南	56 年	昭和 39 (1964)	有	有	有	6,996.92
2	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘	55 年	昭和 40 (1965)	有	有	有	8,405.22
3	北小学校	依知北	54 年	昭和 41 (1966)	有	有	有	8,402.53
4	小鮎小学校	小鮎	53 年	昭和 42 (1967)	有	有	有	7,336.06
5	依知小学校	依知南	51 年	昭和 44 (1969)	有	有	有	5,833.42
6	厚木小学校	厚木北	51 年	昭和 44 (1969)	有	有	有	8,172.88
7	厚木第二小学校	厚木南	50 年	昭和 45 (1970)	有	有	有	8,711.35
8	清水小学校	睦合南	49 年	昭和 46 (1971)	有	有	有	9,531.57
9	三田小学校	睦合北	47 年	昭和 48 (1973)	有	有	有	8,108.14
10	南毛利小学校	南毛利	46 年	昭和 49 (1974)	有	有	有	9,983.77
11	戸室小学校	南毛利	45 年	昭和 50 (1975)	有	有	無	7,851.90
12	愛甲小学校	南毛利南	44 年	昭和 51 (1976)	有	有	無	7,370.05
13	妻田小学校	睦合南	44 年	昭和 51 (1976)	有	有	有	6,882.39
14	鳶尾小学校	荻野	44 年	昭和 51 (1976)	有	有	有	6,386.47
15	荻野小学校	荻野	43 年	昭和 52 (1977)	有	有	有	6,450.38
16	毛利台小学校	南毛利	40 年	昭和 55 (1980)	有	有	有	8,371.77
17	玉川小学校	玉川	40 年	昭和 55 (1980)	有	有	無	4,904.02
18	上荻野小学校	荻野	40 年	昭和 55 (1980)	有	有	有	6,859.98
19	飯山小学校	小鮎	36 年	昭和 59 (1984)	有	有	有	6,826.99
20	森の里小学校	森の里	36 年	昭和 59 (1984)	有	有	無	8,261.43
21	戸田小学校	相川	33 年	昭和 62 (1987)	有	有	無	7,674.65
22	相川小学校	相川	28 年	平成 4 (1992)	有	有	無	9,682.47
23	上依知小学校	依知北	26 年	平成 6 (1994)	有	有	有	8,474.06
合計								177,478.42

表：中学校施設一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

中学校								
No	名称	地区名	築年数	建設年度	体育館	プール	単独調理場	延べ床面積(m ²)
1	南毛利中学校	南毛利	53年	昭和42(1967)	有	有	無	8,831.64
2	睦合中学校	睦合北	52年	昭和43(1968)	有	有	無	8,710.01
3	東名中学校	南毛利南	51年	昭和44(1969)	有	有	無	6,652.90
4	小鮎中学校	小鮎	50年	昭和45(1970)	有	有	無	7,852.96
5	荻野中学校	荻野	47年	昭和48(1973)	有	有	無	8,899.37
6	相川中学校	相川	46年	昭和49(1974)	有	有	無	7,136.61
7	厚木中学校	厚木北	44年	昭和51(1976)	有	有	無	9,154.01
8	林中学校	睦合西	43年	昭和52(1977)	有	有	無	7,583.11
9	玉川中学校	玉川	41年	昭和54(1979)	有	有	無	8,137.84
10	藤塚中学校	依知北	36年	昭和59(1984)	有	有	無	9,371.49
11	森の里中学校	森の里	34年	昭和61(1986)	有	有	無	7,943.56
12	依知中学校	依知南	34年	昭和61(1986)	有	有	無	9,527.17
13	睦合東中学校	睦合北	32年	昭和63(1988)	有	有	無	10,839.75
合計								110,640.42

表：小学校地区別設置状況

単位：m²

地区名	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野
設置数	1	1	2	2	1	2	0	3
延べ床面積	8,172.88	8,711.35	16,876.59	12,830.34	8,108.14	16,413.96	—	19,696.83
平均延べ床面積	8,172.88	8,711.35	8,438.30	6,415.17	8,104.14	8,206.98	—	6,565.61
地区名	小鮎	南毛利	南毛利南	玉川	森の里	相川	緑ヶ丘	合計
設置数	2	3	1	1	1	2	1	23
延べ床面積	14,163.05	26,207.44	7,370.05	4,904.02	8,261.43	17,357.12	8,405.22	177,478.42
平均延べ床面積	7,081.53	8,735.81	7,370.05	4,904.02	8,261.43	8,678.56	8,405.22	7,716.45

※ 学校区ではなく、地区別の設置状況一覧

表：中学校地区別設置状況

単位：m²

地区名	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野
設置数	1	0	1	1	2	0	1	1
延べ床面積	9,154.01	—	9,371.49	9,527.17	19,549.76	—	7,583.11	8,899.37
平均延べ床面積	9,154.01	—	9,371.49	9,527.17	9,774.88	—	7,583.11	8,899.37
地区名	小鮎	南毛利	南毛利南	玉川	森の里	相川	緑ヶ丘	合計
設置数	1	1	1	1	1	1	0	13
延べ床面積	7,852.96	8,831.64	6,652.90	8,137.84	7,943.56	7,136.61	—	110,640.42
平均延べ床面積	7,852.96	8,831.64	6,652.90	8,137.84	7,943.56	7,136.61	—	8,510.80

※ 学校区ではなく、地区別の設置状況一覧

(2) 地域防災計画上の位置付け

小・中学校は地震災害、風水害等の指定緊急避難場所、指定避難所として指定されており、災害による危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難するほか、家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民又は被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所として位置付けられています。

(3) 耐震診断

本市の小・中学校における耐震化は、昭和 56（1981）年 5 月以前の旧耐震基準に基づき設計した小・中学校の施設について耐震診断を実施した結果、「倒壊又は大規模な被害を受ける恐れのある優先度の高い校舎等」については、平成 9（1997）年度から平成 14（2002）年度にかけて耐震補強工事を、平成 16（2004）年度から平成 19（2007）年度にかけては、体育館の耐震補強工事を実施しました。また、「倒壊又は大規模な被害を受けるおそれの少ない優先度の低い校舎等」については、平成 20（2008）年度から平成 23（2011）年度の 4 か年で耐震補強工事を計画していましたが、平成 20（2008）年に「中国四川大地震」や「岩手・宮城内陸地震」が発生したことから、本市としては、一刻も早く耐震化をしなければならないと判断し、市内公立の学校施設の耐震補強を前倒ししたことで、平成 21（2009）年度に全て完了しました。また、平成 20 年度に耐震強度の不足が確認された「南毛利中学校北棟校舎」については、平成 21（2009）～平成 22（2010）年度にかけて建設工事を実施し、平成 23（2011）年 2 月には、全ての小・中学校において耐震性が確保されました。

(4) 施設の利用状況

市内の小学校 23 校の児童数は、令和元（2019）年で 11,496 人となっています。また、中学校 13 校の生徒数は、5,673 人となっています。

学校別に見ると、児童数が最も多い小学校は南毛利小学校（1,021 人）で、次いで、厚木小学校（936 人）、清水小学校（882 人）となっています。また、生徒数が最も多い中学校は厚木中学校（820 人）で、次いで、荻野中学校（671 人）、南毛利中学校（652 人）となっています。

一方、児童数が最も少ない小学校は玉川小学校（167 人）で、次いで、飯山小学校（197 人）、相川小学校（218 人）となっています。また、生徒数が最も少ない中学校は森の里中学校（173 人）で、次いで、東名中学校（220 人）、相川中学校（231 人）となっています。

なお、学校施設については、「厚木市立学校施設使用条例」に基づき一般市民にも開放しており、厚木小学校、荻野小学校、三田小学校、厚木第二小学校、依知南小学校、南毛利小学校以外の小学校 17 校には、学校施設内に放課後児童クラブが設置されています。（厚木小学校、荻野小学校、三田小学校、厚木第二小学校、依知南小学校は学校敷地内に設置、南毛利小学校は隣接する南毛利学習支援センターに設置。）

表：小学校児童数一覧（児童数順 各年5月1日現在）

No	名称	児童数(人)		No	名称	児童数(人)	
		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年			平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
1	南毛利小学校	996	1,021	13	小鮎小学校	466	456
2	厚木小学校	951	936	14	依知小学校	421	419
3	清水小学校	889	882	15	北小学校	386	384
4	厚木第二小学校	858	841	16	荻野小学校	376	336
5	三田小学校	797	790	17	戸田小学校	358	352
6	緑ヶ丘小学校	635	620	18	鳶尾小学校	307	320
7	戸室小学校	550	553	19	上依知小学校	300	295
8	毛利台小学校	531	540	20	森の里小学校	247	235
9	依知南小学校	505	514	21	相川小学校	209	218
10	愛甲小学校	513	496	22	飯山小学校	214	197
11	上荻野小学校	493	451	23	玉川小学校	161	167
12	妻田小学校	482	473	合計		11,645	11,496

表：中学校生徒数一覧（生徒数順 各年5月1日現在）

No	名称	児童数(人)		No	名称	児童数(人)	
		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年			平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
1	厚木中学校	809	820	8	依知中学校	369	369
2	荻野中学校	708	671	9	林中学校	340	337
3	南毛利中学校	654	652	10	小鮎中学校	339	328
4	睦合東中学校	599	601	11	相川中学校	250	231
5	睦合中学校	475	454	12	東名中学校	220	220
6	藤塚中学校	456	421	13	森の里中学校	191	173
7	玉川中学校	416	396	合計		5,826	5,673

(5) 施設の維持管理等費用

市内の小・中学校 36 校の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 8 億 7,359 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは約 3,904 円となっています。

表：各学校維持管理費等

No	名称	生徒・児童数 (人)	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	児童・生徒 1 人当たり コスト (円)
小学校					
1	厚木小学校	936	27,219	122	29,080
2	厚木第二小学校	841	37,559	168	44,660
3	上依知小学校	295	16,371	73	55,495
4	北小学校	384	23,256	104	60,562
5	依知小学校	419	27,933	125	66,666
6	依知南小学校	514	21,194	95	41,233
7	三田小学校	790	39,135	175	49,538
8	妻田小学校	473	24,074	108	50,896
9	清水小学校	882	40,418	181	45,825
10	荻野小学校	336	28,590	128	85,091
11	上荻野小学校	451	33,593	150	74,485
12	鳶尾小学校	320	17,628	79	55,088
13	小鮎小学校	456	19,189	86	42,082
14	飯山小学校	197	27,034	121	137,230
15	戸室小学校	553	14,208	63	25,693
16	南毛利小学校	1021	28,681	128	28,092
17	毛利台小学校	540	27,168	121	50,312
18	愛甲小学校	496	15,960	71	32,177
19	玉川小学校	167	15,883	71	95,106
20	森の里小学校	235	14,458	65	61,525
21	戸田小学校	352	13,591	61	38,610
22	相川小学校	218	17,238	77	79,074
23	緑ヶ丘小学校	620	39,342	176	63,454

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

No	名称	生徒・児童数 (人)	維持管理費 (千円)	市民1人当たり コスト(円)	児童・生徒1人当たり コスト(円)
中学校					
24	厚木中学校	820	23,790	106	29,012
25	藤塚中学校	421	22,013	98	52,288
26	依知中学校	369	18,690	83	50,649
27	睦合中学校	454	17,995	80	39,636
28	睦合東中学校	601	13,079	58	21,763
29	林中学校	337	18,863	84	55,973
30	荻野中学校	671	19,585	87	29,188
31	小鮎中学校	328	18,806	84	57,336
32	南毛利中学校	652	92,483	413	141,845
33	東名中学校	220	10,920	49	49,635
34	玉川中学校	396	19,149	86	48,357
35	森の里中学校	173	8,627	39	49,868
36	相川中学校	231	19,875	89	86,040
合計		17,169	873,597	3,904	2,023,564

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(6) 更新費用の試算

平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度の 40 年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円で、合計が約 828 億円となります。

(7) 県内各市の状況

神奈川県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市の中で、学校当たりの延べ床面積が最も少ないのは、大和市 (0.97km²/学校)、次いで座間市 (1.03km²/学校)、茅ヶ崎市 (1.12km²/学校) となっています。

なお、本市は 2.61 km²/学校で、16 市中 11 番目となっています。

また、学校当たりの児童・生徒数についても、藤沢市が 626 人/学校で最も多く、本市は 470 人/学校で、16 市中 8 番目となっています。

表：県内各市の小・中学校の設置状況（政令市を除く）

	市	公立			学校 当たりの延べ床面積 (km ² /学校数)		学校当たりの 児童・生徒数 (人/学校数)	
		小学校数	中学校数	計		順位		順位
1	厚木市	23	13	36	2.61	11	470	8
2	横須賀市	46	23	69	1.46	6	385	13
3	平塚市	28	15	43	1.58	8	433	12
4	鎌倉市	16	9	25	1.59	9	450	11
5	藤沢市	35	19	54	1.29	4	626	1
6	小田原市	25	11	36	3.16	13	364	14
7	茅ヶ崎市	19	13	32	1.12	3	597	3
8	逗子市	5	3	8	2.16	10	463	10
9	三浦市	8	3	11	2.91	12	213	16
10	秦野市	13	9	22	4.72	15	539	6
11	大和市	19	9	28	0.97	1	617	2
12	伊勢原市	10	4	14	3.97	14	512	7
13	海老名市	13	6	19	1.40	5	558	4
14	座間市	11	6	17	1.03	2	544	5
15	南足柄市	6	3	9	8.57	16	345	15
16	綾瀬市	10	5	15	1.48	7	467	9

出典：令和 2 (2020) 年度神奈川県学校基本調査
令和元 (2019) 年度神奈川県土地統計資料集

(8) 課題

市内の小・中学校は、昭和 50 年代に建てられた校舎が多く、築 30 年を経過する小学校が 21 校、中学校が 13 校あり、36 校のうち、9 割以上に当たる 34 校が築 30 年を超えており、外壁や屋上、設備の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。また、令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間で、目標耐用年数を 60 年とする校舎等の更新時期を迎えます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた予防保全型の維持管理や計画的な施設整備が必要です。

また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります。

一方、市中心部の小・中学校では、集合住宅の建設等に伴い児童・生徒数が増加傾向にあることから、教室の確保など適切な対応が必要です。

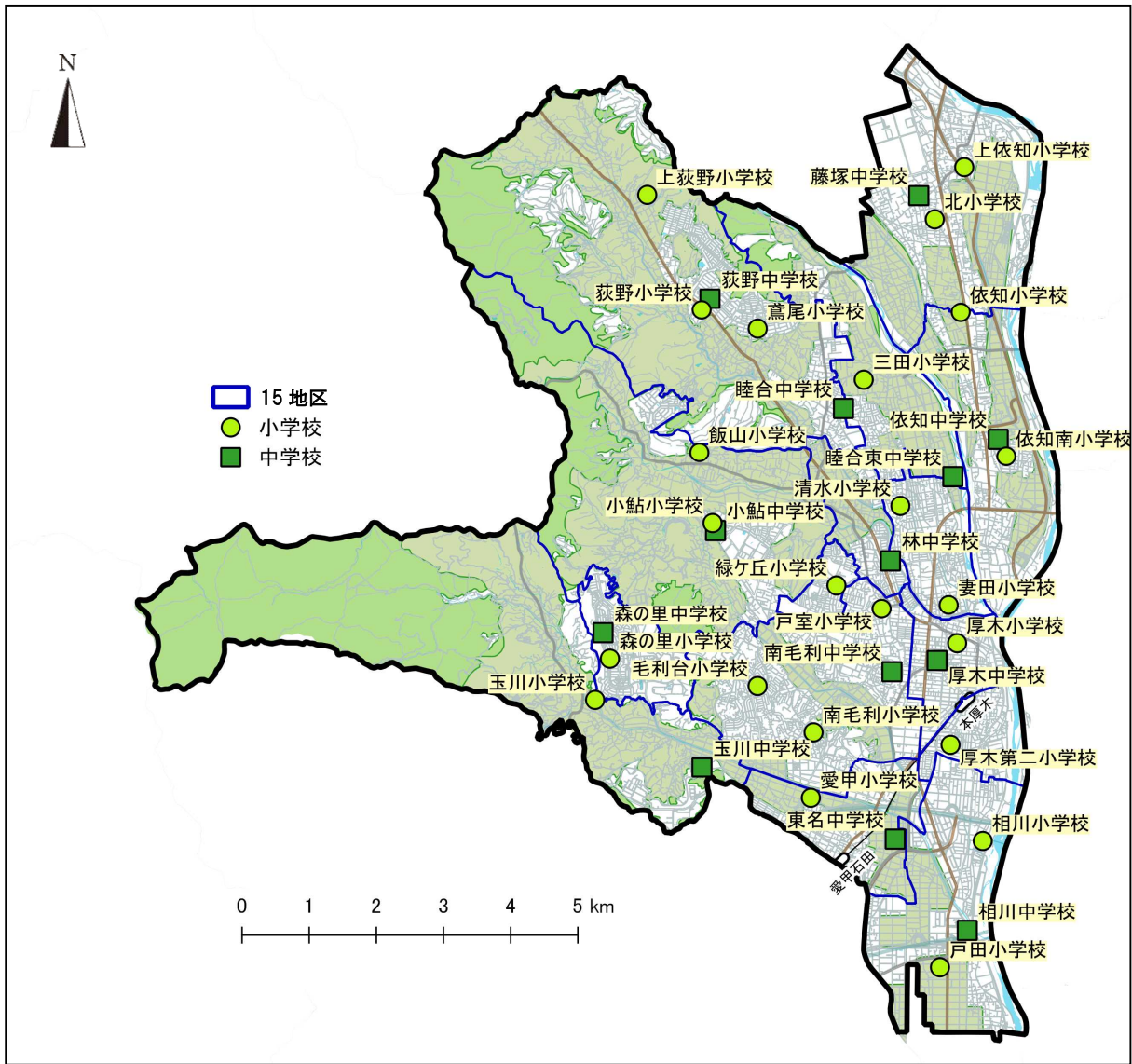
(9) 今後の方向性

小・中学校は、義務教育の場としての機能のほか、災害時における避難所や地域コミュニティの形成などに向けた機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担う施設です。こうしたことから、小・中学校は、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。

また、校舎等の建て替えに当たっては、児童・生徒数の状況を踏まえた適正規模による整備を行うとともに、小中一体型の施設整備についても検討を行います。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

なお、小・中学校については、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた適正規模・適正配置の方策を検討します。



図：小・中学校位置図

4 学校給食センターの管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、厚木市立の小・中学校において実施される学校給食の運営の合理化を図るため、調理等の業務を集約する共同調理場として北部学校給食センターと南部学校給食センターの2か所を設置しています。

本市の小学校給食は全 23 校のうち現在 17 校に単独調理場を設置し、それ以外の6校は南部給食センターより配送しています。

また、中学校給食は、平成 19 (2007) 年度から開始しています。現在、北部学校給食センターでは9校の中学校に、南部学校給食センターでは、小学校 6 校と中学校 4 校の給食調理を実施しています。

なお、平成 28 (2016) 年に策定した「厚木市学校給食施設の整備方針」に基づき、市内全中学校 13 校を担う新学校給食センターの令和4年度中の共用開始に向けた整備をPFI方式により進めています。

表：学校給食センター一覧 (令和3 (2021) 年3月31日現在)

No	名称	築年数	建設年度	延べ床面積 (㎡)
1	北部学校給食センター	47年	昭和48(1973)	1654.15
2	南部学校給食センター	41年	昭和54(1979)	1806.10
合計				3460.25

(参考) 小学校給食における単独調理場の概要

学校名	延べ床面積 (㎡)	開設年月	構造	調理食数 (食)	方式
厚木小学校	495.83	平成 25 (2013). 4	RC造	951	ドライ方式
依知南小学校	454.72	平成 20 (2008). 5		505	
北小学校	464.20	平成 16 (2004). 5		386	
荻野小学校	393.43	平成 15 (2003). 6		376	
三田小学校	506.75	平成 19 (2007). 5		797	
清水小学校	731.43	平成 18 (2006).11		889	
小鮎小学校	810.71	平成 19 (2007).12		466	
南毛利小学校	832.88	平成 18 (2006). 5		996	
厚木第二小学校	453.93	平成 13 (2001). 9	RC造、一部S造平屋建て	858	
緑ヶ丘小学校	409.97	平成 17 (2005). 5	RC造	635	
妻田小学校	416.62	平成 15 (2003). 6		482	
鳶尾小学校	437.40	平成 22 (2010). 1		307	
毛利台小学校	608.55	平成 23 (2011). 5		531	
上荻野小学校	347.90	平成 13 (2001). 5	RC造、一部S造平屋建て	493	
飯山小学校	406.22	平成 14 (2002). 5	RC造	214	
依知小学校	407.79	平成 14 (2002). 5	RC造、一部S造平屋建て	421	
上依知小学校	484.03	平成 17 (2005). 5	RC造	300	

(2) 耐震診断

南部学校給食センターは、平成 14（2002）年に耐震診断（2次診断）を実施し、耐震性に問題が無いことが確認されました。北部学校給食センターは、平成 20（2008）年度の耐震診断実施の際に、補強が必要との診断結果となったため、平成 21（2009）年度に耐震補強工事を実施し、北部・南部学校給食センターともに耐震性が確保されています。

(3) 施設の利用状況

施設の1日当たりの調理対象人数（児童・生徒数）は、令和元（2019）年度は北部学校給食センターが4,349人、南部学校給食センターが3,977人となっています。

表：学校給食センターの1日当たりの調理対象人数

単位：人

No	名称	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度
1	北部学校給食センター	4,131	4,349
2	南部学校給食センター	3,733	3,977
合計		7,864	8,326

（参考）各学校給食センターの対象校

施設名	小学校	中学校
北部学校給食センター	—	9校 依知中、荻野中、睦合中、 小鮎中、南毛利中、林中、 藤塚中、森の里中、睦合東中
南部学校給食センター	6校 玉川小、相川小、戸室小、 愛甲小、森の里小、戸田小	4校 厚木中、玉川中、東名中、 相川中

(4) 施設の維持管理等費用

学校給食センターの維持管理費は、令和元（2019）年度は約 8,717 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは約 389 円、利用者 1 人当たりのコストは約 2 万 1,097 円となっています。

表：各学校給食センター維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	児童・生徒 1 人当たり コスト (円)
1	北部学校給食センター	38,233	171	8,791
2	南部学校給食センター	48,939	219	12,306
合計		87,172	389	21,097

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(5) 更新費用の試算

平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度の 40 年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 12 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 300 万円となります。

(6) 県内各市の状況

神奈川県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市のうち、中学校給食を実施している自治体のうち、本市と同様の共同調理場方式で実施しているのは、大和市、三浦市、小田原市、綾瀬市です。このほか、南足柄市では自校調理を実施しています。

また、鎌倉市、逗子市、藤沢市、伊勢原市、海老名、座間市ではデリバリー方式を採用しています。

(7) 課題

現行の北部・南部学校給食センターは、築 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。

また、両センターの建設後、平成 21（2009）年度に文部科学省が策定した「学校給食衛生管理基準」に適合した施設整備が必要となります。

南部学校給食センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。

(8) 今後の方向性

学校給食センターは、安心して安全な給食を継続的に提供するため、今後も機能を継続します。

平成 28 (2016) 年度に策定した「学校給食施設の整備方針」に基づき、中学校給食(市内全中学校 13 校)を担う新たな学校給食センターを令和 4 年度中の供用開始に向け P F I 方式により整備します。また、新たな学校給食センターの整備に伴い、北部学校給食センターは廃止を予定していますが、既存施設の有効活用等について検討します。

なお、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(令和 3 年 8 月)」の策定を踏まえ、「学校給食施設の整備方針」の見直しを行います。

5 市営住宅の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的に市営住宅を設置しています。

また、市営住宅の需要の増加に伴い、世帯構造の変化を的確に捉え、良質な住宅整備を図るために、木造住宅の廃止を進めながら高齢社会に対応するため、平成9年度建設の宮の里ハイツ以降新設の団地は、エレベーターを設置した中高層耐火構造の市営住宅への建て替えを行いました。

なお、吾妻団地、吾妻(2)団地、富士見町団地及び旭町ハイツの4団地が築30年を経過しています。

表：市営住宅一覧 (令和3(2021)年3月31日現在)

No	団地名	築年数	建設年度	階数	構造	戸数	EV	駐車台数	延べ床面積(m ²)
1	吾妻団地	48年	昭和47(1972)	5	壁式	20	無	34	987.59
2	吾妻(2)団地	42年	昭和53(1978)	5	壁式	20	無		1,306.29
3	富士見町団地	38年	昭和57(1982)	5	壁式	30	無	24	1,974.80
4	旭町ハイツ	32年	昭和63(1988)	5	壁式	30	無	20	2,120.87
5	妻田東ハイツ(1)	29年	平成3(1991)	5	RC造	30	無	21	2,182.05
6	妻田東ハイツ(2)	27年	平成5(1993)	5	RC造	20	無	13	1,431.12
7	妻田東ハイツ(3)	26年	平成6(1994)	5	RC造	35	無	36	2,774.90
8	妻田東ハイツ集会所	26年	平成6(1994)	1	S造				50.97
9	妻田ひびき公園 (倉庫、便所)	25年	平成7(1995)	1	RC造				55.29
10	宮の里ハイツ	23年	平成9(1997)	7	SRC造	67	有	69	5,623.55
11	上向原ハイツA	19年	平成13(2001)	5	RC造	45	有	63	3,234.46
12	上向原ハイツB	16年	平成16(2004)	4	RC造	44	有		2,674.64
13	上向原ハイツ集会所	18年	平成14(2002)	1	S造				185.19
14	戸室ハイツA	8年	平成24(2012)	5	RC造	70	有	49	3,695.38
15	戸室ハイツB	2年	平成30(2018)	5	RC造	70	有	49	3,691.64
16	戸室ハイツ集会所	2年	平成30(2018)	1	S造			5	194.00
合計						481	5	383	32,182.74

※壁式：プレキャスト鉄筋コンクリート造

※RC造：鉄筋コンクリート造

※S造：鉄骨造

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

(2) 耐震診断

昭和 47（1972）年に建設された吾妻団地は平成 7（1995）年度に、昭和 53（1978）年に建設された吾妻（2）団地は平成 15（2003）年度に耐震診断を実施したところ、耐震性に問題はありませんでした。

なお、昭和 56（1981）年 6 月以降に設計された市営住宅は、新耐震基準で建築されているため、富士見町団地以降の市営住宅は、すべて耐震性が確保されています。

(3) 入居者等の状況

平成 30（2018）・令和元（2019）年度の入居率は約 89%であり、比較的高い割合を示しています。また、空部屋等の募集状況を見ると、平成 30（2018）年度は約 1.6 倍、令和元（2019）年度は約 2.4 倍であり、入居率及び募集状況から見ると、市営住宅の需要は今後も続くものと考えられます。

表：入居者等の状況

項目		平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	備考
入居率		88.1%	89.4%	(入居数/管理戸数)
		(362 戸/411 戸)	(430 戸/481 戸)	
空家の 募集状況	募集戸数	79 戸	47 戸	空家の 募集状況
	応募数	129 件	117 件	
	応募倍率	1.63 倍	2.49 倍	

※ 市内部資料により作成

(4) 世帯構成の状況

入居世帯の世帯構成別の戸数は、高齢者のいる世帯が全体の 50%以上を占めており、入居者の高齢化が進行しています。また、バリアフリーに配慮した居住環境が望ましい高齢者のいる世帯及び障がい者世帯の占める割合は、全体の 78%となっています。

表：世帯構成別戸数 （令和 3（2021）年 1 月 31 日現在）

種別	戸数(戸)	割合 (%)	
障害者世帯	101	23.11%	} 78.03%
高齢者のいる世帯 (内 高齢者単身世帯)	240 (154)	54.92%	
母子・父子世帯	38	8.70%	
多子世帯	8	1.83%	
一般世帯	50	11.44%	
計	437	100.0%	

※ 市内部資料により作成

(5) 施設の維持管理等費用

市内の市営住宅 12 棟の維持管理費は、令和元(2019)年度は約 4,135 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは約 185 円、入居者 1 人当たりのコストは約 69 万 3,886 円となっています。

表：各市営住宅維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	利用者 1 人当たり コスト (円)
1	吾妻団地	2,652	12	80,378
2	吾妻(2)団地	3,122	14	76,141
3	富士見町団地	2,938	13	57,605
4	旭町ハイツ	2,329	10	42,353
5	妻田東ハイツ(1)	2,898	13	74,310
6	妻田東ハイツ(2)	2,493	11	59,364
7	妻田東ハイツ(3)	2,912	13	51,087
8	宮の里ハイツ	7,508	34	62,566
9	上向原ハイツ A	4,403	20	57,188
10	上向原ハイツ B	3,828	17	72,225
11	戸室ハイツ A	3,645	16	37,198
12	戸室ハイツ B	2,629	12	23,471
合 計		41,357	185	693,886

※ 令和元(2019)年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人(令和元(2019)年 1 月 1 日現在)

※ 戸室ハイツ B は、入居前のコストのため、入居者 1 人当たりの数字はありません。

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

※ 市営住宅の維持管理費は基本、家賃等の収入でまかなわれております。

(6) 更新費用の試算

平成 27(2015)年度から令和 36(2054)年度までの 40 年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 34 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 28 億円となり、合計約 62 億円となります。

(7) 県内各市の状況

神奈川県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市の中では、市営住宅・県営住宅の設置数は、横須賀市が 4,007 戸と最も多く、市民 1 人当たりの戸数でも最も高い値を示しています。本市の市営住宅供給状況は、市民 1 人当たりの戸数では 16 市中 11 番目となっていますが、市営住宅と県営住宅を合わせた管理戸数でみると、市民 1 人当たりの戸数では三浦市が最も多く、本市は 16 市中 4 番目となります。

表：県内各市の市営住宅・県営住宅設置状況（政令市を除く）

No	市	市営住宅			県営住宅 管理戸数	市営+県営		
		管理 戸数※	市民一人 当たり戸数	順位		管理 戸数※	市民一人 当たり戸数	順位
1	厚木市	481	0.0021	11	2,111	2,592	0.0115	4
2	横須賀市	4,007	0.0102	1	3,733	7,740	0.0196	2
3	平塚市	1,355	0.0053	4	2,336	3,691	0.0143	3
4	鎌倉市	630	0.0037	6	38	668	0.0039	15
5	藤沢市	1,740	0.0040	5	2,026	3,766	0.0087	8
6	小田原市	1,588	0.0084	2	594	2,182	0.0115	5
7	茅ヶ崎市	534	0.0022	10	393	927	0.0038	16
8	逗子市	114	0.0020	12	384	498	0.0087	9
9	三浦市	126	0.0030	7	831	957	0.0225	1
10	秦野市	227	0.0014	14	935	1,162	0.0070	12
11	大和市	564	0.0024	9	2,069	2,633	0.0111	6
12	伊勢原市	164	0.0016	13	828	992	0.0097	7
13	海老名市	117	0.0009	15	510	627	0.0047	13
14	座間市	313	0.0024	8	678	991	0.0076	10
15	南足柄市	296	0.0071	3	-	296	0.0071	11
16	綾瀬市	32	0.0004	16	355	387	0.0046	14

※ 管理戸数は令和 2（2020）年 3 月 31 日現在（県勢要覧 2020）

※ 人口は令和元（2019）年 10 月 1 日現在（県勢要覧 2020）

(8) 市営住宅の維持管理・更新に関する動向

市営住宅の維持管理については、指定管理者制度を採用し、入居者の募集や日常的な修繕などを民間事業者が行っている事例がある一方で、入札に参加する民間事業者が減っている事例もあります。

更新については、市が直接建設する方式だけではなく、民間事業者が建設したものを一定期間借上げる方法や公営住宅法によらずに家賃補助を行う方法などの事例があります。

(9) 課題

市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、神奈川県と連携しながら、より住宅困窮度が高い世帯に対し、的確な供給・管理体制を構築する必要があります。

市営住宅は、16施設のうち、築20年を経過する施設が10施設あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。

また、入居者の快適な生活を確保するためにも、居住水準や居住環境の向上への取組も求められます。

このほか、施設の維持管理経費の削減に向けた効率的な維持管理手法を検討する必要があります。

(10) 今後の方向性

市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、今後も必要な機能を継続します。

「市営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全型の維持管理を実施するほか、必要に応じて入居者の状況を踏まえた居住環境に関する改善（高齢化に伴うバリアフリー化等）についても検討します。

また、賃貸住宅の供給を行っている民間事業者は、建設から運営までのそれぞれの段階において様々なノウハウを有していることから、民間活力の導入についても検討します。

建て替えに当たっては、ユニバーサルデザインなどに配慮するとともに、地域に求められる機能を併せて検討します。

6 駐車場・自転車等駐車場の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、市街地における駐車場の確保を図り、道路交通の円滑化に寄与することを目的として、厚木中央公園地下駐車場を設置しています。また、自転車等を利用する者の利便を図るため、本厚木駅周辺に6か所、愛甲石田駅周辺に3か所、計9か所の自転車等駐車場を設置しています。

(2) 耐震診断

全ての施設で、耐震性は確保されています。

(3) 施設の維持管理等費用

市内の駐車場・自転車等駐車場の建築物等の維持管理費等は、令和元（2019）年度が約5,373万円となっており、市民1人当たりのコストは約240円、利用者1人当たりのコストは約241円となっています。

表：駐車場・自転車等駐車場の建築物に関する維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民1人当たり コスト(円)	利用者1人当たり コスト(円)
1	厚木中央公園地下駐車場	33,649	150	185
2	本厚木駅高架下旭町自転車等駐車場	805	4	3
3	本厚木駅高架下泉町自転車等駐車場	709	3	4
4	愛甲石田駅南口自転車等駐車場	873	4	9
5	中町1丁目第1自転車等駐車場	1,941	9	2
6	中町2丁目自転車等駐車場	2,126	9	3
7	愛甲石田駅北口自転車等駐車場	6,947	31	19
8	本厚木駅北口自転車等駐車場	6,682	30	16
9	旭町2丁目自転車等駐車場	—	—	—
合計		53,732	240	241

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は223,868人（令和元（2019）年1月1日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(4) 更新費用の試算

平成27（2015）年度から令和36（2054）年度の40年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約72億円、維持管理・修繕に係る費用は約33億円となり、合計で約105億円となります。

(5) 本市における自転車等駐車場等の整備状況

ア 自転車等駐車場等の整備状況及び利用状況

本市では、自転車等駐車場等については、市営自転車等駐車場等、民営自転車等駐車場等及びサイクルアンドバスライドの自転車等駐車場が整備されており、以下に示す収容台数となっています。

表：自転車等駐車場等の一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

種別	名称	区分	収容台数		
			自転車 (台)	バイク (台)	
本厚木駅	市営	1 本厚木駅高架下旭町自転車駐車場	定期	550	0
		一時	80	0	
		2 本厚木駅高架下泉町自転車駐車場	定期	389	0
		一時	35	0	
		3 中町2丁目自転車駐車場	定期	1,144	0
		一時	386	0	
	民営	4 中町1丁目第1自転車等駐車場	定期	1,290	751
		一時	200	78	
		5 本厚木駅北口自転車等駐車場	定期	608	155
		一時	189	24	
		6 旭町2丁目自転車等駐車場	定期	575	40
		一時	36	16	
		7 本厚木第2駐車場	定期	0	33
		8 本厚木第3駐車場	定期	0	103
		9 オダクル本厚木第5	一時	56	0
		10 オダクル本厚木第6	定期	279	197
		11 オダクル本厚木第東口	定期	171	0
		一時	31	8	
		12 エコステーション21-本厚木ミロード・横浜銀行指定駐輪場	一時	227	0
		13 エコステーション21-イオン厚木店	一時	288	42
14 アップルパーク本厚木駅前駐輪場	一時	82	37		
15 エコステーション21-本厚木Ⅲ	一時	48	0		
16 エコステーション21-Ⅳバイク駐輪場	一時	0	54		
17 エコステーション21-Ⅴ自転車駐輪場	一時	244	0		
18 シェローバイクパーク本厚木	定期	0	10		
19 中町立体駐車場屋外バイク定期駐車場	定期	0	12		
20 中町立体駐車場屋外原付バイク定期駐車場	定期	0	50		
本厚木駅周辺市営		定期	4,556	946	
		一時	926	118	
本厚木駅周辺民営		定期	450	405	
		一時	976	141	
本厚木駅周辺小計		定期	5,006	1,351	
		一時	1,902	259	
本厚木駅周辺合計			6,908	1,610	
愛甲石田駅	市営	1 愛甲石田駅北口自転車等駐車場	定期	364	115
		一時	30	10	
		2 愛甲石田駅北口第2自転車等駐車場	定期	209	72
	一時	0	0		
	3 愛甲石田駅南口自転車等駐車場	定期	133	73	
	一時	7	0		
民営	4 オダクル愛甲石田第1	定期	393	48	
	一時	64	13		
民営	5 長塚洋品店駐車場	定期	100	25	
	一時	10	5		
6 ANパークマンスリー愛甲石田1	定期	111	15		
愛甲石田駅周辺小計		定期	1,310	348	
		一時	111	28	
愛甲石田駅周辺合計			1,421	376	
その他	— サイクルアンドバスライド妻田薬師自転車駐車場	一時	154	0	
	— サイクルアンドバスライド鳶尾団地自転車駐車場	一時	47	0	
	— サイクルアンドバスライド藤塚公園前自転車駐車場	一時	35	0	
	— サイクルアンドバスライド依知小学校前自転車駐車場	一時	50	0	
	— サイクルアンドバスライド妻田自転車駐車場	一時	52	0	
	— サイクルアンドバスライド松蓮寺バス停前自転車駐車場	一時	100	0	
	— サイクルアンドバスライド若宮橋バス停前自転車駐車場	一時	45	0	
	— サイクルアンドバスライド山際バス停前自転車駐車場	一時	26	0	
	— サイクルアンドバスライド屋際バス停前自転車駐車場	一時	30	0	
	— サイクルアンドバスライド金田神社前バス停前自転車駐車場	一時	25	0	
	— サイクルアンドバスライド相川中学校前自転車駐車場	一時	10	0	
サイクルアンドバスライド合計			574	0	

イ 自転車等駐車場の整備箇所及び自転車放置禁止区域の状況

本市では、本厚木駅周辺及び愛甲石田駅周辺で自転車放置禁止区域の指定を行い、駅周辺における安全な歩行者空間や緊急車両の進入の確保の取組を進めています。

なお、これまで無料であった放置自転車の移動保管料を、平成 26（2014）年 7 月から 2,000 円／台を徴収することで、更なる放置自転車の減少に向けた取組を進めています。



図：本厚木駅周辺の自転車放置禁止区域



図：愛甲石田駅周辺の自転車放置禁止区域

ウ サイクルアンドバスライド

本厚木駅は公共交通機関であるバスの利便性が高い駅であるため、本市では、バス利用者の利便性の向上、バス利用の促進、自家用車からバス利用への転換による交通混雑の緩和等を目的にサイクルアンドバスライド※を導入しています。

サイクルアンドバスライドのための自転車等駐車を 11 か所 574 台を整備し、移動環境の充実に取り組んでいます。

※サイクルアンドバスライド:バス停付近に自転車等駐車を確保し、駅にはバスを利用するシステム。

(6) 県内類似市との比較

神奈川県内において、本市と人口規模が近く、市内に駅が少ない自治体(平塚市、茅ヶ崎市)における主要な駅との比較は次のとおりです。

表：県内各市自転車等駐車場状況

	人口(人)	鉄道名	駅名	R元(2019) 乗降客数 (人/日)	駐輪場整備台数					
					区分	公共等		民間	合計	
厚木市	224,536	小田急線	本厚木駅	151,791	自転車	5,482	6,546	1,426	1,972	10,315
					バイク	1,064		546		
			愛甲石田駅	54,602	自転車	743	1,013	678	784	
					バイク	270		106		
平塚市	257,713	東海道本線	平塚駅	121,882	自転車	9,979	11,715	1,863	1,995	13,710
					バイク	1,736		132		
茅ヶ崎市	242,012	東海道本線 相模線	茅ヶ崎駅	111,556	自転車	10,442	11,426	6,484	6,680	18,106
			北茅ヶ崎駅	5,740	バイク	984		196		
		香川駅	11,418							

※ JR駅の乗降客数は公表されている乗車客数を2倍して計算しています。

※ 人口は令和2(2020)年1月1日現在(神奈川県年齢別人口統計調査結果)

(7) 課題

自転車等駐車場については、各施設の利用状況や民間施設の収容状況を始め、利用者ニーズ等を踏まえた適切な維持管理・運営及び駐車台数の確保に取り組む必要があります。

(8) 今後の方向性

自転車等駐車場は、駅周辺における交通の利便性を確保するための施設であり、また、駅周辺の放置自転車対策の役割を担う施設として今後も機能を継続します。

維持管理については、計画的な予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図るほか、利用者ニーズを踏まえた管理手法を検討します。

また、利用者の動向や駅周辺における民間施設の収容状況等を的確に把握し、新たに駐車台数の確保が必要な場合には、民間活力の活用を視野に入れ、交通事業者と連携を図りながら、効率的な取組を検討します。

なお、中町1丁目第1自転車等駐車場については、中町第2-2地区周辺整備事業に伴い、令和3年4月をもって供用終了し、令和3年5月から供用を開始した本厚木駅南口自転車等駐車場に機能を移転しました。

7 生涯学習施設の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、生涯学習施設として、文化・芸術活動拠点である文化会館、中央図書館、プラネタリウムを有する子ども科学館、野外活動の場である七沢自然ふれあいセンター、生涯学習及び文化芸術に関する活動の場であるあつぎ市民交流プラザ、デジタル工房などを有する情報プラザなど計7施設を設置しています。

表：生涯学習施設（市民）一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積 (㎡)	複合施設の 延べ床面積 (㎡)
1	文化会館	42年	昭和53(1978)	360	11,354.06	—
2	厚木シティプラザ (中央図書館)	36年	昭和59(1984)	28	5,682.97	10,398.38
3	厚木シティプラザ (子ども科学館)	36年	昭和59(1984)		1,419.04	10,398.38
4	七沢自然ふれあいセンター	33年	昭和62(1987)	44	11,856.53	—
5	アミューあつぎ (あつぎ市民交流プラザ)	27年	平成5(1993)	73	25,141.44	—
6	情報プラザ	25年	平成7(1995)	12	688.27	—
7	南毛利学習支援センター	16年	平成16(2004)	25	2,470.89	—
合計					58,613.20	—

(2) 耐震診断

昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準に基づき設計された文化会館は、平成8(1996)年度に耐震診断(2次診断)を実施したところ、耐震性に問題はありませんでした。このため、全ての施設で耐震性が確保されています。

(3) 地域防災計画上の位置付け

厚木シティプラザ及びアミューあつぎ(あつぎ市民交流プラザ)は帰宅困難者用一時滞在施設に、文化会館は自衛隊活動の広域活動拠点に位置付けられています。

(4) 施設の利用状況

市内 7 施設の令和元（2019）年度の利用状況は、年間 99 万 2,587 人で、特にあつぎ市民交流プラザは約 32 万人、中央図書館は約 30 万人が利用しています。

表：各生涯学習施設（市民）の利用者数

単位：人

No	名称	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
1	厚木シティプラザ(中央図書館)	330,732	299,731
2	厚木シティプラザ(子ども科学館)	76,795	66,556
3	南毛利学習支援センター	47,890	45,149
4	文化会館	255,177	216,797
5	アミューあつぎ(あつぎ市民交流プラザ)	356,779	322,376
6	七沢自然ふれあいセンター	40,344	37,513
7	情報プラザ	5,572	4,465
合計		1,113,289	992,587

(5) 施設の維持管理等費用

市内 6 施設の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 5 億 7,367 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは約 2,562 円、利用者 1 人当たりのコストは約 9,942 円となっています。

表：各生涯学習施設（市民）維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	利用者 1 人当たり コスト (円)
1	厚木シティプラザ(中央図書館)	8,654	39	29
2	厚木シティプラザ(子ども科学館)	218,716	977	3,286
3	南毛利学習支援センター	12,835	57	284
4	文化会館	160,509	717	740
5	アミューあつぎ(あつぎ市民交流プラザ)	73,536	328	228
6	七沢自然ふれあいセンター	85,614	382	2,282
7	情報プラザ	13,811	62	3,093
合計		573,675	2,562	9,942

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(6) 更新費用の試算

平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度の 40 年間の更新費用を試算すると、アミューあつぎの民間に施設を賃借している部分を除く施設の建て替えに伴う更新費用は約 151 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 37 億円となり、合計で約 188 億円となります。

(7) 課題

文化会館は、建物の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれており、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。また、各種設備についても老朽化が進んでいることから、適切に更新する必要があります。

厚木シティプラザは、供用廃止が予定されていますが、躯体や設備の維持管理について、適切に取り組む必要があります。

七沢自然ふれあいセンターは、計画的な施設の長寿命化を図るほか、今後の管理運営方法について検討する必要があります。

アミューあつぎは、整備が予定される中町第 2-2 地区複合施設との連携を図る必要があります。

情報プラザは、施設の利用者数が減少傾向にあるほか、周辺に駐車場を確保することが困難な状況にあります。

(8) 今後の方向性

生涯学習施設は、市民の学習や文化芸術などの活動拠点として、今後も必要な機能を継続します。また、効果的かつ効率的な施設運営に向け、民間活力の活用を検討します。

個別の施設の方向性としては、文化会館は、PFI 方式により長寿命化改修を実施します。

厚木シティプラザは、中町第 2-2 地区に整備する図書館、(仮称) 未来館、市庁舎、消防本部等からなる複合施設を整備するための方針「複合施設等整備基本計画」に基づき、現在の中央図書館及び子ども科学館の機能を移転し、建物を除却します。

七沢自然ふれあいセンターは、民間活力を活用した効果的かつ効率的な施設運営の手法を検討します。

情報プラザは、現在提供している機能(サービス)の必要性等について改めて検証し、施設の在り方を検討します。

8 公民館の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、社会教育法に基づく公民館として、昭和 30（1955）年の市制施行時と
その後の編入時に、従前の町村役場ごとに設置されました。

初期の段階では、8地区（厚木・南毛利・睦合・小鮎・玉川・相川・依知・荻野）に
設置されましたが、現在は、各地域に 15 館、荻野地区に分館が 1 館設置され、住民の
学習活動の場として、また、地域コミュニティづくりの拠点として活用されています。

なお、各公民館には、平成 11（1999）年 4 月から市役所の支所的な機能の一部で
ある住民票等の交付に加え、地域要望を聞くため、地区市民センターを併設しています。

施設の整備状況については、16 公民館（1 分館含む）のうち、築 20 年を経過する
公民館が 12 館、そのうち築 30 年を経過する館が 6 館あります。

表：公民館一覧（築年数状況、駐車台数一覧）（令和 3（2021）年 3 月 31 日現在）

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積 (㎡)	複合施設の延べ床面積 (㎡)
1	厚木北公民館※	46 年	昭和 49（1974）	24	840.03	1,165.12
2	厚木南公民館※※	3 年	平成 29（2017）	17	1,717.54	1,811.48
3	睦合南公民館	40 年	昭和 55（1980）	21	685.76	—
4	愛甲公民館※※※	39 年	昭和 56（1981）	11	810.33	1,765.33
5	睦合北公民館	36 年	昭和 59（1984）	35	1,480.94	—
6	荻野公民館上荻野分館	33 年	昭和 62（1987）	19	1,283.87	—
7	相川公民館	31 年	平成 1（1989）	42	1,517.72	—
8	小鮎公民館	28 年	平成 4（1992）	25	1,779.34	—
9	依知北公民館	26 年	平成 6（1994）	40	1,734.65	—
10	緑ヶ丘公民館※	25 年	平成 7（1995）	11	2,092.93	2,348.66
11	玉川公民館	25 年	平成 7（1995）	30	1,454.61	—
12	依知南公民館	15 年	平成 17（2005）	46	1,759.32	—
13	南毛利公民館	24 年	平成 8（1996）	32	1,467.41	—
14	森の里公民館※	22 年	平成 10（1998）	4	1,824.93	2,053.56
15	睦合西公民館	11 年	平成 21（2009）	51	1,764.40	—
16	荻野公民館	10 年	平成 22（2010）	52	1,804.30	—
合計				460	24,028.02	—

※ 児童館との複合施設

※※ 消防団器具倉庫との複合施設

※※※ 愛甲小学校との複合施設

(2) 地域防災計画上の位置付け

公民館は、地震災害、風水害等の指定緊急避難場所として指定されており、災害による危険から逃れるため緊急的(短期間)に避難する場所に位置付けられています。また、各地区で発生した災害について公民館で得た情報を災害対策本部に発信するほか、市民にも情報を発信する役割を担う各地区の災害情報収集等の拠点にも指定されています。

(3) 耐震診断

平成7(1955)・8(1996)年度に、昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準に基づき設計した公民館の耐震診断を実施したところ、睦合南公民館が第2次調査必要との判定結果が出たことから、平成11(1999)年度に耐震補強工事を実施しました。この耐震補強工事が完了したことにより、全ての施設で耐震性が確保されています。

(4) 施設の利用状況

市内の16公民館(1分館含む)の令和元(2019)年度の利用状況は、年間で63万9,449人となっており、地域の拠点施設として多くの市民に利用されています。また、公民館別に見てみると、森の里公民館が最も多く6万4,016人、次いで南毛利公民館が5万7,496人、依知北公民館が5万6,820人となっています。

令和2(2020)年12月1日から12月31日(荻野公民館上荻野分館のみ令和2(2020)年9月1日から9月30日)の1箇月間の利用団体調査を行ったところ、地区内の利用が最も多い(地区内の利用団体の割合が高い)公民館は、森の里公民館67%、次いで南毛利公民館63%、荻野公民館62%となっています。

一方、16館(分館含む)のうち8館では地区外の利用団体が5割を超え、地区外の利用が最も多い(地区外の利用団体の割合が高い)公民館は、睦合西公民館87%、次いで玉川公民館76%、緑ヶ丘公民館72%となっています。

表：各公民館利用者数(平成30(2018)・令和元(2019)年度)

単位：人

地区名		厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎
利用者数	平成30(2018)年度	28,783	52,444	53,023	40,976	36,692	27,744	53,183	50,734	33,828
	令和元(2019)年度	29,641	49,251	56,820	33,609	38,630	28,038	51,749	45,911	33,141
地区名		玉川	南毛利	愛甲	相川	緑ヶ丘	森の里	上荻野分館	合計	
利用者数	平成30(2018)年度	35,630	55,297	31,441	33,426	43,267	55,020	22,208	653,696	
	令和元(2019)年度	33,058	57,496	25,955	31,497	40,276	64,016	20,361	639,449	

表：公民館利用団体調査（分館含む）

単位：団体

No	名称	利用団体数			割合			順位	
		地区内	地区外	合計	地区内	地区外	合計	地区内 利用	地区外 利用
1	厚木北公民館	62	150	212	29%	71%	100%	12	5
2	厚木南公民館	148	304	452	33%	67%	100%	11	6
3	依知北公民館	133	109	242	55%	45%	100%	6	11
4	依知南公民館	121	98	219	55%	45%	100%	5	12
5	睦合北公民館	77	138	215	36%	64%	100%	10	7
6	睦合南公民館	95	81	176	54%	46%	100%	7	10
7	睦合西公民館	50	340	390	13%	87%	100%	16	1
8	荻野公民館	222	137	359	62%	38%	100%	3	14
9	小鮎公民館	70	118	188	37%	63%	100%	9	8
10	玉川公民館	74	236	310	24%	76%	100%	15	2
11	南毛利公民館	164	96	260	63%	37%	100%	2	15
12	相川公民館	97	89	186	52%	48%	100%	8	9
13	緑ヶ丘公民館	68	174	242	28%	72%	100%	14	3
14	愛甲公民館	49	119	168	29%	71%	100%	13	4
15	森の里公民館	207	101	308	67%	33%	100%	1	16
16	荻野公民館 上荻野分館	104	78	182	57%	43%	100%	4	13
	合計	1,741	2,368	4,109	42%	58%	100%	-	-

※ 調査期間：令和2（2020）年12月1日～12月28日（令和2（2020）年12月29日から12月31日まで
年末年始休館）

※ 荻野公民館上荻野分館について、上記期間が施設改修工事による休館期間中であるため、令和2（2020）年
9月1日～9月30日までの統計数値を記載。

※ 調査方法：代表者の住所で地区内又は地区外を区分する。

(5) 施設の維持管理等費用

市内の16公民館（1分館含む）の維持管理費は、令和元（2019）年度は約1億3,478万円となっており、市民1人当たりのコストは約601円、利用者1人当たりのコストは約3,623円となっています。

表：各公民館維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民1人当たり コスト(円)	利用者1人当たり コスト(円)
1	厚木北公民館	6,860	31	231
2	厚木南公民館	7,155	32	145
3	依知北公民館	9,693	43	171
4	依知南公民館	7,079	32	211
5	睦合北公民館	7,204	32	186
6	睦合南公民館	5,260	23	188
7	睦合西公民館	7,463	33	144
8	荻野公民館	12,938	58	282
9	小鮎公民館	13,177	59	398
10	玉川公民館	7,572	34	229
11	南毛利公民館	7,621	34	133
12	相川公民館	13,074	58	415
13	緑ヶ丘公民館	9,056	40	225
14	愛甲公民館	5,199	23	200
15	森の里公民館	8,726	39	136
16	荻野公民館上荻野分館	6,706	30	329
合計		134,783	601	3,623

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は223,868人（令和元（2019）年1月1日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(6) 更新費用の試算

平成27（2015）年度から令和36（2054）年度の40年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約39億円、維持管理・修繕に係る費用は約29億円となり、合計で約68億円となります。

(7) 県内各市の状況

県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市のうち、本市と同様に社会教育法に基づく公民館等を設置しているは、本市を含め 11 市となっています。一方、横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、海老名市は、社会教育施設ではなく、地域福祉の増進や生涯学習の拠点施設として設置しています。

社会教育法に基づく公民館を設置している 11 市の中では、平塚市が 26 館と、最も多くの館を設置しており、市民 1 人当たりの延べ床面積でも最も高い値を示しています。

本市の公民館設置状況は、設置数、市民 1 人当たりの延べ床面積ともに、綾瀬市を除く 10 市中では、平塚市に次いで 2 番目に多い状況となっています。

なお、公民館 1 館当たりの平均延べ床面積については、大和市が 2,555.8 m²と最も広く、本市は 1,501.69 m²と、大和市、藤沢市に次いで 3 番目に広い面積となっています。

表：県内各市公民館設置状況（平成 30（2018）年現在）

No	市	設置数	延べ床面積 (m ²)	平均延べ床面積 (m ²)	市民 1 人当たり の延べ床面積 (m ²)	順位
1	厚木市	16 (16)	24,027	1,501.69	0.106940185	2
2	横須賀市	-	-	-	-	-
3	平塚市	26 (13)	29,934	1,151.31	0.116145253	1
4	鎌倉市	-	-	-	-	-
5	藤沢市	15 (11)	33,635	2,242.33	0.077398704	4
6	小田原市	-	-	-	-	-
7	茅ヶ崎市	5 -	3,843	768.60	0.015887584	10
8	逗子市	-	-	-	-	-
9	三浦市	2 (2)	1,963	981.50	0.04620128	7
10	秦野市	11 (8)	14,023	1,274.82	0.084961618	3
11	大和市	5 -	12,779	2,555.80	0.053818779	6
12	伊勢原市	7 -	7,270	1,038.57	0.071178907	5
13	海老名市	-	-	-	-	-
14	座間市	3 (1)	4,343	1,447.67	0.033252174	9
15	南足柄市	1 -	1,429	1,429.00	0.034175157	8
16	綾瀬市	6 (1)	-	-	-	-

出典：総務省 公共施設状況調経年比較表

※ 設置数：地区市民センターや連絡所を併設している箇所数を（ ）とした。

※ 市民 1 人当たりの延べ床面積：令和元（2019）年 10 月 1 日現在（県勢要覧 2020）から算出

(8) 課題

公民館は、1分館を含む16館のうち、築20年を経過する公民館が12館(厚木北、睦合南、愛甲、睦合北、上荻野、相川、小鮎、依知北、緑ヶ丘、玉川、南毛利、森の里)あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。

また、機能面での課題がある施設については、その対応が求められています。

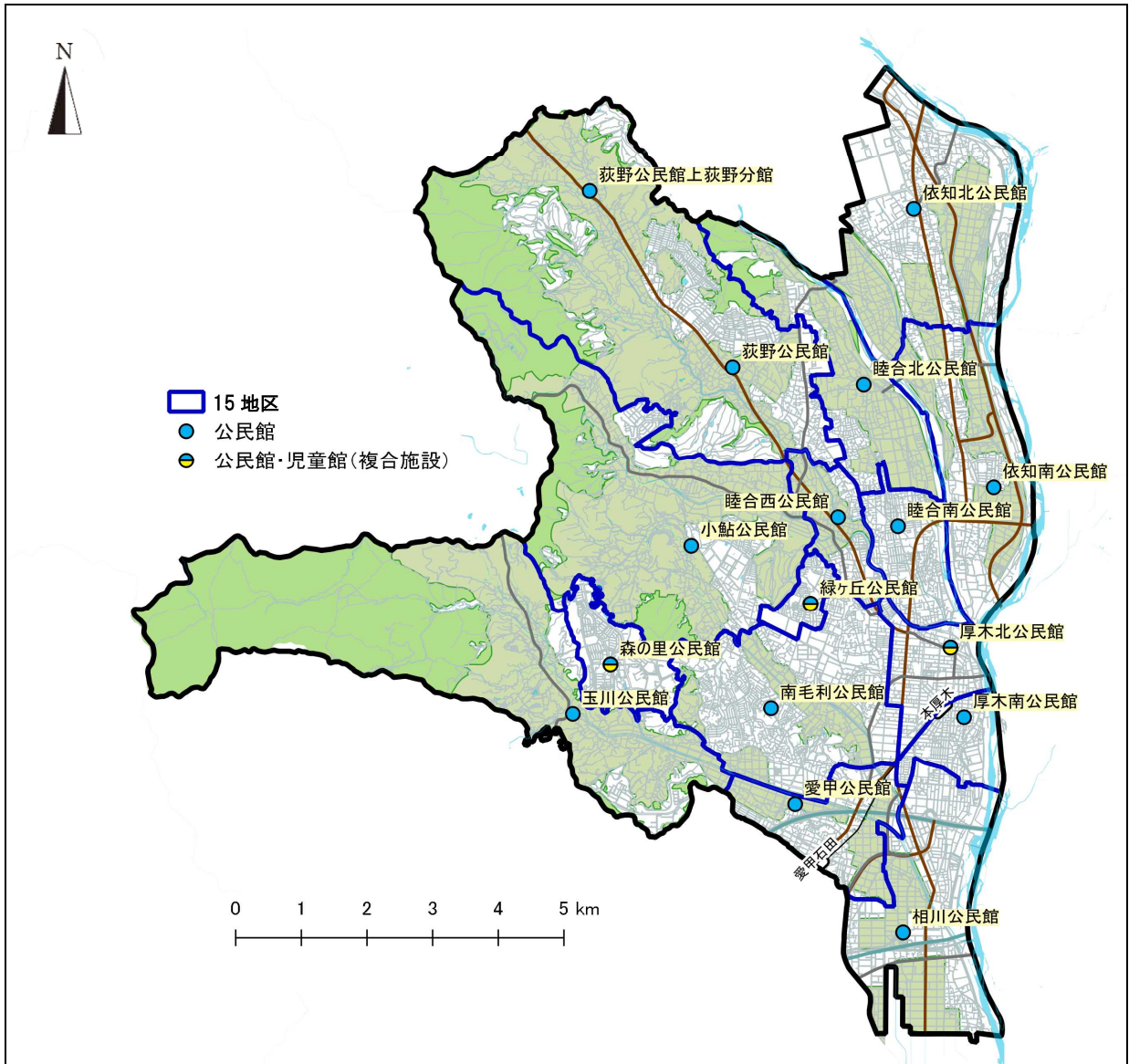
(9) 今後の方向性

公民館は、社会教育法に基づく地域住民の学習の場であるほか、併設する地区市民センターでの住民票等の交付に加え、地域要望をお聴きするなど、地域に密着した施設であることから、今後も機能を継続します。

また、公民館は、地域コミュニティづくりの拠点であるほか、災害時における避難所でもあることから、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。

機能面での課題がある施設については、建て替えを含めた対応策を検討します。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。



図：公民館位置図

9 スポーツ施設の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的に、11のスポーツ施設を設置しています。

このうち、市営水泳プールは築50年、南毛利スポーツセンターは築40年を経過しています。

ふれあいプラザについては、市全体利用者の約半数を担うプールの機能性・快適性を向上させ、健康志向の高まりに対応した健康増進機能の充実を図るため、新たなごみ中間処理施設の高温水を利用したスポーツ施設としてPFI方式による再整備を進めています。

表：スポーツ施設一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	団地名	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積(m ²)
1	市営水泳プール	57年	昭和38(1963)	若干	128.00
2	酒井スポーツ広場	49年	昭和46(1971)	若干	328.83
3	南毛利スポーツセンター	47年	昭和48(1973)	181	3,660.66
4	ふれあいプラザ	30年	平成2(1990)	94	4,537.09
5	東町スポーツセンター	27年	平成5(1993)	19	7,107.16
6	飯山グラウンド	42年	昭和53(1978)	250	77.88
7	及川球技場	24年	平成8(1996)	102	2,528.27
8	猿ヶ島スポーツセンター	24年	平成8(1996)	25	2,566.65
9	玉川野球場	40年	昭和55(1980)	67	1,600.24
10	厚木野球場・厚木テニスコート	17年	平成15(2003)	若干	155.52
11	金田ゲートボール場	14年	平成18(2006)	若干	64.51
合計					22,754.81

(2) 地域防災計画上の位置付け

及川球技場は指定緊急避難場所及び指定避難所に、東町スポーツセンターは帰宅困難者用一時滞在施設に指定されています。また、厚木野球場と酒井スポーツ広場は、県指定のヘリコプター臨時離着陸場に指定されており、厚木野球場は市指定のヘリコプター臨時離着陸場にも指定されています。

さらに、厚木野球場は、広域防災活動拠点としてのヘリコプター臨時離着陸場にも指定されています。

(3) 耐震診断

昭和 56（1981）年 5 月以前の旧耐震基準に基づき設計した施設のうち、玉川野球場（管理棟）は耐震診断（2 次診断）を平成 7（1995）年度に実施した結果、耐震性に問題はありませんでした。また、南毛利スポーツセンター（体育館）については、平成 15（2003）年度に実施した結果、補強が必要な結果となり、平成 17（2005）年度に耐震補強工事を実施しました。

この耐震補強工事が完了したことにより、全ての施設で耐震性が確保されています。

(4) 施設の利用状況

施設の利用状況は、平成 30（2018）年度は 79 万 7,043 人、令和元（2019）年度は 73 万 2,592 人となっています。また、令和元（2019）年度において、利用者の最も多い施設は南毛利スポーツセンター（15 万 1,308 人）であり、次いで東町スポーツセンター（13 万 9,317 人）となっています。

表：スポーツ施設の利用者数

単位：人

No	名称	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度
1	厚木野球場・厚木テニスコート	39,186	31,312
2	水泳プール	11,854	9,073
3	東町スポーツセンター	155,054	139,317
4	猿ヶ島スポーツセンター	49,599	66,596
5	金田ゲートボール場	42,850	11,307
6	ふれあいプラザ	142,637	133,182
7	及川球技場	65,803	65,311
8	飯山グラウンド	26,477	41,676
9	南毛利スポーツセンター	136,145	151,308
10	玉川野球場	28,482	25,904
11	酒井スポーツ広場	98,956	57,606
合計		797,043	732,592

(5) 施設の維持管理等費用

市内のスポーツ施設の維持管理費等は、令和元（2019）年度は約 4 億 8,962 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは、約 2,187 円、利用者 1 人当たりのコストは、約 7,083 円となっています。

表：各スポーツ施設維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民1人当たり コスト(円)	利用者1人当たり コスト(円)
1	厚木野球場・厚木テニスコート	6,342	28	203
2	水泳プール	14,758	66	1,627
3	東町スポーツセンター	99,901	446	717
4	猿ヶ島スポーツセンター	29,645	132	445
5	金田ゲートボール場	3,292	15	291
6	ふれあいプラザ	163,916	732	1,231
7	及川球技場	48,477	217	742
8	飯山グラウンド	2,447	11	59
9	南毛利スポーツセンター	70,550	315	466
10	玉川野球場	20,859	93	805
11	酒井スポーツ広場	27,989	125	486
合 計		489,626	2,187	7,083

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は223,868人（令和元（2019）年1月1日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

（6）更新費用の試算

平成27（2015）年度から令和36（2054）年度の40年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約58億円、維持管理・更新に係る費用は約27億円、合計で約85億円となります。

（7）課題

スポーツ施設は、各施設の利用状況を始め、老朽化や立地状況等を踏まえて、施設整備を行う必要があります。また、スポーツ広場や青少年広場については、民有地を借地し、地元住民が維持管理を行っており、施設拡充に関する要望も多いことから、施設の存続・拡充についても検討する必要があります。

表：地区区別スポーツ施設の立地状況（令和3（2021）年3月31日現在）

地域名	公民館	陸上競技場	体育館	野球場	テニスコート	プール	トレーニングジム	グラウンド・広場			その他
								地元管理広場		マイタウン予約施設	
								スポーツ広場	青少年広場		
厚木	厚木北		東町SC	厚木野球場	厚木TC	水泳プール	(東町SC)	厚木			
	厚木南							旭町	旭町3丁目	厚木南	
依知	依知北		猿ヶ島SC	猿ヶ島野球場 中津川 上ノ原G	猿ヶ島TC			(中津川) (上ノ原G)	上依知下町 山際 下川入 下川入第三 山の根 新開	上依知 上依知中町 菁莪	下川入TBG 猿ヶ島
	依知南					ふれあいプラザ	(ふれあいプラザ)	金田ゲート ボール	道満 鮎津橋	長坂 関口 中依知 下依知 金田第一 金田第二	
睦合	睦合北			中三田				(中三田)	棚沢 根岸 十日市場 中三田	上三田	
	睦合南								妻田第一	三家南鮎津橋 吾妻町	
	睦合西			及川球技場						及川 妻田 林王子	
荻野	荻野	荻野運動公園 (荻野運動公園)		高尾中央公園G (荻野運動公園)	※高尾中央公園TC			新宿 宮郷 みはる野			
小鮎	小鮎			飯山スポーツ 飯山G	(飯山G) ※鷺坂公園TC			(飯山G)	千頭 宮の里グリーン	飯山台 日枝 台地堂 宮の里第二 南千頭 平山	
南毛利	南毛利		南毛利SC・G	南毛利SC・G	(南毛利SC)			(南毛利SC・G)	長谷 毛利台 恩名	愛名 浅間山	ぼうさいの丘公園G
	愛甲								坊中		
玉川	玉川			玉川野球場	宝蔵山 スポーツ広場				七沢		
	森の里				若宮公園TC						若宮公園G
相川	相川			酒井 長沼公園				(酒井) 戸沢橋	戸田 岡田	酒井 戸田	岡田ふれあい 広場 岡田多目的広場

SC：スポーツセンター TC：テニスコート

G：グラウンド TBG：ターゲットバードゴルフ

(8) 今後の方向性

スポーツ施設は、市民の健康づくりやスポーツ活動推進の場を提供する施設として、今後も機能を継続します。

また、スポーツ施設については、「第2次スポーツ推進計画」に基づき、既存施設の機能を維持・向上させながら、施設の適正配置を進め、総量の抑制を図ります。

なお、厚木野球場及び市営水泳プールについては、今後、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。

ふれあいプラザについては、令和5年度中の供用開始に向け、PFI方式により再整備を行います。

10 文化財施設の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、郷土の歴史、民俗、自然等に関する資料の収集、保管、展示、並びにこれらの資料に関し調査研究を行う博物館法に基づく施設として、あつぎ郷土博物館を設置しています。また、あつぎ郷土博物館敷地内には、文化財関係資料収蔵等のため、文化財調査室及び郷土資料収蔵庫を設置しています。

さらに、郷土に伝わる貴重な文化遺産の保存と活用を図るため、厚木市古民家の保存及び活用に関する要綱に基づき、古民家岸邸を管理しています。

表：生涯学習（文化財）施設一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積(m ²)
1	あつぎ郷土博物館	2年	平成30(2018)	56	2,797.47
2	古民家岸邸	129年	明治24(1891)	5	520.13
合計				61	3,317.60

(2) 施設の利用状況

令和元（2019）年度の利用状況は、年間38,716人となっており、内訳としては、あつぎ郷土博物館は36,586人、古民家岸邸は2,130人となっています。

表：施設の利用状況

単位：人

No	名称	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
1	あつぎ郷土博物館	11,664	36,586
2	古民家岸邸	3,420	2,130
合計		15,084	38,716

(3) 施設の維持管理等費用

2施設の維持管理費は、令和元（2019）年度は約4,722万円となっており、市民1人当たりのコストは約211円、利用者1人当たりのコストは約4,251円となっています。

表：各施設の維持管理費等

No	名称	維持管理費(千円)	市民1人当たりコスト(円)	利用者1人当たりコスト(円)
1	あつぎ郷土博物館	40,528	181	1,108
2	古民家岸邸	6,694	30	3,143
合計		47,222	211	4,251

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は223,868人（平成30（2018）年1月1日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(4) 更新費用の試算

平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度の 40 年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 7 億円、維持管理・更新に係る費用は約 2 億円、合計で約 9 億円となります。

(5) 県内各市の状況

神奈川県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市のうち、郷土資料館などの社会文化施設を所有している自治体は、本市を含めて 14 市となっています。

表：県内各市の生涯学習（社会教育）施設の状況

No	市	施設数	施設名
1	厚木市	2	あつぎ郷土博物館、古民家岸邸
2	横須賀市	5	長岡半太郎記念館・若山牧水史料館、ペリー記念館、ヴェルニー記念館、万代会館、横須賀市自然・人文博物館
3	平塚市	2	平塚市博物館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館(八幡山の洋館)
4	鎌倉市	4	鎌倉歴史文化交流館、鎌倉国宝館、鎌倉文学館、吉屋信子記念館
5	藤沢市	2	ふじさわ宿交流館、藤沢市文書館
6	小田原市	6	小田原文学館、郷土文化館、郷土文化館分館 松永記念館、尊徳記念館、清閑亭(旧・黒田長成邸)、白秋童謡館
7	茅ヶ崎市	4	文化資料館、民俗資料館 旧和田家、民俗資料館 旧三橋家、民俗資料館 旧藤間家住宅
8	逗子市	2	郷土博物館、池子遺跡群資料館
9	三浦市	4	白秋記念館、文化財収蔵庫、旧城ヶ島分校海の資料館、赤坂弥生学習室
10	秦野市	2	はだの歴史博物館(旧 秦野市立桜土手古墳展示館)、緑水庵
11	大和市	4	つる舞の里歴史資料館、下鶴間ふるさと館、慈緑庵、郷土民家園
12	伊勢原市	—	
13	海老名市	2	海老名市温故館、歴史資料収蔵館
14	座間市	—	
15	南足柄市	1	郷土資料館
16	綾瀬市	1	神崎遺跡資料館

出典：各市ホームページ

(6) 課題

あつぎ郷土博物館については、適切な維持管理とコストの削減を図るための管理運営手法を検討する必要があります。

また、平成 10（1998）年に寄贈を受けた古民家岸邸は、明治 24（1891）年に建設された建物であることから、将来にわたり郷土に伝わる貴重な文化遺産の保存と活用を図るために、適切に維持管理することが必要となります。

(7) 今後の方向性

文化財施設は、市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいく施設として、今後も必要な機能を継続します。

個別の施設の方向性としては、あつぎ郷土博物館については、効果的かつ効率的な施設運営に向け、民間活力の活用を検討します。

古民家岸邸は、市指定文化財のため、長期的に保存できるよう、適切な維持管理を行います。

1 1 庁舎等の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、市庁舎を始めとして、道路補修事務所、妻田ポンプ場など市民生活を支える施設や、医療従事者用の公舎、戦没者慰霊堂、斎場など 15 施設を設置しています。

なお、旧依知公民館及び旧荻野公民館については、福祉施策の充実を図るため、地域包括支援センター等として民間事業者に貸付けを行っています。

表：庁舎等施設一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積(m ²)
1	中町1丁目建物	54年	昭和41(1966)	—	999.02
2	市庁舎	49年	昭和46(1971)	79(来庁者用)	9,980.21
3	戦没者慰霊堂	46年	昭和49(1974)	—	35.00
4	旧依知公民館	43年	昭和52(1977)	5	597.23
5	旧荻野公民館	43年	昭和52(1977)	5	577.58
6	道路補修事務所	42年	昭和52(1977)	7	513.91
7	厚木ガーデンシティビル	39年	昭和56(1981)	—	727.00
8	妻田下水道倉庫 (水質管理センター)	34年	昭和61(1986)	3	428.22
9	妻田ポンプ場	34年	昭和61(1986)	—	2,050.58
10	中荻野下水道倉庫	34年	昭和61(1986)	—	354.54
11	リバーツイン厚木	34年	昭和61(1986)	5	801.50
12	観光振興課物品保管倉庫	34年	昭和61(1986)	—	74.00
13	第一医療職員公舎	34年	昭和61(1986)	—	1,240.42
14	医療従事者公舎	29年	平成3(1991)	—	1,901.70
15	厚木市斎場	9年	平成24(2012)	252	6,823.82
合計				356	27,104.73

※ 水質管理センターは、令和3年8月から妻田下水道倉庫に用途を変更しています。

(2) 耐震診断

昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準に基づき設計された施設のうち、市庁舎は、平成7(1995)年度に耐震診断を実施したところ「倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」評価となったことから、平成16(2004)年度に免震改修工事を実施しました。また、観光振興課物品保管倉庫は、平成10(1998)年度に耐震診断(2次診断)を実施したところ、改修の必要はなく、全ての施設において耐震性が確保されています。

(3) 地域防災計画上の位置付け

市庁舎は、災害対策本部を設置し、市内全域の災害対策を行う拠点として位置付けられています。

(4) 施設の利用状況

15 施設のうち、市民等の利用者がある斎場、戦没者慰霊堂の利用者状況は、平成30（2018）年度は3万1,586人、令和元（2019）年度は3万1,628人となっています。

表：各施設の利用者数

No	名称	単位：人	
		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
1	戦没者慰霊堂	150	150
2	厚木市斎場	31,436	31,478
合計		31,586	31,628

(5) 施設の維持管理等費用

施設の維持管理費は、令和元（2019）年度は約4億1,920万円となっており、市民1人当たりのコストは約1,871円、利用者1人当たりのコストは約6,761円となっています。

表：各施設維持管理費等

No	名称	維持管理費	市民1人当たり	利用者1人当たり
		(千円)	コスト(円)	コスト(円)
1	市庁舎	132,029	590	—
2	リバーツイン厚木	2,922	13	—
3	中町1丁目建物	2,919	13	—
4	道路補修事務所	6,145	27	—
5	旧依知公民館	4,038	18	13,506
6	妻田ポンプ場	77,633	347	62,759
7	妻田下水道倉庫（水質管理センター）	300	1	—
8	中荻野下水道倉庫	720	3	—
9	旧荻野公民館	32,995	147	—
10	戦没者慰霊堂	255	1	1,702
11	厚木市斎場	159,246	711	5,059
合計		419,202	1,871	6,761

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は223,868人（令和元（2019）年1月1日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

※ 観光振興課物品保管倉庫、第一医療職員公舎、医療従事者公舎は一般開放されていないため整理の対象から外しています。また、厚木ガーデンシティビルは、民間に貸し付けているため、整理の対象から外しています。

(6) 更新費用の試算

平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度の 40 年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 80 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 22 億円となり、合計で約 103 億円となります。

(7) 課題

庁舎等施設のうち、厚木市斎場以外の施設は、築 20 年を経過しています。また、建設から築 40 年を経過した施設が 6 施設（中町 1 丁目建物、市庁舎、戦没者慰霊堂、旧依知公民館、旧荻野公民館、道路補修事務所）あることから、施設の計画的な長寿命化や施設の建て替えについて検討を進める必要があります。

なお、普通財産として管理している施設については、今後の在り方について検討する必要があります。

(8) 今後の方向性

庁舎等施設は、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図るほか、施設の適正配置を進め、総量の抑制を図ります。

また、築 40 年が経過し、普通財産として管理している中町 1 丁目建物、旧依知公民館、旧荻野公民館については、今後の方向性を検討します。

市庁舎は、「複合施設等整備基本計画」に基づき、図書館、(仮称) 未来館、市庁舎、消防本部等で構成する複合施設として整備を進めます。

1 2 老人憩の家の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、各地域における高齢者の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するための施設として、現在、老人憩の家 42 館を設置しています。

また、従来は 60 歳以上の利用を原則としていましたが、誰もが利用できる開かれた施設となるよう、平成 20（2008）年に条例を改正しました。現在では地域住民の相互交流を促進するために、より地域に根ざした施設となっています。

施設の整備状況については、42 館のうち 10 館が児童館との複合施設となっており、築 20 年を経過する施設が 32 館、築 30 年を経過する施設が 23 館あり、約 8 割に当たる 32 館が築 20 年を経過しています。

なお、全市的な公共建築物が多く設置されている厚木北地区、公民館内に高齢者が優先して利用できる部屋が設置されている森の里地区には、老人憩の家が設置されていませんが、市全体としては市内全域を網羅する形で施設が配置されています。

また、平成 18（2006）年度から「指定管理者制度導入に係る基本方針」に基づき「老人憩の家管理委員会」と指定管理の協定を締結しています。

表：老人憩の家（築年数状況、駐車台数一覧）（令和 3（2021）年 3 月 31 日現在）

No	名称	地区名	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積 (㎡)	複合施設の延べ床面積 (㎡)
1	長坂老人憩の家	依知南	50 年	昭和 45 (1970)	—	185.23	—
2	下沖老人憩の家	相川	46 年	昭和 49 (1974)	—	137.43	—
3	林老人憩の家	睦合西	46 年	昭和 49 (1974)	—	181.69	—
4	岡津古久老人憩の家	玉川	46 年	昭和 49 (1974)	3	117.59	—
5	関口老人憩の家	依知南	45 年	昭和 50 (1975)	—	149.45	—
6	下川入老人憩の家	依知北	44 年	昭和 51 (1976)	—	111.79	—
7	金田老人憩の家	依知南	43 年	昭和 52 (1977)	—	128.36	—
8	宮本老人憩の家	荻野	42 年	昭和 53 (1978)	—	128.36	—
9	尼寺老人憩の家	小鮎	41 年	昭和 54 (1979)	—	125.87	—
10	緑ヶ丘老人憩の家	緑ヶ丘	40 年	昭和 55 (1980)	—	120.27	—
11	七沢老人憩の家	玉川	39 年	昭和 56 (1981)	—	132.70	—
12	千頭老人憩の家	小鮎	38 年	昭和 57 (1982)	—	134.98	—
13	上落合老人憩の家	相川	37 年	昭和 58 (1983)	—	141.93	—
14	片平老人憩の家	南毛利南	36 年	昭和 59 (1984)	—	150.33	—
15	中戸田老人憩の家	相川	35 年	昭和 60 (1985)	—	155.69	—
16	上依知老人憩の家	依知北	34 年	昭和 61 (1986)	—	186.73	—
17	船子老人憩の家	南毛利南	33 年	昭和 62 (1987)	4	159.61	—

No	名称	地区名	築年数	建設年度	駐車 台数	延べ床面積 (㎡)	複合施設の 延べ床面積 (㎡)
18	酒井老人憩の家	相川	33年	昭和62(1987)	—	165.62	—
19	山際老人憩の家	依知北	32年	昭和63(1988)	—	187.74	—
20	下依知老人憩の家	依知南	32年	昭和63(1988)	—	161.80	—
21	藤塚老人憩の家	依知北	31年	平成1(1989)	—	181.08	—
22	温水老人憩の家	南毛利	31年	平成1(1989)	—	172.66	—
23	長谷老人憩の家	南毛利	31年	平成1(1989)	—	165.88	—
24	及川老人憩の家※	睦合西	29年	平成3(1991)	—	200.23	415.12
25	鳶尾老人憩の家※	荻野	29年	平成3(1991)	—	161.90	391.75
26	戸室老人憩の家	南毛利	29年	平成3(1991)	3	180.42	—
27	日枝老人憩の家	小鮎	27年	平成5(1993)	4	182.40	—
28	山際南部老人憩の家※	依知北	26年	平成6(1994)	—	206.88	474.50
29	妻田東老人憩の家※	睦合南	26年	平成6(1994)	1	179.87	399.44
30	妻田西老人憩の家	睦合南	25年	平成7(1995)	4	170.17	—
31	荻野久保老人憩の家	荻野	24年	平成8(1996)	—	180.40	—
32	荻野新宿老人憩の家※	荻野	20年	平成12(2000)	7	260.83	483.84
33	温水・恩名老人憩の家※	南毛利	19年	平成13(2001)	2	194.66	455.98
34	愛甲老人憩の家※	南毛利南	16年	平成16(2004)	3	324.10	558.77
35	三田老人憩の家	睦合北	13年	平成19(2007)	4	249.90	—
36	毛利台老人憩の家※	南毛利	13年	平成19(2007)	3	220.63	442.81
37	岡田老人憩の家※	相川	13年	平成19(2007)	4	211.27	440.12
38	厚木南老人憩の家	厚木南	12年	平成20(2008)	5	410.66	—
39	愛名老人憩の家	南毛利	12年	平成20(2008)	—	402.50	—
40	下古沢老人憩の家	小鮎	9年	平成23(2011)	—	233.03	—
41	上古沢老人憩の家	小鮎	5年	平成27(2015)	6	151.20	—
42	金田東老人憩の家※	依知南	2年	平成30(2018)	3	156.05	407.86
合計					56	7,759.89	—

※ 児童館との複合施設

表：地区別設置状況

単位：㎡

地区名	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野
設置数	—	1	5	5	1	2	2	4
延べ床面積	—	410.66	874.22	835.54	249.90	350.07	381.92	731.49
平均 延べ床面積	—	410.66	174.84	167.11	249.90	175.04	190.96	182.87
地区名	小鮎	玉川	南毛利	南毛利南	相川	緑ヶ丘	森の里	合計
設置数	5	2	6	3	5	1	—	42
延べ床面積	827.48	250.29	1,353.27	609.79	758.09	120.27	—	7,752.99
平均 延べ床面積	165.50	125.15	225.55	203.26	151.62	120.27	—	184.60

(2) 地域防災計画上の位置付け

老人憩の家は、指定緊急避難場所として指定されており、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難する施設になっています。

(3) 耐震診断

昭和56（1981）年5月以前の旧耐震基準に基づき設計した老人憩の家の耐震診断を平成11（1999）年度に実施したところ、全ての施設で「安全」若しくは「一応安全」と判定されており、耐震性は確保されています。

(4) 施設の利用状況

市内の老人憩の家 42 館の利用状況は、平成 30（2018）年は 14 万 3,720 人、令和元（2019）年度は 13 万 2,460 人となっています。また、令和元（2019）年度の利用状況を館別に見みると、毛利台老人憩の家は 1 万 3,094 人と最も多くなっています。次いで愛名老人憩の家は 9,101 人、鳶尾老人憩の家は 7,053 人となっています。

一方、令和元（2019）年度の年間利用者が最も少ない施設は、下川入老人憩の家は 630 人となっており、次いで、下沖老人憩の家は 749 人となっています。

表：各老人憩の家利用者数

単位：人

施設名		厚木南	山際南部	下川入	山際	上依知	藤塚	下依知	関口
利用者数	平成30（2018）年度	7,810	2,497	1,057	5,128	2,929	4,892	1,517	1,602
	令和元（2019）年度	6,237	2,497	630	4,859	2,385	4,667	910	1,384
施設名		金田	長坂	金田東	三田	妻田東	妻田西	及川	林
利用者数	平成30（2018）年度	3,231	1,833	108	4,950	5,533	7,272	4,832	1,377
	令和元（2019）年度	2,908	2,070	1,275	4,744	5,473	5,691	4,467	1,395
施設名		荻野新宿	鳶尾	荻野久保	宮本	下古沢	上古沢	千頭	尼寺
利用者数	平成30（2018）年度	5,621	8,295	2,046	1,729	2,841	1,190	925	2,544
	令和元（2019）年度	4,998	7,053	1,895	626	1,742	839	810	1,733
施設名		日枝	岡津古久	七沢	温水・恩名	毛利台	愛名	温水	戸室
利用者数	平成30（2018）年度	2,563	1,540	1,251	4,240	12,788	6,554	4,472	3,895
	令和元（2019）年度	3,108	1,008	1,383	4,256	13,094	9,101	4,186	3,979
施設名		長谷	愛甲	船子	片平	岡田	下沖	酒井	上落合
利用者数	平成30（2018）年度	3,631	4,605	2,462	1,481	1,853	706	1,185	1,862
	令和元（2019）年度	3,520	3,948	1,754	1,218	1,469	749	1,189	1,573
施設名		中戸田	緑ヶ丘	合計					
利用者数	平成30（2018）年度	4,099	2,774	143,720					
	令和元（2019）年度	3,234	2,403	132,460					

(5) 施設の維持管理等費用

市内の老人憩の家 42 館の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 3,992 万円と
なっており、市民 1 人当たりのコストは約 175 円となっています。

表：各老人憩の家維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民1人当たり コスト (円)	利用者1人当たり コスト (円)
1	厚木南老人憩の家	8,856	40	1,420
2	山際南部老人憩の家※	9,172	41	3,673
3	下川入老人憩の家	7,925	35	12,580
4	山際老人憩の家	8,083	36	1,664
5	上依知老人憩の家	8,013	36	3,360
6	藤塚老人憩の家	7,951	36	1,704
7	下依知老人憩の家	7,892	35	8,673
8	関口老人憩の家	8,184	37	5,913
9	金田老人憩の家	8,070	36	2,775
10	長坂老人憩の家	10,177	45	4,917
11	金田東老人憩の家※	8,000	36	6,275
12	三田老人憩の家	8,064	36	1,700
13	妻田東老人憩の家※	7,755	35	1,417
14	妻田西老人憩の家	8,111	36	1,425
15	及川老人憩の家※	8,046	36	1,801
16	林老人憩の家	7,936	35	5,689
17	荻野新宿老人憩の家※	9,202	41	1,841
18	鳶尾老人憩の家※	9,521	43	1,350
19	荻野久保老人憩の家	8,237	37	4,347
20	宮本老人憩の家	7,915	35	12,644
21	下古沢老人憩の家	8,256	37	4,739
22	上古沢老人憩の家	8,142	36	9,705
23	千頭老人憩の家	7,924	35	9,783
24	尼寺老人憩の家	8,233	37	4,751
25	日枝老人憩の家	8,041	36	2,587
26	岡津古久老人憩の家	8,680	38	8,611
27	七沢老人憩の家	8,294	37	5,997
28	温水・恩名老人憩の家※	7,632	34	1,793
29	毛利台老人憩の家※	8,564	38	654
30	愛名老人憩の家	8,262	37	908
31	温水老人憩の家	7,955	36	1,900
32	戸室老人憩の家	8,301	37	2,086
33	長谷老人憩の家	7,984	36	2,268
34	愛甲老人憩の家※	8,805	39	2,230
35	船子老人憩の家	8,164	36	4,655
36	片平老人憩の家	7,924	35	6,506
37	岡田老人憩の家※	7,994	36	5,442
38	下沖老人憩の家	8,340	37	11,135
39	酒井老人憩の家	8,404	38	7,068
40	上落合老人憩の家	8,200	37	5,213
41	中戸田老人憩の家	7,877	35	2,436
42	緑ヶ丘老人憩の家	9,983	45	4,145
	合計	39,920	175	189,780

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 児童館との複合施設

(6) 更新費用の試算

平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度の 40 年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 16 億円、維持管理・更新に係る費用は約 8 億円となり、合計で約 25 億円となります。

(7) 県内各市の状況

神奈川県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市のうち、老人憩の家を設置している市は、本市を含めて 11 市となっています。

老人憩の家の設置数は、本市が 42 館と圧倒的に多く、座間市の 7 館、秦野市の 4 館、茅ヶ崎市の 4 館、藤沢市の 3 館以外の 6 市については、1 館のみの設置状況となっています。また、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市については、老人福祉法第 15 条第 5 項に基づく老人福祉センターを複数館設置しています。

これらを含めた高齢者を中心的な利用者とする施設の延べ床面積を各市の高齢者人口で除した、高齢者 1 人当たりの延べ床面積は、本市が 0.16 m² と最も多く、次いで、平塚市の 0.15 m²、小田原市の 0.13 m² となっています。

表：県内各市老人憩の家、老人福祉センター設置状況（令和3（2021）年3月現在）

市	設置条例	設置数	延床面積 (㎡)	平均面積 (㎡)	市民1人 当たりの 面積	65歳以上 1人当たり の面積	順位
厚木市	厚木市老人憩の家条例	42	8260.06	196.67	0.04	0.14	1
	厚木市老人福祉センター条例	1	738.21	738.21	0.00	0.01	
	(計)	43	8998.27	209.26	0.04	0.16	
横須賀市	老人憩いの家条例	1	250.09	250.09	0.00	0.00	12
	老人福祉センター条例	6	4499.76	749.96	0.01	0.04	
	(計)	7	4749.85	678.55	0.01	0.04	
平塚市	平塚市七国荘の設置及び管理等に関する条例	1	435.99	435.99	0.00	0.01	2
	平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例	3	7545.62	2515.21	0.03	0.10	
	平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例	1	2774.13	2774.13	0.01	0.04	
	(計)	5	10755.74	2151.15	0.04	0.15	
鎌倉市	鎌倉市老人福祉センター条例	5	4932.95	986.59	0.03	0.09	5
	(計)	5	4932.95	986.59	0.03	0.09	
藤沢市	なし	3	391.51	130.50	0.00	0.00	4
	藤沢市老人福祉センター条例	3	9895.84	3298.61	0.02	0.09	
	(計)	6	10287.35	1714.56	0.02	0.10	
小田原市	小田原市下中老人憩の家条例	1	257.22	257.22	0.00	0.00	3
	小田原市生きがいふれあいセンター条例	1	5312.45	5312.45	0.03	0.09	
	小田原市社会福祉センター条例	1	2075.26	2075.26	0.01	0.04	
	(計)	3	7644.93	2548.31	0.04	0.13	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市老人憩の家条例	4	2137.44	534.36	0.01	0.03	11
	茅ヶ崎市老人福祉センター条例	1	591.23	591.23	0.00	0.01	
	(計)	5	2728.67	545.73	0.01	0.04	
逗子市	逗子市高齢者センター条例	1	1440.62	1440.62	0.03	0.08	6
	(計)	1	1440.62	1440.62	0.03	0.08	
三浦市	三浦市老人福祉保健センター条例	1	1240.00	1240.00	0.03	0.07	8
	(計)	1	1240.00	1240.00	0.03	0.07	
秦野市	秦野市老人いこいの家条例	4	600.88	150.22	0.00	0.01	16
	(計)	4	600.88	150.22	0.00	0.01	
大和市	大和市保健福祉センター条例	1	1071.71	1071.71	0.00	0.02	15
	(計)	1	1071.71	1071.71	0.00	0.02	
伊勢原市	伊勢原市老人憩の家条例	1	161.41	161.41	0.00	0.01	10
	伊勢原市老人福祉センター条例	1	1022.54	1022.54	0.01	0.04	
	(計)	2	1183.95	591.98	0.01	0.04	
海老名市	海老名市立高齢者生きがい会館設置条例	2	805.24	402.62	0.01	0.02	7
	海老名市立総合福祉会館条例	1	1676.88	1676.88	0.01	0.05	
	(計)	3	2482.12	827.37	0.02	0.07	
座間市	座間市立老人憩いの家条例	7	1073.34	153.33	0.01	0.03	13
	(計)	7	1073.34	153.33	0.01	0.03	
南足柄市	なし	2	322.00	161.00	0.01	0.02	14
	(計)	2	322.00	161.00	0.01	0.02	
綾瀬市	綾瀬市高齢者憩の家条例	1	158.04	158.04	0.00	0.01	9
	綾瀬市高齢者福祉センター条例	1	1054.65	1054.65	0.01	0.05	
	(計)	2	1212.69	606.35	0.01	0.05	

出典：各市担当課資料より。

※ 人口は令和2（2020）年1月1日現在（神奈川県年齢別人口統計調査結果）

(8) 類似施設

市内には216の単位自治会があり、地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用する地域集会施設として、自治会が所有し、又は借り受けて管理する自治会館等が133館設置されており、整備率は61.6%となっています。

この自治会館等については、新築、増改築、用地購入等に対する補助制度（厚木市地域集会施設建設費等補助金）があります。

表：各地区自治会館等設置数（令和3（2021）年3月31日現在）

単位：㎡

地区名	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野
自治会数	11	12	13	8	6	12	8	29
設置数	10	5	8	7	8	10	3	19
整備率(%)	90.9	41.7	61.5	87.5	100	83.3	37.5	65.5
延べ床面積	1,157.77	465.72	1,108.93	1,073.46	791.28	1,099.52	462.98	1,727.75
平均 延べ床面積	115.78	93.14	138.62	153.35	98.91	109.95	154.33	90.93
地区名	小鮎	玉川	南毛利	愛甲	相川	緑ヶ丘	森の里	合計
自治会数	29	15	35	11	15	7	5	216
設置数	21	2	16	6	9	4	5	133
整備率(%)	72.4	13.3	45.7	54.5	60	57.1	100	61.6
延べ床面積	1,505.73	198.74	1,649.22	575.14	940.51	456.86	550.75	1,3764.4
平均 延べ床面積	71.7	99.37	103.08	95.86	104.5	114.22	110.15	103.49

(9) 課題

老人憩の家は、今後、施設利用の対象者である市民の人口が減少することが見込まれます。

平成20（2008）年度には、厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用することのできる施設として位置付けていますが、将来を見据えた施設の在り方を検討する必要があります。

昭和40年代から50年代に建設された施設については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。

さらに、愛名老人憩の家は、土砂災害特別警戒区域に立地しています。

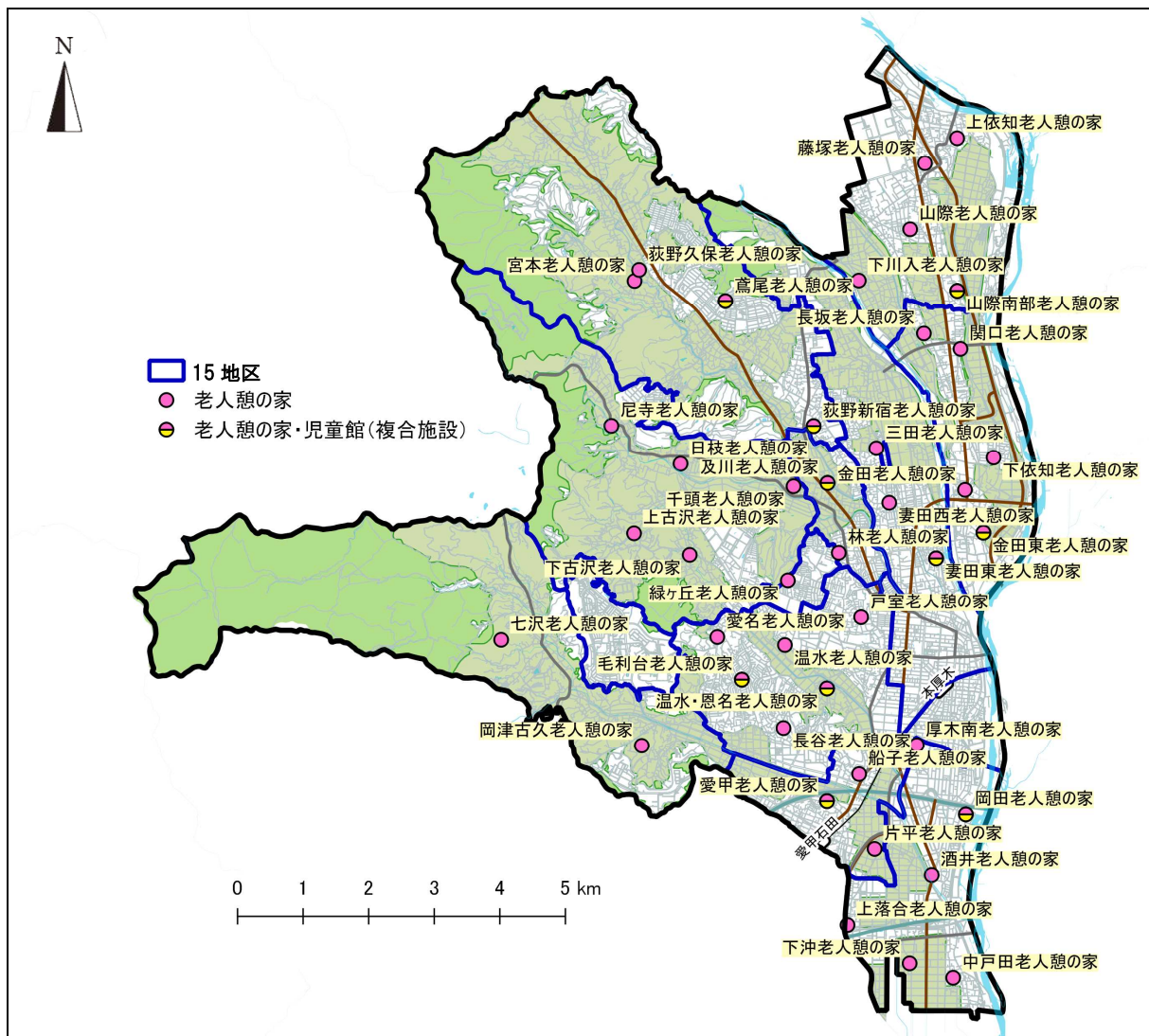
(10) 今後の方向性

老人憩の家は、高齢者の生きがいづくりを支援し、世代間交流や地域活動の促進を図る施設として、今後も機能を継続します。

原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び児童館との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。

また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めます。その際は、自治会が設置している自治会館の設置状況や地域性なども考慮します。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理及び適正な機能回復を実施し、施設の長寿命化を図ります。



図：老人憩の家位置図

1 3 児童館の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、子ども達が、いつでも誰でも利用できる遊びの場として、現在、児童館 38 館を設置しています。

また、おひさまタイムとして、平日の午前 10 時から正午まで、乳幼児とその保護者に施設を開放しており、親子での遊び場として、また、子ども同士・保護者同士の交流の場として活用されています。(児童館によって、実施する頻度や曜日が異なります。)

施設の整備状況については、38 館のうち 13 館が公民館や老人憩の家との複合施設となっており、築 20 年を経過する施設が 32 館、築 30 年を経過する施設が 21 館あり、8 割以上に当たる 32 館が築 20 年を経過しています。

なお、児童館については、小学校区を考慮して整備してきたことから、全ての地区、小学校区において 1 館以上設置しています。

表：児童館一覧 (令和 3 (2021) 年 3 月 31 日現在)

No	名称	地区名	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積 (㎡)	複合施設の延べ床面積 (㎡)
1	三田児童館	睦合北	54 年	昭和 41 (1966)	—	194.59	—
2	小野児童館	玉川	42 年	昭和 53 (1978)	—	268.30	—
3	愛甲原児童館	南毛利南	49 年	昭和 46 (1971)	—	190.93	—
4	上荻野児童館	荻野	48 年	昭和 47 (1972)	—	183.84	—
5	戸室児童館	南毛利	48 年	昭和 47 (1972)	—	176.89	—
6	厚木南児童館	厚木南	47 年	昭和 48 (1973)	—	169.75	—
7	浅間山児童館	南毛利	47 年	昭和 48 (1973)	—	179.95	—
8	飯山中部児童館	小鮎	46 年	昭和 49 (1974)	—	180.53	—
9	厚木北児童館※ 1	厚木北	38 年	昭和 57 (1982)	—	325.09	1,165.12
10	ひまわり児童館	厚木南	46 年	昭和 49 (1974)	—	163.60	—
11	藤塚児童館	依知北	43 年	昭和 52 (1977)	—	192.11	—
12	王子児童館	緑ヶ丘	42 年	昭和 53 (1978)	—	199.57	—
13	まつかげ台児童館	荻野	41 年	昭和 54 (1979)	—	187.56	—
14	中戸田児童館	相川	41 年	昭和 54 (1979)	—	188.80	—
15	吾妻町児童館	厚木北	40 年	昭和 55 (1980)	—	151.13	—
16	上落合児童館	相川	40 年	昭和 55 (1980)	—	175.40	—
17	妻田児童館	睦合南	39 年	昭和 56 (1981)	—	206.40	—
18	古松台児童館	小鮎	39 年	昭和 56 (1981)	—	214.89	—
19	上依知児童館	依知北	38 年	昭和 57 (1982)	—	240.90	—

No	名称	地区名	築年数	建設年度	駐車 台数	延べ床面積 (㎡)	複合施設の 延べ床面積 (㎡)
20	宮の里児童館	小鮎	37年	昭和58(1983)	2	199.87	—
21	中依知児童館	依知南	31年	平成1(1989)	—	215.64	—
22	及川児童館※2	睦合西	29年	平成3(1991)	—	214.89	415.12
23	鳶尾児童館※2	荻野	29年	平成3(1991)	—	229.85	391.75
24	下川入児童館	依知北	28年	平成4(1992)	4	221.93	—
25	山際児童館※2	依知北	26年	平成6(1994)	—	267.62	474.50
26	妻田東児童館※2	睦合南	26年	平成6(1994)	—	219.54	399.44
27	荻野児童館	荻野	26年	平成6(1994)	—	209.51	—
28	七沢児童館	玉川	26年	平成6(1994)	—	229.38	—
29	緑ヶ丘児童館※1	緑ヶ丘	25年	平成7(1995)	—	255.73	2,348.66
30	下古沢児童館	小鮎	24年	平成8(1996)	4	221.10	—
31	森の里児童館※1	森の里	22年	平成10(1998)	—	228.63	2,053.56
32	荻野新宿児童館 ※2	荻野	20年	平成12(2000)	—	223.01	483.84
33	温水・恩名児童館 ※2	南毛利	19年	平成13(2001)	—	261.32	455.98
34	愛甲児童館※2	南毛利南	16年	平成16(2004)	—	234.67	558.77
35	毛利台児童館※2	南毛利	14年	平成18(2006)	—	222.18	442.81
36	岡田児童館※2	相川	13年	平成19(2007)	—	228.85	440.12
37	上戸田児童館	相川	7年	平成25(2013)	—	250.08	—
38	金田児童館※2	依知南	2年	平成30(2018)	—	251.81	407.86
合計					10	8,175.87	—

※ 1 : 公民館との複合施設

※ 2 : 老人憩の家との複合施設

表：地区別設置状況（令和3（2021）年3月31日現在）

単位：㎡

地区名	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野
設置数	2	2	4	2	1	2	1	5
延べ床面積	476.22	333.35	922.56	500.94	194.59	456.90	214.89	1,033.77
平均延べ床面積	238.11	166.68	230.64	250.47	194.59	228.45	214.89	206.75
地区名	小鮎	玉川	南毛利	南毛利南	相川	緑ヶ丘	森の里	合計
設置数	4	2	4	2	4	2	1	38
延べ床面積	816.39	497.68	823.82	408.04	896.98	455.30	228.63	8,260.06
平均延べ床面積	204.10	248.84	205.96	204.02	224.25	227.65	228.63	217.37

（2）地域防災計画上の位置付け

児童館は、指定緊急避難場所として指定されており、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難する施設になっています。

（3）耐震診断

昭和56（1981）年5月以前の旧耐震基準に基づき設計した児童館の耐震診断を平成11（1999）年度に実施したところ、戸室児童館、ひまわり児童館、藤塚児童館、中戸田児童館の4館が第2次調査必要との判定結果が出たことから、平成12（2000）年度に耐震補強工事を実施しました。この耐震補強工事が完了したことにより、全ての施設で耐震性が確保されています。

（4）施設の利用状況

市内の児童館38館の年間利用状況は、平成30（2018）年度は35万5,833人、令和元（2019）年度は30万8,275人となっています。また、令和元（2019）年度の利用状況を館別に見ると、森の里児童館は1万5,325人と最も多く、次いで厚木南児童館は1万5,303人、中依知児童館は1万2,478人となっています。

一方、令和元（2019）年度の年間利用者が最も少ない施設は、下川入児童館が4,344人となっており、次いで、王子児童館が4,345人となっています。

表：各児童館利用者数

単位：人

施設名		厚木北	吾妻町	ひまわり	厚木南	下川入	山際	上依知	藤塚
利用者数	平成30（2018）年度	12,040	8,003	9,391	16,924	4,790	12,850	6,430	7,993
	令和元（2019）年度	8,814	6,808	7,589	15,303	4,344	12,307	6,327	7,101
施設名		中依知	金田	三田	妻田	妻田東	及川	まつかげ台	荻野
利用者数	平成30（2018）年度	17,970	907	7,951	13,016	14,702	6,056	9,436	6,682
	令和元（2019）年度	12,478	7,977	6,561	10,737	11,756	5,218	6,719	6,168
施設名		荻野新宿	上荻野	鳶尾	下古沢	宮の里	古松台	飯山中部	温水・恩名
利用者数	平成30（2018）年度	11,716	5,417	11,306	7,442	8,169	5,928	5,728	8,581
	令和元（2019）年度	9,338	5,974	8,981	5,720	7,604	4,844	6,383	5,402
施設名		戸室	浅間山	毛利台	愛甲原	愛甲	七沢	小野	森の里
利用者数	平成30（2018）年度	10,731	8,992	12,740	13,542	13,490	4,736	4,660	15,207
	令和元（2019）年度	10,009	7,982	10,352	12,285	11,411	4,824	3,208	15,325
施設名		岡田	上落合	中戸田	緑ヶ丘	王子	上戸田	合計	
利用者数	平成30（2018）年度	10,525	6,120	6,698	15,870	4,587	8,507	355,833	
	令和元（2019）年度	9,286	4,729	6,325	12,327	4,345	5,414	308,275	

(5) 施設の維持管理等費用

市内の児童館 38 館の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 7,024 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは、約 498 円、利用者 1 人当たりのコストは約 9,919 円となっています。

表：各児童館維持管理費等

No	名称	維持管理費	市民1人当たり	利用者1人当たり
		(千円)	コスト(円)	コスト(円)
1	厚木北児童館※1	1,016	5	115
2	吾妻町児童館	1,026	5	151
3	ひまわり児童館	1,451	6	191
4	厚木南児童館	1,322	6	86
5	下川入児童館	1,006	4	232
6	山際児童館※2	1,215	5	99
7	上依知児童館	1,081	5	171
8	藤塚児童館	1,057	5	149
9	中依知児童館	1,365	6	109
10	金田児童館※2	1,212	5	152
11	三田児童館	1,143	5	174
12	妻田児童館	1,029	5	96
13	妻田東児童館※2	1,042	5	89
14	及川児童館※2	1,416	6	271
15	王子児童館	1,322	6	304
16	まつかけ台児童館	26,304	117	3,915
17	荻野児童館	1,141	5	185
18	荻野新宿児童館※2	1,206	5	129
19	上荻野児童館	1,437	6	241
20	鳶尾児童館※2	1,006	4	112
21	下古沢児童館	1,666	7	291
22	宮の里児童館	1,220	5	160
23	古松台児童館	1,034	5	213
24	飯山中部児童館	1,118	5	175
25	温水・恩名児童館※2	1,032	5	191
26	戸室児童館	1,228	5	123
27	浅間山児童館	1,238	6	155
28	毛利台児童館※2	1,017	5	98
29	愛甲原児童館	1,266	6	103
30	愛甲児童館※2	2,223	10	195
31	七沢児童館	1,288	6	267
32	小野児童館	1,110	5	346
33	森の里児童館※1	1,139	5	74
34	岡田児童館※2	758	3	82
35	上落合児童館	1,045	5	221
36	中戸田児童館	1,291	6	204
37	緑ヶ丘児童館	900	4	73
38	上戸田児童館	875	4	162
合計		70,245	313	10,104
平均		1,849	8	266

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 1：公民館との複合施設

※ 2：老人憩の家との複合施設

(6) 更新費用の試算

平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度の 40 年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 19 億円、維持管理・更新に係る費用は約 6 億円となり、合計で約 25 億円となります。

(7) 県内各市の状況

神奈川県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市のうち、児童福祉法に基づく児童館及び類似の施設を設置している市は、本市を含めて 12 市となっています。

児童館等の設置数は、本市が 38 館で圧倒的に多く、藤沢市、大和市の 22 館、秦野市の 17 館と続いています。

なお、三浦市については、令和元 (2019) 年 10 月 1 日付で、全ての児童館が廃止されました。

表：県内各市児童館設置状況 (令和 3 (2021) 年 3 月 31 日現在)

No	市	設置条例	設置数	延べ床面積 (㎡)	平均延べ床面積 (㎡)	市民 1 人当たりの延べ床面積	14 歳以下 1 人当たりの延べ床面積	順位
1	厚木市	厚木市児童館条例	38	8,260.06	217.37	0.04	0.31	2
2	横須賀市	—	0	—	—	—	—	—
3	平塚市	平塚市子どもの家の設置及び管理等に関する条例	4	1,128.00	282.00	0.004	0.04	11
4	鎌倉市	鎌倉市子ども会館条例	3	2,344.12	781.37	0.01	0.12	5
5	藤沢市	藤沢市立児童館条例、藤沢市地域子供の家条例	22	4,859.71	220.90	0.01	0.09	7
6	小田原市	—	0	—	—	—	—	—
7	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市子どもの家条例	6	680.74	113.46	0.00	0.02	12
8	逗子市	逗子市都市公園条例	1	2,416.00	2,416.00	0.04	0.37	1
9	三浦市	—	0	—	—	—	—	—
10	秦野市	秦野市立児童館条例、曲松児童センター条例	17	3,216.63	189.21	0.02	0.18	3
11	大和市	大和市児童館条例	22	3,165.27	143.88	0.01	0.11	6
12	伊勢原市	伊勢原市児童館条例	13	1,782.50	137.12	0.02	0.15	4
13	海老名市	—	0	—	—	—	—	—
14	座間市	座間市児童館の設置に関する条例	4	1,448.87	362.22	0.01	0.10	8
15	南足柄市	南足柄市児童館条例	1	199.71	199.71	0.00	0.04	10
16	綾瀬市	綾瀬市児童館条例	3	921.00	307.00	0.01	0.08	9

出典：各市担当課資料より。

※ 人口は、令和 2 (2020) 年 1 月 1 日現在 (神奈川県年齢別人口統計調査結果)

(8) 課題

児童館は、今後、施設利用の対象者である18歳未満の人口が減少することが見込まれます。

また、児童館の利用状況については、児童館ごとに異なり、主たる利用者である小学生に加え、乳幼児とその保護者の利用が増加傾向にあるなど、利用者ニーズに対応した施設の在り方を検討する必要があります。

児童館38館のうち、昭和40年代から50年代にかけて建設された17館については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。

さらに、宮の里児童館は、土砂災害特別警戒区域に立地しています。

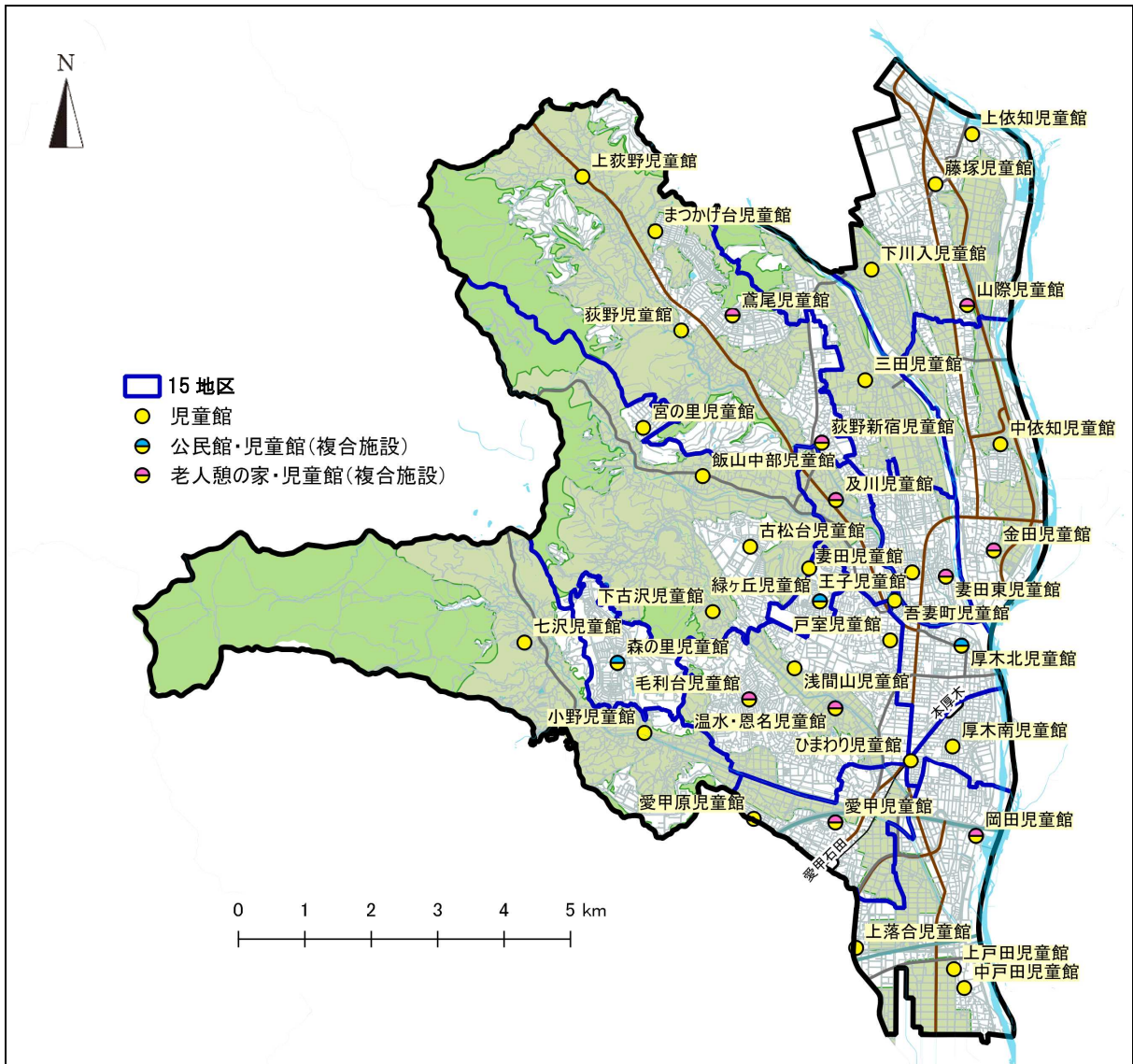
(9) 今後の方向性

児童館は、児童福祉法及び条例に基づく児童厚生施設として、今後も機能を継続します。

原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び老人憩の家との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。

また、児童数の減少及び高齢者の増加を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めます。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理及び適正な機能回復を実施し、施設の長寿命化を図ります。



図：児童館位置図

1 4 福祉施設の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、老人の福祉の増進を図ることを目的とした老人福祉センター寿荘、市民の保健の向上及び福祉の増進を図るための施設としての保健福祉センター、高齢者や障がい者が生きがいを求め社会参加や自立を図るための施設としての生きがいセンターを設置しています。

表：福祉施設一覧 (令和3(2021)年3月31日現在)

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積(m ²)
1	老人福祉センター寿荘	36年	昭和59(1984)	—	738.21
2	生きがいセンター	36年	昭和59(1984)	9	1,576.99
3	保健福祉センター	30年	平成2(1990)	37	11,465.56
合計				46	13,780.76

(2) 耐震診断

全ての施設は新耐震基準以降に建設されているため耐震性が確保されています。

(3) 施設の利用状況

市内3施設の利用状況は、平成30(2018)年度は21万4,973人、令和元(2019)年度は22万5,381人となっています。

表：各福祉施設の利用者数

単位：人

No	名称	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
1	老人福祉センター寿荘	113,787	105,246
2	生きがいセンター	7,307	6,732
3	保健福祉センター	104,287	101,627
合計		214,973	225,381

(4) 施設の維持管理等費用

市内3施設の維持管理費は、令和元（2019）年度は約1億7,237万円となっており、市民1人当たりのコストは約770円、利用者1人当たりのコストは2,666円となっています。

表：各福祉施設維持管理費等

No	名称	維持管理費	市民1人当たり	利用者1人当たり
		(千円)	コスト(円)	コスト(円)
1	老人福祉センター寿荘	7,331	33	70
2	生きがいセンター	7,008	31	1,041
3	保健福祉センター	158,031	706	1,555
合計		172,370	770	2,666

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は223,868人（令和元（2019）年1月1日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(5) 更新費用の試算

平成27（2015）年度から令和36（2054）年度の40年間の更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約49億円、維持管理・修繕に係る費用は約17億円となり、合計で約66億円となります。

(6) 課題

老人福祉センター寿荘は、厚木シティプラザの供用廃止が予定されていることから、他の公共施設への機能移転を検討する必要があります。

生きがいセンターは、築30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。

保健福祉センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。

(7) 今後の方向性

福祉施設は、市民の健康の向上及び福祉の増進を図る施設として、今後も機能を継続します。

個別の施設の方向性としては、老人福祉センター寿荘は、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの活動の場として、主に市内に居住する60歳以上の方が利用する施設であることから、中心市街地に立地し、市民の健康の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置した保健福祉センター等への機能の移転を検討します。

生きがいセンター及び保健福祉センターについては、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

15 保育所の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的に、児童福祉法に基づく保育所を設置しています。

市内には認可保育所のうち、市が運営する保育所（市立保育所）が4か所、民間が運営する保育所が31か所あります。

なお、全ての市立保育所は築30年を経過しています。

表：市立保育所一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	築年数	建設年度	定員			延べ床面積(m ²)
				合計	2歳未満	2歳以上	
1	南毛利保育所	46	昭和49(1974)	96	14	82	671.92
2	小鮎保育所	45	昭和50(1975)	74	11	63	447.30
3	玉川保育所	40	昭和55(1980)	85	16	69	547.98
4	相川保育所	31	平成元(1989)	92	15	77	1,001.79
合計				347	56	291	2,668.99

(2) 耐震診断

昭和56（1981）年5月以前の旧耐震基準に基づき設計した、南毛利保育所、小鮎保育所について、平成9～10（1997～1998）年度に耐震診断（2次診断）を実施し、耐震性に問題がないことを確認しました。このため、全ての施設で耐震性が確保されています。

(3) 施設の利用状況

市立保育所の利用状況は、平成30（2018）年度は927人、令和元（2019）年度は848人となっており、国の基準である「保育所定員の弾力化」を適用し、状況にあった児童の受け入れを実施しています。

表：各保育所の入所児童数

	小鮎	南毛利	玉川	相川	計
平成30（2018）年度	150	202	184	391	927
令和元（2019）年度	144	215	236	253	848

単位：人

(4) 施設の維持管理等費用

市立保育所の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 6,241 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは、約 278 円となっています。

表：各保育所維持管理費等

No	名称	維持管理費	市民 1 人当たり	利用者 1 人当たり
		(千円)	コスト (円)	コスト (円)
1	小鮎保育所	9,025	40	62,676
2	南毛利保育所	25,788	115	119,945
3	玉川保育所	16,352	73	69,286
4	相川保育所	11,245	50	44,446
合計		62,410	278	296,353

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(5) 更新費用の試算

平成 27（2015）年度から令和 36（2044）年度の 40 年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 14 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 2 億円となり、合計で約 16 億円となります。

(6) 県内各市の状況

県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く 16 市の中では、藤沢市が入所定員 6,889 人と最も多くなっています。本市の入所定員は 2,999 人で、16 市中 8 番目となっています。

表：県内各市の保育所状況 （平成 30（2018）年 4 月現在）

No	市	保育所数	入所定員	入所児童数	保育所整備率		待機児童数	認可外保育施設入所児童数
						順位		
1	厚木市	33	2,999	2,825	29.1%	8	24	664
2	横須賀市	38	3,311	3,238	20.4%	16	37	408
3	平塚市	35	3,458	3,739	30.7%	6	34	351
4	鎌倉市	24	2,115	2,344	29.4%	7	93	270
5	藤沢市	65	6,889	6,541	31.0%	4	174	1,600
6	小田原市	31	3,112	3,143	39.1%	1	17	301
7	茅ヶ崎市	41	3,407	3,596	28.0%	11	14	140
8	逗子市	7	780	812	30.9%	5	8	69
9	三浦市	4	350	340	27.8%	12	0	25
10	秦野市	23	1,680	1,580	24.7%	14	7	186
11	大和市	45	3,503	3,474	29.0%	9	0	507
12	伊勢原市	12	1,260	1,137	26.4%	13	57	124
13	海老名市	28	2,109	2,098	31.3%	3	28	293
14	座間市	23	1,672	1,530	28.3%	10	66	154
15	南足柄市	5	570	666	32.8%	2	10	19
16	綾瀬市	10	1,004	1,027	24.3%	15	45	109

出典：各市担当課資料より。

※ 保育所整備率＝認可保育所定員数／就学前児童数

(7) 近年の保育所等を取り巻く動向

平成 24（2012）年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援が総合的に推進できるよう、平成 27（2015）年度に子ども・子育て支援新制度が施行されました。

この制度の中で、教育・保育を一体的に行う「幼保連携型認定こども園」の制度が大幅に変更され、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供」「地域における子育て支援」についての取組を強化し、多様な子育てへの対応が期待されています。

表：類似施設 県内各市の幼稚園の状況 令和 2（2020）年 5 月 1 日現在

No	市	園数	学級数	園児数
1	厚木市	18	129	2,790
2	横須賀市	34	229	4,780
3	平塚市	23	140	2,843
4	鎌倉市	21	115	2,401
5	藤沢市	32	231	6,120
6	小田原市	16	61	1,305
7	茅ヶ崎市	14	110	2,712
8	逗子市	5	23	459
9	三浦市	3	19	391
10	秦野市	10	38	810
11	大和市	16	137	3,219
12	伊勢原市	5	45	929
13	海老名市	7	69	1,732
14	座間市	9	80	1,697
15	南足柄市	6	18	320
16	綾瀬市	9	69	1,556

出典：令和 2 年度神奈川県学校基本調査結果報告統計表

(8) 課題

近年、保育所の需要は増加し続け、「待機児童の解消」、「特別保育の拡充」、「地域子育て支援の拡充」など多様化する保育ニーズへの対応が求められています。さらに、近年多発している風水害等の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。

全ての保育所は、築 30 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。

また、保育所については、バリアフリー法の基準に適合した整備が求められているこ

とから、適切な対応が必要です。

さらに、相川保育所は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。

(9) 今後の方向性

保育所は、保護者の委託を受け、保育を必要とする乳児又は幼児を保育する施設として、今後も機能を継続します。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

バリアフリー法の基準への適合を含め、機能面での課題がある施設については、建て替えを含めた対応策を検討します。

保育所については、「保育所民営化基本計画」に基づき、民営化の取組を進めてきましたが、同民営化基本計画策定以降、河川の氾濫等による激甚災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。こうした状況を踏まえ、公立保育所の今後の管理運営体制について、保護者や関係者の意見を伺いながら検討を行います。

1 6 消防署所及び器具置場の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため消防施設（消防署所）を設置しています。

消防施設（消防署所）については、厚木消防署と北消防署の2署体制であり、さらに、厚木消防署管内に3分署、北消防署管内に3分署をそれぞれ設置しています。

消防施設（消防署所）のうち、厚木消防署玉川分署、北消防署本署及び北消防署依知分署を除く5施設が、築30年を経過しています。また、消防団の活動拠点とする器具置場を52か所設置しており、このうち、28器具置場は築30年を経過しています。築30年を経過した器具置場を構造別に見ると、21施設が木造構造となっています。

表：消防署所一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	用途	築年数	建設年度	延べ床面積 (㎡)
1	厚木消防署本署	本署	48年	昭和47(1972)	2,070.18
2	厚木消防署南毛利分署	分署	41年	昭和54(1979)	250.53
3	厚木消防署相川分署	分署	38年	昭和57(1982)	360.40
4	厚木消防署玉川分署	分署	28年	平成4(1992)	1,008.01
5	北消防署本署	本署	20年	平成12(2000)	1,626.76
6	北消防署小鮎分署	分署	36年	昭和59(1984)	443.38
7	北消防署睦合分署	分署	30年	平成2(1990)	945.62
8	北消防署依知分署	分署	7年	平成25(2013)	625.06
合計					7,345.88

表：器具置場一覧（その1）（令和3（2021）年3月31日現在）

No	施設名称	用途名称	築年数	建設年度	構造	延べ床面積 (㎡)
1	消防団第1分団第1部器具置場 ・東町自治会館	器具置場・自治会館	38年	昭和57(1982)	S造	83.19
2	消防団第1分団第2部器具置場 厚木水防倉庫・厚木南公民館	器具置場・水防倉庫・ 公民館	4年	平成28(2016)	RC造	93.94
3	消防団第1分団第3部器具置場	器具置場	16年	平成16(2004)	S造	78.00
4	消防団第2分団第1部器具置場	器具置場	34年	昭和61(1986)	W造	50.92
5	消防団第2分団第2部器具置場	器具置場	36年	昭和59(1984)	W造	47.78
6	消防団第2分団第3部器具置場 山際防災備蓄倉庫・山ノ根自治会館	器具置場・備蓄倉庫・ 自治会館	35年	昭和60(1985)	S造	49.89
7	消防団第2分団第4部器具置場 関口資材倉庫	器具置場・資材倉庫	17年	平成15(2003)	S造	76.23
8	消防団第2分団第5部器具置場	器具置場	35年	昭和60(1985)	W造	44.30
9	消防団第2分団第6部器具置場 依知水防倉庫	器具置場・水防倉庫	31年	平成元(1989)	W造	57.96
10	消防団第2分団第7部器具置場	器具置場	33年	昭和62(1987)	W造	48.02
11	消防団第2分団第8部器具置場	器具置場	34年	昭和61(1986)	W造	50.51
12	消防団第2分団第9部器具置場	器具置場	21年	平成11(1999)	S造	100.80
13	消防団第2分団第10部器具置場	器具置場	29年	平成3(1991)	W造	66.24
14	消防団第3分団第1部器具置場 林防災備蓄倉庫	器具置場・備蓄倉庫	31年	平成元 (1989)	S造	92.75
15	消防団第3分団第2部器具置場	器具置場	23年	平成9(1997)	S造	73.71
16	消防団第3分団第3部器具置場	器具置場	14年	平成18(2006)	S造	79.92
17	消防団第3分団第4部器具置場 睦合水防倉庫	器具置場・水防倉庫	11年	平成21(2009)	S造	75.60
18	消防団第3分団第5部器具置場	器具置場	20年	平成12(2000)	S造	75.75

表：器具置場一覧（その2）（令和3（2021）年3月31日現在）

No	施設名称	用途名称	築年数	建設年度	構造	延べ床面積 (㎡)
19	消防団第4分団第1部器具置場	器具置場	30年	平成2(1990)	S造	52.92
20	消防団第4分団第2部器具置場 荻野水防倉庫	器具置場・水防倉庫	1年	令和元(2019)	S造	76.94
21	消防団第4分団第3部器具置場	器具置場	2年	平成30(2018)	S造	78.08
22	消防団第4分団第4部器具置場	器具置場	31年	平成1(1989)	W造	94.57
23	消防団第4分団第5部器具置場	器具置場	24年	平成8(1996)	S造	72.78
24	消防団第5分団第1部器具置場	器具置場	30年	平成2(1990)	W造	80.40
25	消防団第5分団第2部器具置場	器具置場	34年	昭和61(1986)	W造	46.37
26	消防団第5分団第3部器具置場	器具置場	35年	昭和60(1985)	W造	44.30
27	消防団第5分団第4部器具置場	器具置場	33年	昭和62(1987)	W造	53.80
28	消防団第5分団第5部器具置場	器具置場	31年	平成元(1989)	W造	79.50
29	消防団第5分団第6部器具置場	器具置場	5年	平成27(2015)	S造	82.06
30	消防団第5分団第7部器具置場	器具置場	32年	昭和63(1988)	W造	45.95
31	消防団第6分団第1部器具置場	器具置場	12年	平成20(2008)	S造	79.92
32	消防団第6分団第2部器具置場	器具置場	4年	平成28(2016)	S造	82.06
33	消防団第6分団第3部器具置場 七沢防災備蓄倉庫	器具置場・備蓄倉庫	32年	昭和63(1988)	S造	76.33
34	消防団第6分団第4部器具置場	器具置場	24年	平成8(1996)	W造	83.72
35	消防団第6分団第5部器具置場 玉川水防倉庫	器具置場・水防倉庫	36年	昭和59(1984)	W造	53.82
36	消防団第6分団第6部器具置場	器具置場	6年	平成26(2014)	S造	79.70

表：器具置場一覧（その3） （令和3（2021）年3月31日現在）

No	施設名称	用途名称	築年数	建設年度	構造	延べ床面積 (㎡)
37	消防団第7分団第1部器具置場	器具置場	29年	平成3(1991)	S造	60.48
38	消防団第7分団第2部器具置場	器具置場	36年	昭和59(1984)	W造	48.86
39	消防団第7分団第3部器具置場	器具置場	0年	令和2(2020)	S造	88.08
40	消防団第7分団第4部器具置場 南毛利水防倉庫・温水自治会館	器具置場・水防倉庫・ 自治会館	33年	昭和62(1987)	S造	49.68
41	消防団第7分団第5部器具置場	器具置場	32年	昭和63(1988)	W造	46.37
42	消防団第7分団第6部器具置場 長谷防災備蓄倉庫	器具置場・備蓄倉庫	33年	昭和62(1987)	S造	43.92
43	消防団第7分団第7部器具置場	器具置場	32年	昭和63(1988)	W造	46.37
44	消防団第7分団第8部器具置場	器具置場	22年	平成10(1998)	S造	75.92
45	消防団第7分団第9部器具置場	器具置場	33年	昭和62(1987)	W造	46.74
46	消防団第8分団第1部器具置場	器具置場	36年	昭和59(1984)	W造	53.82
47	消防団第8分団第2部器具置場	器具置場	28年	平成4(1992)	W造	80.38
48	消防団第8分団第3部器具置場	器具置場	19年	平成13(2001)	S造	75.67
49	消防団第8分団第4部器具置場	器具置場	27年	平成5(1993)	W造	62.10
50	消防団第8分団第5部器具置場	器具置場	34年	昭和61(1986)	W造	46.37
51	消防団第8分団第6部器具置場	器具置場	34年	昭和61(1986)	W造	48.02
52	消防団第8分団第7部器具置場	器具置場	15年	平成17(2005)	S造	81.14

※W造：木造

※RC造：鉄筋コンクリート造

※S造：鉄骨造

(2) 地域防災計画上の位置付け

救助・救急・消火活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保することとなっています。

(3) 耐震診断

昭和 56 (1981) 年 5 月以前の旧耐震基準に基づき設計した厚木消防署本署は平成 11 (1999) 年度に、昭和 53 (1978) 年に建設された厚木消防署南毛利分署は平成 7 (1995) 年度に耐震診断を実施したところ、厚木消防署本署は補強が必要との判定が出たことから、平成 12 (2000) 年度に耐震補強工事を実施しました。この耐震補強工事が完了したことにより、全ての施設で耐震性が確保されています。

(4) 施設の利用状況

令和元 (2019) 年の火災発生件数は 56 件/年となっており、このうち建物の火災が最も多い状況となっています。また、救急業務の出動状況は、年々、増加傾向にあります。このうち、急病人の出動回数が最も多く、次いで一般負傷者の出動回数が多くなっています。

表：火災発生件数の推移

単位：件

年次別	総数	火災発生件数			
		建物	林野	車両	その他
平成 27(2015)年	76	41	2	14	19
平成 28(2016)年	68	28	3	7	30
平成 29(2017)年	60	24	2	11	23
平成 30(2018)年	55	27	1	7	20
令和元(2019)年	56	34	1	7	14

出典：令和元(2019)年度版 統計あつぎ 16 治安・災害

表：救急業務出動状況の推移

単位：件

年次別	出動件数	事故別			
		交通	急病	一般負傷	労働災害
平成 27(2015)年	10,951	1,158	6,905	1,508	98
平成 28(2016)年	11,293	1,124	7,247	1,457	103
平成 29(2017)年	11,612	1,098	7,435	1,597	101
平成 30(2018)年	12,471	1,164	7,980	1,666	129
令和元(2019)年	12,370	1,054	7,920	1,633	123

出典：令和元(2019)年度版 統計あつぎ 16 治安・災害

(5) 施設の維持管理等費用

市内の8消防署所の維持管理費は、令和元(2019)年度は約6,858万円となっており、市民1人当たりのコストは約306円となっています。

表：各消防署所維持管理費等

No	名称	維持管理費	市民1人当たり
		(千円)	コスト(円)
1	厚木消防署本署	13,255	59
2	厚木消防署南毛利分署	6,080	27
3	厚木消防署相川分署	6,927	31
4	厚木消防署玉川分署	6,714	30
5	北消防署本署	10,397	46
6	北消防署小鮎分署	10,511	47
7	北消防署睦合分署	8,172	37
8	北消防署依知分署	6,533	29
合計		68,589	306

※ 令和元(2019)年度の実績による

※ 市人口は223,868人(令和元(2019)年1月1日現在)

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(6) 更新費用の試算

平成27(2015)年度から令和36(2054)年度の40年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約28億円、維持管理・修繕に係る費用は約11億円となり、合計で約39億円となります。

(7) 県内各市の状況

県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）、三浦市（横須賀市に消防業務を委託）及び南足柄市（小田原市に消防業務を委託）を除く 14 市の中では、人口 1 人当たりの消防費が最も多いのは小田原市で、本市は 9 番目となっています。

なお、消防力の整備指針第 4 条に定められる市街地人口に応じた本市の消防署所数は、7 施設（現状 8 施設）となり、指針に定められた基準を満たしています。

表：県内消防署所設置状況

No	市	人口	消防本部・署				平成 30(2018)年度消防費		
			消防本部を 設置	消防署数	出張所数	消防吏員数	消防費歳出決算額 (百万円)A	人口 1 人当たり A/人口(円)	順位
1	厚木市	224,677	1	2	7	264	3,001	13,356	9
2	横須賀市	393,894	1	4	11	498	5,922	15,033	6
3	平塚市	257,729	1	1	7	268	2,951	11,448	13
4	鎌倉市	172,262	1	2	6	245	2,487	14,438	7
5	藤沢市	434,568	1	2	13	477	6,073	13,975	8
6	小田原市	190,109	1	2	9	371	3,921	20,627	1
7	茅ヶ崎市	241,887	1	1	5	262	2,672	11,048	14
8	逗子市	56,936	1	1	2	95	962	16,897	3
9	秦野市	165,051	1	1	4	204	2,168	13,134	11
10	大和市	237,445	1	1	4	232	2,746	11,563	12
11	伊勢原市	102,137	1	1	2	128	1,344	13,160	10
12	海老名市	133,706	1	1	2	173	2,066	15,452	4
13	座間市	130,608	1	1	2	161	1,987	15,210	5
14	綾瀬市	84,372	1	1	2	128	1,471	17,433	2

出典：平成 31（令和元（2019））年版神奈川県消防統計

※ 厚木市の消防署数には消防事務委託先の清川村を含む。

※ 南足柄市は小田原市へ消防業務を委託。三浦市は横須賀市へ消防業務を委託。

(8) 広域消防連携を取り巻く動向

本市と清川村は、平成 25 (2013) 年 11 月に「厚木・清川消防広域化協議会」を設置し、広域消防連携に関し協議を重ね、平成 28 (2016) 年 4 月より消防広域化を開始しました。

広域化の方式は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、清川村から本市に消防事務を委託する「事務委託方式」とし、広域化に伴う管轄区域の拡大に対応するためには、部隊運用効果を向上させることが必要なことから、清川村媒ヶ谷地内に北消防署清川分署が設置されました。分署設置に伴う財産の取り扱いは、土地、消防施設ともに清川村が所有し、無償で本市に貸与する形となります。

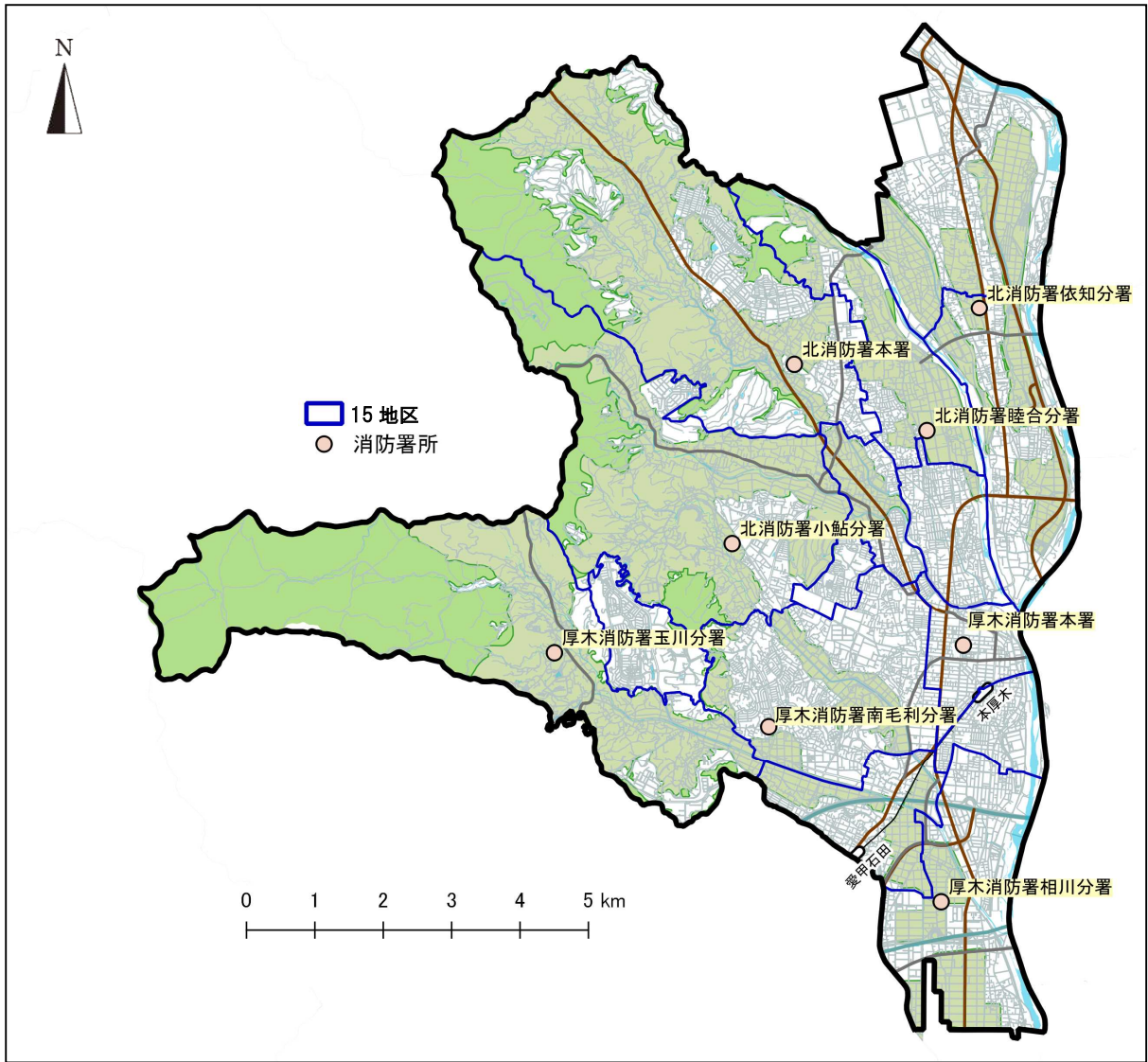
(9) 課題

消防署所及び器具置場は、市民の生命、身体及び財産を守るための重要な施設であり、消防・防災拠点として機能を維持していく必要があることから、計画的な施設の建て替え及び長寿命化に取り組む必要があります。

(10) 今後の方向性

消防署所は、「消防署所適正配置計画」に基づき、厚木市消防本部管轄区域全体における 2 署 7 分署体制を継続します。また、消防・防災拠点としての機能を保持するため、計画的な予防保全による維持管理及び建て替えを検討します。

器具置場は、地域の防災拠点としていることから、木造の建物は、耐震性に優れている鉄骨造への建て替えを進めます。



図：消防署所位置図

17 集会施設の管理に関する基本的な方針

(1) 施設の概要

本市では、地域における社会教育活動を推進するための施設として、岡田集会所と白山集会所を設置しています。また、その他の集会施設として、旭町2丁目集会所及び旭町4丁目ミニデイ等実施会場を設置しています。

表：集会施設一覧（令和3（2021）年3月31日現在）

No	名称	築年数	建設年度	駐車台数	延べ床面積(m ²)
1	旭町4丁目ミニデイ等実施会場	37年	昭和58(1983)	6	72.83
2	白山集会所	41年	昭和54(1979)	3	289.79
3	岡田集会所	34年	昭和61(1986)	—	148.25
4	旭町2丁目集会所	21年	平成11(1999)	—	144.51
合計					655.38

(2) 耐震診断

全ての建物が新耐震基準に基づき建設されているため、耐震性が確保されています。

(3) 施設の利用状況

市内4施設の利用状況は、平成30（2018）年度は2,602人、令和元（2019）年度は2,442人となっています。

表：各集会施設の利用者数

単位：人

No	名称	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
1	旭町2丁目集会所	—	—
2	旭町4丁目ミニデイ等実施会場	384	504
3	白山集会所	2,018	1,771
4	岡田集会所	200	167
合計		2,602	2,442

(4) 施設の維持管理費等費用

市内 4 施設の維持管理費は、令和元（2019）年度は約 347 万円となっており、市民 1 人当たりのコストは約 16 円、利用者 1 人当たりのコストは約 1,335 円となっています。

表：各集会施設維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	利用者 1 人当たり コスト (円)
1	旭町 2 丁目集会所	173	1	—
2	旭町 4 丁目ミニデイ等実施会場	909	4	1,803
3	白山集会所	1,367	6	772
4	岡田集会所	1,025	5	6,138
合計		3,474	16	1,335

※ 令和元（2019）年度の実績による

※ 市人口は 223,868 人（令和元（2019）年 1 月 1 日現在）

※ 四捨五入を行っているため、合計の値が一致しません。

(5) 更新費用の試算

平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度の 40 年間での更新費用を試算すると、建て替えに伴う更新費用は約 8 千万円、維持管理・修繕に係る費用は約 9 千万円となり、合計で約 1.6 億円となります。

(6) 課題

集会施設は、4 施設のうち、築 30 年を経過する施設が 3 施設（白山集会所、旭町 4 丁目ミニデイ等実施会場、岡田集会所）あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。

また、旭町 4 丁目ミニデイ等実施会場は、倉庫として整備された施設を転用して活用しており、今後の在り方について検討する必要があります。

(7) 今後の方向性

集会施設は、地域におけるコミュニティ活動を支援する施設であることから、今後も機能を継続します。

類似の機能を有する公民館や老人憩の家等との複合化等について検討します。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

第4章 公共施設最適化実現への短期的取組

1 今後の公共建築物整備の具体的な取組及びスケジュール

(1) 令和3(2021)～令和14(2032)年度における取組

令和3(2021)年度から令和14(2032)年度の12年間で、次の46施設47棟の整備に取り組みます。

なお、適正配置の検討や対応方針、取組スケジュールについては、個別施設計画に位置付ける第1期短期再編プログラムで示します。

表：令和3(2021)年度から令和14(2032)年度までの12年間で取り組む対象施設一覧

施設類型	施設数	棟数	対象施設
小・中学校	12施設	15棟	依知南小学校 中央棟、緑ヶ丘小学校 東棟・西棟、北小学校 南棟、小鮎小学校 南棟、依知小学校 体育館、厚木小学校 北棟・東棟、厚木第二小学校 西棟、清水小学校 北棟、南毛利中学校 体育館、睦合中学校 体育館、東名中学校 南棟、小鮎中学校 北棟・体育館
学校給食センター	1施設	1棟	北部学校給食センター
生涯学習施設	2施設	1棟	子ども科学館(厚木シティプラザ)、中央図書館(厚木シティプラザ)
公民館	2施設	2棟	厚木北公民館、睦合南公民館
スポーツ施設	2施設	2棟	水泳プール 更衣室・機械室・管理事務所、ふれあいプラザ
庁舎等施設	1施設	1棟	市庁舎
老人憩の家	1施設	1棟	長坂老人憩の家
児童館	6施設	6棟	三田児童館、愛甲原児童館、上荻野児童館、戸室児童館、厚木北児童館、藤塚児童館
福祉施設	1施設	(1棟)	老人福祉センター寿荘(厚木シティプラザ)
保育所	2施設	2棟	小鮎保育所、南毛利保育所
消防署所及び器具置場	16施設	16棟	厚木消防署本署、厚木消防署南毛利分署、厚木消防署相川分署、消防団第2分団第1部器具置場、消防団第2分団第2部器具置場、消防団第2分団第5部器具置場、消防団第2分団第8部器具置場、消防団第5分団第2部器具置場、消防団第5分団第3部器具置場、消防団第6分団第5部器具置場、消防団第7分団第2部器具置場、消防団第7分団第6部器具置場、消防団第7分団第9部器具置場、消防団第8分団第1部器具置場、消防団第8分団第5部器具置場、消防団第8分団第6部器具置場

第5章 フォローアップの実施体制等

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、厚木市公共施設最適化検討委員会、全庁的な庁内プロジェクトチームによる検討及び実現を

基本とし、これらの検討結果については適宜市民・利用者を対象とした説明会等で意見交換を行い、市民等の皆様の御理解をいただきながら、計画を推進していきます。

(1) 厚木市公共施設最適化検討委員会

本計画の実施に当たっては、市民参加条例に基づき学識経験者や関係団体、公募市民で構成する「厚木市公共施設最適化検討委員会」において、取組内容に関する報告及び意見交換を行いながら公共建築物の最適化に関する取組を進めます。

(2) 庁内プロジェクトチーム

施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」により、計画の推進や進捗状況の確認を行います。また、長寿命化対策のための点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕及び更新等を進めます。

(3) 市民・利用者への説明責任

公共施設の最適化を進めるに当たっては、施設を利用する市民等の皆様の意見を十分に踏まえながら進める必要があり、個別具体の公共施設の統廃合・集約化等を行う場合には、市民・利用者を対象とした説明会、懇談会等を開催し、市民・利用者の皆様の御理解を得る取組を行うことで、行政の説明責任を全うします。

2 計画の推進に当たっての留意事項

計画の推進に当たっては、本計画において定めた取組を進めるだけでなく、計画期間内で新たに課題となる予算の平準化や広域連携、包括管理委託等についても随時検討を行い、将来にわたり持続可能な市民サービスの提供を実現していきます。

(1) 予算の平準化に関する検討

今回の計画では、将来の人口予測から公共建築物の維持管理に充てられる財源を予測し、多様な維持管理コストの縮減に関する取組を実施することで、計画期間内における適切な公共建築物の維持管理の実現が可能であることを導き、実現に向けた取組の具体的な内容についても方向性を示しました。

ただし、今回の検討においては、本計画の計画期間である40年間を標準化した中で、の検証結果を踏まえた取組であり、計画期間内の特定の計画期間を見た場合には必要と

なる維持管理、修繕、更新費用の確保が困難となる年度もあります。

そのため、厚木市公共施設最適化検討委員会や庁内プロジェクトチーム等の検討の場で、目標耐用年数以前に施設の集約化を進めたり、診断・調査により優先的に修繕の実施が必要な箇所への対応を図るなどの取組についての検討を進めます。

また、「第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」にあるとおり、公会計制度の導入に併せて整備した固定資産台帳を活用し、各施設のコストを明確にし、各施設の有効性や管理の在り方について検討するとともに、減価償却費を把握することで施設更新に対する積み立ての検討を行うなど財源確保に努めます。

(2) 行政サービスの広域連携領域の拡大

清川村との間で締結した広域消防連携の取組など広域的な連携については、全国的な人口減少が避けられない状況において、財政負担の軽減の観点から今後ますます重要性が増すものと考えられるため、多様な行政サービス領域において広域連携の在り方について検討を進めます。

(3) 包括管理委託に関する検討

これまで施設ごとに個別に発注してきた公共施設に係る保守点検等を一括で取りまとめ民間事業者に委託する包括管理委託について検討を進めます。

包括管理委託では、事業者に施設類型や地区等の単位で、定期点検等の業務を包括的に委託することにより、施設の点検仕様及び品質管理の向上が図られるほか、市の契約事務コスト等を含めたトータルコストの縮減が見込まれます。

用語集

用語	解説
構造躯体	<p>基礎、柱、梁、壁面、床など建物の構造を支える骨組みのこと。</p> <p>一般に、構造躯体はその使用材料により、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）、木造（W造）などに区分される。</p>
目標耐用年数	<p>施設管理者が目標として設定する施設の耐用年数。</p>
耐震基準	<p>建築基準法によって定められた、地震の際に建築物が安全であるために備えていなければならない技術的基準。</p>
圧縮強度	<p>コンクリートの強度を示すものであり、鉄筋コンクリート造（RC造）の建築物の躯体の劣化状況を確認する際などに用いられる指標。</p>
長寿命化改修 （機能回復）	<p>建物に与える影響が大きな機能低下に基づく不具合に対して、劣化が顕在化し始める時期を目安に、対象となる部位が本来有する機能の回復を目的に行う改修。</p> <p>＜対象となる主な部位＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根防水・外壁・外部建具・受変電設備・自動制御設備・熱源機器・空気調和機・タンク・水槽類・エレベーター等
長寿命化改修 （機能向上）	<p>建物に求められる性能・機能を確保しながら、長期間にわたって建物を使用するために、耐久性の向上や利用形態の変更等の施設機能の向上を目的に行う改修。</p> <p>＜改修の主な内容＞</p> <p>躯体の補修、配線・配管の更新、内部仕上げ等の改修を行うことによる公共施設の諸室の変更、施設の複合化、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能の強化等</p>

最適化	<p>基本計画に定める適正な規模での更新、複合化及び民間活力の導入等の取組。</p> <p><基本計画に定める取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正な規模での更新、複合化 2 施設の統廃合、市有地の売却、廃止 3 国・県との連携 4 特定財源の確保 5 民間への移譲 6 民間活力の導入 7 適正な受益者負担の導入 8 長寿命化による更新時期の平準化
適正配置	<p>複合化、集約化、多機能化のいずれかの手法で施設を更新又は改修すること。</p>
複合化	<p>異なる機能を有する施設を一つの施設に集めること。</p>
集約化	<p>同一の機能を有する施設を一つの施設に集めること。</p>
多機能化	<p>複合化及び集約化を行う際に、新たな機能を加えること。</p>
PPP	<p>Public Private Partnership の略</p> <p>公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な活用や行政による事業の効率化を図る事業手法。</p>
PFI	<p>Private Finance Initiative の略</p> <p>PPP の一つであり、これまでの公共事業とは異なり、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用することで効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法。</p>
包括管理委託	<p>公共施設等の管理運営業務について、性能発注方式によって複数施設の維持管理など一連の業務を民間企業に委ねることで、民間の創意工夫を活かした効率的なサービス提供を行う事業手法。</p>